

第2編

風水害対策計画編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 町土の保全.....	1
第2節 土砂災害防止対策.....	4
第3節 道路の安全対策.....	8
第4節 学校等の安全対策・文化財の保護.....	9
第5節 農地、農業施設等の対策推進.....	10
第6節 災害対策に携わる組織の整備.....	12
第1 対策に携わる組織の整備.....	12
第2 相互応援体制の整備.....	13
第3 防災組織等の活動体制の整備.....	14
第7節 情報通信ネットワークの整備.....	18
第8節 災害用資材、機材等の点検整備.....	21
第1 災害用資機材.....	21
第9節 火災予防.....	23
第10節 防災教育・訓練.....	25
第1 防災知識の普及.....	25
第2 防災訓練.....	30
第3 防災組織等の活動体制整備.....	33
第4 要配慮者支援.....	38
第11節 被害軽減への備え.....	42
第1 防災まちづくりの推進.....	42
第2 建築物の不燃・堅牢化の推進.....	45
第3 土木施設の整備の推進.....	46
第4 ライフライン施設の災害対応力の強化.....	47
第5 水害予防対策の推進.....	49
第6 緊急輸送への備え.....	50
第7 救助・救急活動への備え.....	51
第8 医療救護活動への備え.....	52
第9 被災者支援のための備え.....	54
第10 避難行動要支援者等の安全確保のための備え.....	58
第11 燃料不足への備え.....	63
第2章 災害応急対策計画	67
第1節 組織.....	67
第1 災害対策本部.....	67
第2 組織・運営等.....	70

第2節	動員	76
第1	職員の動員配備体制区分の基準及び内容	76
第2	職員の動員・参集	77
第3節	気象情報等計画	80
第1	特別警報・警報・注意報	80
第4節	災害情報の収集・伝達・報告	87
第1	連絡網及び連絡手段	87
第2	初動期の災害情報収集体制	89
第3	被害調査の報告	90
第5節	通信	94
第1	専用通信設備の運用	94
第2	代替通信機能の確保	95
第3	災害情報の収集・伝達・報告	98
第6節	広報	100
第1	広報活動	100
第2	住民への各種相談窓口	102
第3	報道機関への対応	102
第7節	消火活動	103
第1	消火活動	103
第8節	水防活動	106
第9節	災害警備	106
第1	警備体制	106
第2	警備の実施	106
第3	警備活動に対する援助活動	107
第10節	交通計画	108
第1	規制の種別等	108
第2	発見者の通知	108
第3	各機関別実施者	109
第11節	避難	110
第12節	食料供給	117
第1	食料の供給	117
第13節	衣料・生活必需品等供給	123
第1	生活必需品の供給	123
第14節	給水	125
第1	基本事項	125
第2	災害時給水体制の確立	125
第3	応急給水活動の実施	127

第4	検水の実施	128
第15節	要配慮者の安全確保対策	129
第1	基本方針	129
第2	実施機関	129
第3	要配慮者への配慮	129
第4	要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策	130
第5	在宅の要配慮者に対する安全確保対策	131
第6	外国人に対する安全確保対策	132
第7	社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	133
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	134
第1	応急仮設住宅の建設	134
第2	住宅の応急修理	136
第17節	医療・助産	137
第1	応急医療体制の確保	137
第2	応急医療活動	138
第3	後方支援活動	141
第18節	防疫計画	142
第1	防疫活動	142
第19節	災害廃棄物の処理	143
第1	災害廃棄物	143
第2	清掃	144
第20節	死体の捜索及び処理埋葬	147
第21節	障害物の除去	149
第1	建築関係障害物の除去	149
第2	道路関係障害物の除去	149
第3	河川等関係障害物の除去	149
第22節	輸送	150
第1	緊急輸送の実施	150
第2	緊急輸送道路の確保	151
第3	輸送車両の確保	151
第4	道路情報の連絡	152
第23節	児童生徒等の安全確保・応急教育等	155
第1	基本方針	155
第2	児童生徒等の安全確保	157
第3	応急教育	158
第24節	自衛隊に対する災害派遣要請	161
第1	自衛隊派遣要請	161

第 25 節	応援・受援	163
第 1	国・県・他自治体への応援要請	163
第 2	受援体制の確保	165
第 3	他市町村被災時の応援・派遣	168
第 26 節	農地農業	169
第 1	農地	169
第 2	農業	169
第 27 節	電力施設の復旧	171
第 1	非常災害対策本部の構成	171
第 2	非常態勢の発令	171
第 3	組織の運営	171
第 28 節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画	172
第 1	組織（茨城支店災害対策本部）	172
第 2	各班の分担	172
第 29 節	株式会社 NTT ドコモ茨城支店の災害対策計画	173
第 1	組織（株式会社 NTT ドコモ茨城支店災害対策本部組織図）	173
第 30 節	防災ヘリコプターによる災害応急対策	174
第 1	応援要請	174
第 2	応援要請の方法	174
第 3	経費負担	174
第 31 節	郵政事業に係る措置	175
第 32 節	救助・救急活動	176
第 33 節	燃料対策	178
第 1	連絡体制の確保と情報の収集	178
第 2	災害応急対策車両への燃料の供給	178
第 3	町民への広報	178
第 34 節	土砂災害等その他危険箇所の対策	179
第 1	危険箇所に関する情報収集	179
第 2	立入り禁止措置等当面の安全対策の実施	179
第 3	安全点検調査体制の確立等	180
第 4	巡視及び警戒体制	180
第 5	広報及び避難体制	181
第 35 節	被災者生活支援	182
第 1	避難者、疎開者、自宅被災者の把握	182
第 2	避難生活の確保、健康管理	183
第 3	愛玩動物の保護対策	188
第 4	ボランティア活動の支援	189

第5	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	190
第6	義援物資対策	193
第36節	災害救助法の適用	194
第1	被害状況の把握及び認定	194
第2	救助法の適用基準	195
第3	救助法の適用手続き	195
第4	救助法による救助	196
第3章	災害復旧計画	199
第1節	公共施設の災害復旧	199
第1	災害復旧事業計画の作成	199
第2	災害復旧事業の種類	199
第3	災害復旧事業の実施	200
第4	解体、がれきの処理	200
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	201
第1	法律に基づき一部負担又は補助するもの	201
第2	激甚災害に係る財政援助措置	201
第3節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	203
第1	農林漁業復旧資金	203
第2	中小企業復興資金	204
第3	住宅復興資金	204
第4	生活福祉資金	204
第5	母子寡婦福祉資金	205
第6	義援金品の募集及び配分	205
第7	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	206
第8	租税及び公共料金等の特例措置	210
第9	住宅建設の促進	211
第10	被災者生活再建支援法の適用	212
第5節	その他の保護計画	214
第1	被災者に対する職業のあっせん	214
第2	生活保護	214

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

第1節 町土の保全

本町は総面積の60%を森林が占めており、那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出している。このため、台風や豪雨による山腹の崩壊等災害の危険性が増大する傾向にあり、治山施設の整備が急務となっている。

また、本町の河川は、那珂川、藤井川等や農業用排水路などの水路が網の目のように町内を貫流していることから、豪雨等により河川が氾濫し、家屋の床上浸水、床下浸水が発生することが予想される。

このため、町は国、県及び関係団体と協力し、治山治水対策事業等の予防対策を講ずるとともに水戸地方気象台等との連携を密に図る。

1 治山整備計画〔農業政策課〕

町内における山地災害危険地区等は、資料編のとおりである。

これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止するため、森林法による策定された森林整備保全事業計画（平成26～30年度）に基づき、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を計画的に進める。これらのうち国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所は、県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図るとともに、県と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。

これらの危険地区を重点に、治山事業計画を策定する。また、これらのうち国庫補助事業の採択基準に該当しない箇所は、県単独事業によりこれを補完し、災害の未然防止を図る。

2 保安林整備計画〔農業政策課〕

森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水、土砂の流出などを防止する働きがある。このため、保安林整備計画を策定し、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための特定保安林の指定を県に要請する。

特に、保安林の指定については、重要な水源地や山地災害危険地区及び森林の保安林指定を進める

3 河川改修等の推進〔都市建設課〕

(1) 河川整備事業

国管轄の那珂川や県管轄の藤井川及び緊急度に応じた河川について河川改修や築堤整備が完了するよう整備の推進に努める。

- (2) ため池、水路の整備促進〔農業政策課〕
町管理のため池、水路を順次整備を図る。

4 雨水流出抑制施策の推進〔農業政策課・都市建設課・関係各課〕

- (1) 公共土木事業等における雨水流出抑制施策の推進
山林、農地の保全又は治山対策、公共施設敷地を有効利用した調整施設などにより町全域の保水能力を高める。また、道路及び排水施設整備に伴い、透水性アスファルト舗装、浸透柵、浸透側溝等による整備を促進し、雨水流出抑制に努める。
- (2) 中水道の活用
雨水の有効利用を推進する観点から公共施設の雑用水等への雨水利用の導入、民間大規模施設等への雨水利用の要請等、中水道の活用を位置づける。

5 雨水対策〔都市建設課〕

町は、災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、町内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

6 水防体制の充実・強化〔総務課〕

- (1) 水防倉庫の整備等
水防倉庫の設置及び資機材の備蓄、更新、補充及び拡充については、必要資機材の種類、数量、配置等に万全を期す。
- (2) 消防団の強化
各地域における水防行動力を強化する観点から、都市化や高齢化の進展等の状況の変化に対応した、消防団の強化策を検討し、その実現に努める。

7 避難体制等の整備〔総務課〕

- (1) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域毎に次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項
- ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- (ア) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
- (イ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

- (2) 浸水想定区域を含む市町村の長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

- (3) 町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難経路をあらかじめ指定するとともに、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- (4) 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2節 土砂災害防止対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

警戒区域の指定があった場合、町は警戒区域毎に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民へ周知するものとする。

1 がけ崩れ対策

(1) 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化〔総務課・都市建設課〕

町においては、がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

(2) 急傾斜崩壊危険区域の指定の促進〔総務課・都市建設課〕

町は、県と協議の上、危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図ることとなっており、町は指定の促進を図る。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導〔総務課〕

危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう強力に指示するものとする。

(4) 警戒避難体制の確立〔総務課〕

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の確立が最も必要である。

町においては、がけ崩れの発生のおそれのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう、その必要な事項を定めるため昭和44年8月20日付消防法第328号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険区域の指定のないものについても警戒避難体制を確立しておくものとする。

また、県及び水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報が発令された場合には、町長の避難勧告等発令に当たっての基準・目安にするなど、避難体制の整備を図るものとする。

(5) 地域防災計画の整備〔総務課〕

町においては、がけ崩れ防災対策を適切に実施するため防災に関し必要な事項をあらかじめ地域防災計画に定めておくものとする。

(6) 要配慮者関連施設に係る情報提供等〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、がけ崩れ等の土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通知する。また、必要に応じ、当該施設管理者に対し、施設利用者の円滑な警戒避難のため、がけ崩れ等の土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達する。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの要配慮者対策の実施を行う。

2 地すべり対策

(1) 危険箇所の実態調査

茨城県土木部で危険箇所の実態を調査した結果は資料編のとおりである。

(2) 地すべり防止区域の指定の促進〔総務課・都市建設課〕

地すべり防止区域は、県において危険が切迫しているところを、関係部局と協議の上「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請することとなっている。

町は、区域の指定促進により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と町土の保全を図る。

(3) 警戒避難体制の確立〔総務課〕

危険箇所に対する防災措置が不十分である間は、警戒避難体制の確立が、最も必要であると認められるので、町において、危険箇所毎に警戒避難体制を確立する。

(4) 要配慮者関連施設に係る情報提供等〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、地すべり災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通知する。また、必要に応じ、当該施設管理者に対し、施設利用者の円滑な警戒避難のため、地すべり災害に関する情報、予報及び警報を伝達する。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの要配慮者対策の実施を行う。

3 土石流危険渓流対策

(1) 土石流危険渓流の実態調査〔総務課・都市建設課〕

県土木部の実態調査の結果を基に、必要に応じて危険渓流を的確に把握していく。

(2) 土砂災害が生じるおそれのある区域における対策〔総務課・都市建設課〕

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年五月八日法律第五十七号）第六条に定める土砂災害警戒区域及び第八条に定める土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立するものとする。

イ 警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

(3) 土石流危険渓流及び危険区域の周知〔総務課・都市建設課〕

町は、土石流危険渓流及び危険区域に関する資料を、関係住民へ提供する。

(4) 開発の制限〔総務課・都市建設課〕

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めないこととされている。

(5) 警戒避難体制の確立〔総務課・都市建設課〕

ア 町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示（緊急）等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした活用しやすいマニュアル等を早期に作成する。

イ 土石流危険渓流及び危険区域における警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の対策を行う。

(ア) 関係住民において警戒又は避難を行うべき基準（以下「警戒避難基準」という。）の設定

(イ) 予報、警報及び避難の指示等の伝達・周知

(ロ) 適切な避難方法の周知

(ハ) 適切な避難場所の選定及び周知

(ニ) その他警戒避難のために必要な事項

ウ 警戒避難基準は、原則として、土石流危険渓流及び危険区域毎に設定する。

エ 次に掲げるような場合には住民が自発的に警戒避難を行うべき旨を定めるよう指導する。

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

(イ) 渓流の流末が急激に濁りだした場合や、流木がまざりはじめた場合

(ロ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）

(ハ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(ニ) 渓流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

オ 県及び水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、町長の避難勧告等発令に当たっての基準・目安にするなど、避難体制の整備を図る。

カ 土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県から町へFAX及び防災情報ネットワークシステムにより伝達される。

(6) 要配慮者関連施設に係る情報提供等〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、土石流危険渓流箇所^①に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設の管理者に対し、その旨を通知する。また、必要に応じ、当該施設管理者に対し、施設利用者の円滑な警戒避難のため、土砂災害等に関する情報、予報及び警報^②を伝達する。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの要配慮者対策の実施について指導を行う。

4 液状化防止対策の推進〔関係各課〕

液状化による被害を軽減するため、町、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立て地や旧河道敷等、液状化のおそれのある箇所等について、地盤データの収集とそのデータベース化を図るなど、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第3節 道路の安全対策

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となる使命を担っていることから、公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。施設毎に安全性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための諸施策を実施する。

1 道路施設の整備の推進〔都市建設課〕

(1) 道路施設の安全性の向上

- ア 橋梁部については、落橋防止構造の推進及び、橋脚補強等を実施する。
- イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ア 町内の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- イ 町内の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ウ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間〔総務課・都市建設課〕

異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は、次のとおりである。

通行規制区間

路線名	通行規制（情報収集）区間			
	箇所	延長（km）	危険箇所	情報板設置の有無
笠間緒川線	東茨城郡城里町塩子	1.0	落石	有
赤沢茂木線	東茨城郡城里町御前山	0.5	落石有	有

特殊通行規制区間

路線名	通行規制（情報収集）区間			
	箇所	延長（km）	危険箇所	情報板設置の有無
国道 123 号	東茨城郡城里町石塚	0.3	落石・土砂崩落	有

茨城県地域防災計画に掲げられる事項

第4節 学校等の安全対策・文化財の保護

町は、学校及びその他の教育機関における幼児・児童・生徒等及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

1 防災上必要な教育の実施〔教育委員会〕

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 町は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の習得及び技能の向上に努める。
- (3) 町は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施〔教育委員会〕

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備〔教育委員会・総務課〕

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置〔教育委員会〕

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、校舎等学校建築物の不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、建築基準法第12条の規程に基づく定期報告や消防点検などにより、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施する。電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護〔教育委員会〕

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備に努めるとともに、文化財の所在の明確化及び防災のための標識等の設置を図る。

第5節 農地、農業施設等の対策推進

農用地及び農業用施設の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るための予防対策を講ずる必要がある。町内には、田・畑等、オープンスペースが多く災害時における緊急の避難スペースとなることから、それらを踏まえた整備を図る。

1 農地対策の推進〔農業政策課〕

(1) 老朽ため池等整備事業の推進

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。）、頭首工、樋門、用排水機場、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びに、これらの附帯施設及び洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設又は改修の整備を推進する。

(2) 湛水防除事業の推進

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害が生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修の整備を推進する。

(3) 水質障害対策事業の推進

公共用水域から農業用水を取水し、かんがいを行っている農用地において水質汚濁による障害等の除去並びに防止を行い、農業用排水の確保と農業経営の安定を図る。

(4) 地盤沈下対策事業の推進

地盤の沈下を防止するため、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地を行う。

(5) 土地改良事業等の推進

災害時のオープンスペースの確保等重要な役割を果たす農用地を保全、確保するためや生産性の向上を図るため、土地改良事業等、生産基盤の整備を推進する。

2 農業対策の推進

(1) 農林漁業災害対策委員会の設置〔農業政策課・関係各課〕

災害の発生に対応し被害農家の救済対策を迅速かつ適正に実施するとともに、災害による農作物被害の軽減、未然防止対策を講ずることを目的として設置する。これにより、気象予報の伝達体制の確立、農業共済加入率の向上、農業制度資金の活用、災害の事後対策の円滑な推進を図る。

(2) 資材の確保〔農業政策課〕

災害の発生に備え、病虫害防除器具の整備、薬剤・飼料等の調達などについて、農協、経済連等関係団体・業者の協力を得て万全を期するよう努める。

(3) 家畜対策〔農業政策課〕

ア 低湿地畜舎対策は周囲の土盛り排水路の整備を行う。

イ 増浸水の場合を想定して避難移動場所の**確保**を図る。

ウ 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第6節 災害対策に携わる組織の整備

第1 対策に携わる組織の整備

大規模な災害の発生又は発生する可能性がある場合に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、各課並びに職員一人ひとりに防災思想の高揚を図る必要がある。このため、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るために、町は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

1 活動体系の全体像

(1) 防災体制整備〔総務課・関係各課〕

災害対策基本法第16条に基づき、城里町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した城里町地域防災計画及び地震災害の特徴を考慮した計画を作成し、対策推進を行う。

(2) 防災所管課の充実・強化〔総務課・都市建設課〕

地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性のあるものとするため、総務課に防災担当部門を設置する。また、災害発生後における住宅供給計画や復興まちづくり計画等の調査・研究を行うため、総務課・都市建設課に防災まちづくりグループの設置を検討する。

(3) 防災担当課配属職員経験職員の予備要員登録制の導入〔総務課〕

非常時における防災スペシャリストの育成・活用を図るため、防災担当課配属経験職員を予備要員として登録することを検討する。

2 町の活動体制の整備

(1) 活動体制の整備〔総務課・関係各課〕

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図る。

また、地域防災計画に基づく活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

さらに、各課は、災害時に対して円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど各課間の連携体制を整備しておくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

(2) 警戒本部等の配備体制の明確化〔総務課〕

町内において、警戒体制をとるべき警報が発表された場合、速やかに警戒本部等の配備体制が敷けるよう体制の整備を図るとともに、本部長不在時の指揮伝達体制を定める。

なお、町域に大規模な災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を自動的に設置する。

(3) 職員の参集手段の整備〔総務課〕

休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、職員の参集手段を整備し、速やかな災害対策本部の立上げが可能な体制を確保する。

3 災害対策本部の代替施設の確保〔総務課〕

災害発生時には、災害対策活動における拠点となる災害対策本部（町庁舎）自体が被災する可能性もあることから、あらかじめ災害対策本部の代替施設を選定し、周知を図る。

第2 相互応援体制の整備

本町は、広域行政需要に対応できる水戸地方広域市町村圏、さらに水戸地方拠点都市地域にも指定されている。これら広域的処理業務を充実するとともに、相互協力と効率的な役割分担による対応を強化していく必要がある。

このため、大規模災害発生時においては、町の能力を大幅に上回る救援ニーズに対応した総合的かつ円滑な応急対策の実施を図るため、町は、防災体制を整備するとともに、応援協定の締結等により、防災組織の相互の連携の強化を図るものとする。

1 応援要請・受入体制の整備

(1) 相互応援協定の締結〔総務課・消防本部〕

地域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進する。

既に締結された主な協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

現在締結している協定は、次の応援協定を締結している。

- 県内各市町村間の「災害時等の相互応援に関する協定」
- 消防組織法第 21 条の規定に基づく「茨城県広域消防相互応援協定」
- 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく「消防相互応援協定」
- 東京都江戸川区との「災害時相互支援に関する協定」

(2) 応援要請体制の整備〔総務課〕

災害時（その後の復旧・復興対策を含む。）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備〔総務課・関係各課〕

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(4) 県等関係機関に対する職員派遣の要請及びあっせん〔総務課〕

町は、災害時の県等関係機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう応援要請の窓口の明確化やその手続等応援体制について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 広域行政の推進〔まちづくり戦略課〕

行政の効率化と均衡ある発展を促進するため、県央地域首長懇話会の枠組みを踏まえ連携・協力関係を維持しながら広域行政の推進や拡充強化を図る。

(6) 公共団体等との協力体制の確立〔総務課・関係各課〕

町内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時における、応急対策活動への積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

第3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、現有する自治会組織等の育成、事業所一人ひとりに対する防災思想の普及・啓発、かつ、新たな自主防災組織等の結成を充実させる必要がある。また、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるよう防災ボランティアの養成及び登録を行い、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 普及啓発活動の実施〔総務課〕

幼年消防クラブ等の組織の充実を図る中で、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2) 自主防災組織の編成〔総務課・消防本部〕

ア 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけ、継続的な連携を図る。

ウ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。

(3) 自主防災組織の活動内容〔総務課・消防本部〕

[平常時]

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- オ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達の協力
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 避難所運営の協力
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- キ 要配慮者の安全確保等

(4) 自主防災組織への活動支援〔総務課〕

町は自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(5) リーダーの養成〔総務課・消防本部〕

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所等防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化〔総務課・健康保険課・長寿応援課・福祉こども課・教育委員会・消防本部〕

学校・病院・店舗等多数の人が出入りする施設の施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。

消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導することとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制は、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

事業所等は、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織〔総務課・消防本部〕

危険物等施設は、大規模な災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には消防機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動の実施体制の確立に向けた指導を行う。

(3) 一般企業の防災体制〔総務課・消防本部〕

多数の従業員が勤務する事業所では、消防法に基づき消防計画の作成及び自衛の消防組織の設置が義務付けられている。

消防法の規定により自衛の消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛の消防組織の設置が推進されるよう、事業所関係者の理解確保に努める。

また、これらの事業所等について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により、自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。

3 ボランティア組織の育成・連帯

(1) ボランティア受入体制の整備〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、災害ボランティアセンターを立上げ、災害ボランティアの受入れを城里町社会福祉協議会に設置するとともに、円滑な活動展開に向けて、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備するものとする。

町及び町社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く町民に周知する。

ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。

(2) ボランティアの育成〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

地域福祉の担い手としてのボランティアの発掘、育成、ボランティアリーダーの養成、地域福祉情報の提供等に務め、ボランティア活動の促進を図る。

(3) ボランティア活動の普及・啓発〔総務課・福祉こども課・教育委員会・社会福祉協議会〕

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

- (4) 災害ボランティアの活動拠点等の整備〔総務課・福祉こども課・社会福祉協議会〕
災害時におけるボランティア活動を円滑に実施するために、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、F A X等通信機器等の資機材の整備を進める。
- (5) ボランティア保険への加入促進〔総務課・福祉こども課・社会福祉協議会〕
町は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

第7節 情報通信ネットワークの整備

災害発生時に町は、国、県、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることをすべての対策の基本とする。

そのため、平常時より、防災無線及びIP一斉放送（七会地区）の増強等や情報ネットワーク整備等に取り組んでいく等、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

1 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線の増強〔総務課・まちづくり戦略課〕

防災行政無線（町役場本庁舎に設置される親局から町内の各地域に設置される子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための無線通信システム）が、町の全ての地域において良好な聴取が可能となるよう、屋外及び屋内受信機の増強配置を計画的に進める。また、町役場本庁舎を基地局として、避難所となる施設に加え、警察署、消防署、県機関、医師会、社会福祉協議会、トラック協会等の各協力団体相互を結ぶ、町自前の複信方式による無線通信手段としての防災行政無線の増強を検討する。

(2) 情報システムの確立〔総務課・まちづくり戦略課〕

コンピューターを中心とした住民情報、地域情報、内部情報システムを結合させた行政情報システムを確立するとともに、情報の総合的活用を推進する。

(3) 情報通信設備の不燃堅牢化〔総務課・まちづくり戦略課〕

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電時に備え次の事項に留意するものとする。

ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、サーバの分散化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合を想定し、通信体制を確保する。

イ 非常用電源の確保

災害による停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合でも、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図るものとする。

2 情報ソフト環境等の整備

(1) 非常時における情報対策マニュアルの作成等〔総務課〕

情報が集まらない場合、若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講ずることのできるスペシャリストの育成を図る。あわせて、システムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成する。

(2) 災害関連情報等の管理環境の整備〔総務課〕

発災後の避難所間の情報把握や被災者の情報、救援物資や災害関連情報の一元管理を行うための環境の整備を推進する。

(3) 無線従事者の確保〔総務課〕

町職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保に努める。

3 住民・事業所・民間団体等との協力体制づくり

(1) アマチュア無線ボランティアの確保〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(2) 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底〔総務課〕

災害発生直後の電話輻輳を防止するため、住民に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、PRに努める。

(3) 情報化に対する意識の啓発〔まちづくり戦略課〕

情報化に対する住民の意識を啓発するため、広報活動などを強化するとともに、学校、職場、生涯学習の場を活用し、情報化に対応できる人材の育成を図る。

(4) 高度情報化への対応〔総務課・まちづくり戦略課〕

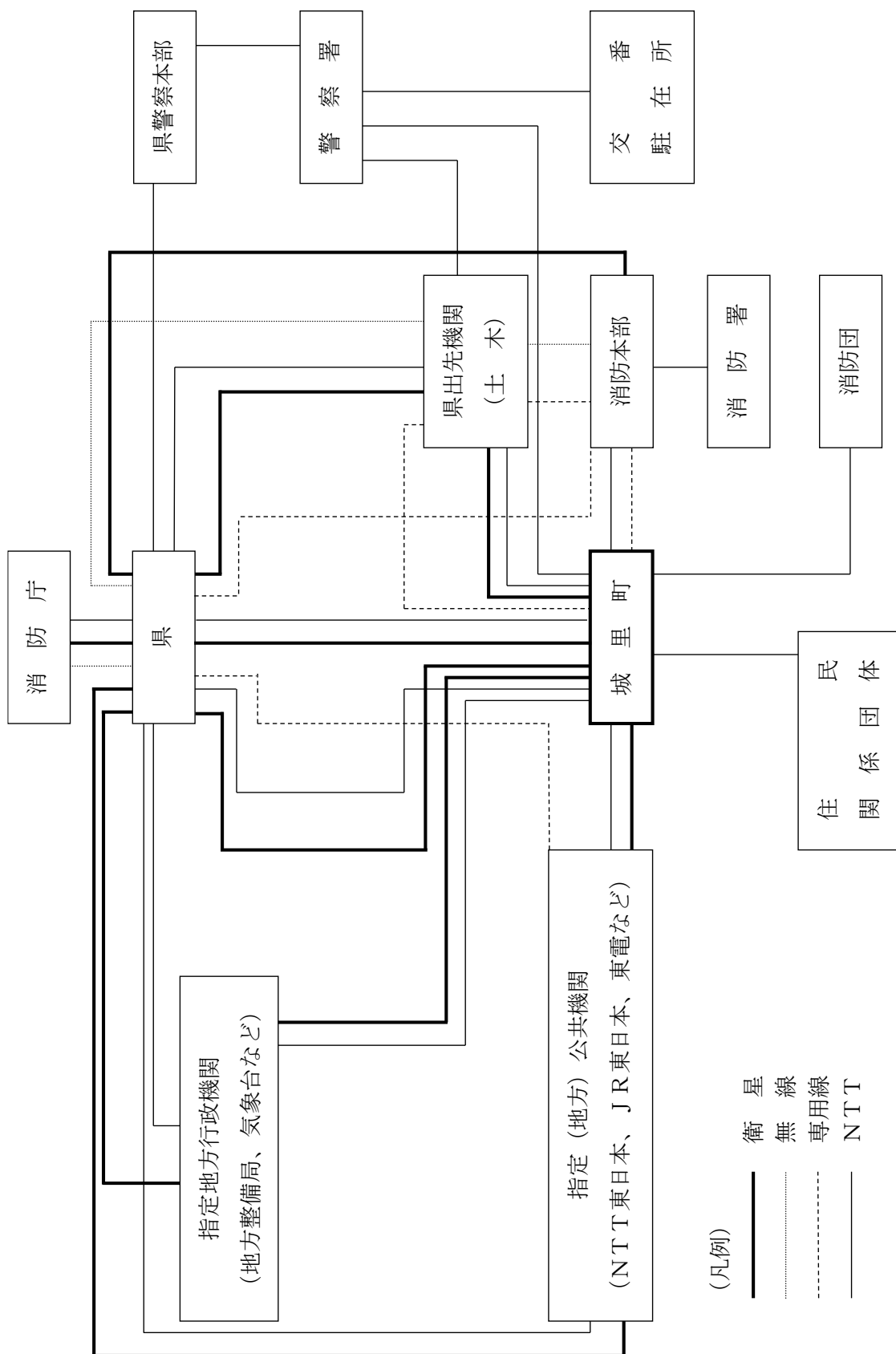
緊急無線の充実、FAX、インターネット、携帯電話サービス等の活用方法の研究を進め、災害時（生活）にも役立つ地域情報の提供・交換を目指す。

例えば、携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む。）、アマチュア無線、インターネットメール、エリアメール、インターネット等マルチメディアの活用など、それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理・点検を行う。

4 業務継続性の強化

町は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムの継続的な維持・稼動環境を整備する。

通信連絡系統図



第8節 災害用資材、機材等の点検整備

町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備える。

第1 災害用資機材

1 水防に必要な備蓄資材、器具

(1) 住民用資機材（自主防災用資機材）

町は、住民の必要とする自主防災用資機材（スコップ、ハンマー、油圧ジャッキ、クリッパー等）の把握に努め、計画的な備蓄を実施する。

(2) 救助資機材〔総務課〕

ア 町民が使用する資機材

町は、自主防災組織運営補助制度で補助申請のあった自主防災組織に対し、資機材購入の補助金を交付する。

イ 救助要員用資機材

町は、緊急時の救助に使用する資機材の整備を図る。

(3) 拠点用資機材〔総務課〕

町は、防災拠点の運用に必要な資機材の把握に努め、計画的な備蓄を実施する。

(4) 水防資機材〔総務課〕

町（水防管理者）は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等を整備する。

(5) 雨量計、風速計〔総務課〕

ア 町（水防管理者）は、区域内の適当な箇所に雨量計を設け、必要に応じて風速計を設ける。

イ 町（水防管理者）は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設置する。

(6) 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤〔健康保険課〕

ア 医療及び助産に係わる資材の備蓄に努める。

イ 防疫用薬剤の備蓄は、町内及び近隣の業者より調達するとともに保健所に連絡の上補給する。

ウ 供血は、町内の病院・医院と連絡して行う。

2 備蓄食料〔総務課〕

災害時における生活の安定・確保のため、各家庭における備蓄食料、衣類及び生活必需品の確保について啓発するとともに、自主防災組織及び町においても、平常時から災害対策用食料や資機材の備蓄に努める。また、町内外食品業者等との災害時の協定の締結を推進する。

3 その他

町は、各関係機関等に対し、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄並びに整備を促す。

第9節 火災予防

現在、本町は水戸市消防本部に事務委託しているとともに、町独自では消防団をはじめ、幼年消防クラブ、自主防災組織等が機能している。大規模な災害を想定した場合、現有体制のさらなる配備体制の強化が望まれる。このため、災害による被害を最小限にとどめるよう、消防力の充実強化、救助・救急体制、消防資機材の整備等、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自治会組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進〔総務課・消防本部〕

町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期する。

(2) 防火管理者の育成、指導〔総務課・消防本部〕

町は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導するとともに、当該防火管理者については、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務の実施をするよう講習会等を通じてその徹底に努めるものとする。

(3) 予防査察の強化指導〔総務課・消防本部〕

町は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、防火対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導〔総務課・消防本部〕

町は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底〔総務課〕

町は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る。

2 消防力の強化

(1) 大規模災害時想定消防計画の策定〔総務課・消防本部〕

情報量の少ない場合や職員の参集率が少ない場合等、大規模災害時に起こりうる事態を想定して、有効かつ妥当な消防活動を行うための消防計画を策定する。

震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(2) 消防水利の確保〔総務課・関係各課・消防本部〕

防火水槽の設置及び堅牢化を促進するほか、河川、ため池利用、プール利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

(3) 消防車両・資機材の充実〔総務課・消防本部〕

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(4) 消防力の強化〔総務課・消防本部〕

消防力の強化を図るため、消防団組織の再編、団員の処遇改善、訓練の充実による団員の資質向上、各種装備の充実等に努める。消防本部との連携を強化し、効率的な組織運営を図る。

第10節 防災教育・訓練

第1 防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが日頃から防災に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町及び県、防災関係機関の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけるよう防災教育・研修活動を推進するものとする。

1 一般住民向けの防災教育

町民一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町、県、及び防災関係機関は、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

(1) 「自助」「共助」の推進〔総務課〕

町は、町民に対し、「自助」「共助」への取組について周知を図る。

ア 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。

イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。

ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組

警報等や避難指示（緊急）発令時にとるべき行動をあらかじめ認識するため、避難に当たり把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」（「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」）の作成や、ハザードマップをもとに地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

エ 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による混乱を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキングシステム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

オ 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

(2) 普及すべき防災知識の内容〔総務課・関係各課〕

町、防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

- ア 風水害時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策
- ウ 注意報・警報発表時にとるべき行動
- エ 避難場所及び避難経路の位置、避難時や避難場所での行動
- オ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容と早期避難の重要性
- カ 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ク 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
- ケ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- コ 自主防災組織等の地域での防災活動
- サ 要配慮者への支援協力
- シ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(3) 防災教育の拠点整備の推進〔総務課・教育委員会〕

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備を検討する。

(4) 防災ハンドブック、パンフレットの配布〔総務課〕

防災ハンドブック、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(5) 講習会等の開催〔総務課〕

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(6) 指導者の育成・確保〔総務課〕

青少年の自主的、自発的活動を促進するため、研修の充実等を通じて、青少年リーダーの育成と確保を図る。

(7) その他メディアの活用の検討〔総務課・関係各課〕

- ア テレビ・ラジオ局の番組の活用
- イ ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ウ インターネットの活用（ホームページ、メール、SNS）
- エ 町防災メールの活用

(8) 防災関連設備等の準備〔総務課〕

- ア 非常用持出袋
- イ 消火器等消火資機材
- ウ 住宅用火災警報器
- エ その他防災関連設備等

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 防災知識の普及〔総務課・教育委員会・福祉こども課・消防本部・関係各課〕

こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校においては、各学校で策定した学校安全計画に従って児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育に当たっては起震車等の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 様々な災害を想定した防災教育〔総務課・教育委員会・福祉こども課〕

地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、洪水など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

3 教育対策の環境整備

(1) 大規模災害発生時における学校教職員の災害初動マニュアルの策定〔教育委員会〕

大規模災害発生の場合を想定し、「大規模災害発生時における学校教職員の初動マニュアル」を策定する。

【基本事項】

- ア 教職員の連絡網の作成
- イ 教職員の待機及び出動
- ウ 学校の避難所開設及び運営
- エ 避難と学校運営
- オ 児童・生徒及び教職員の被害状況の把握

(2) 大規模災害時における応急教育対策用カリキュラムの作成〔教育委員会〕

大規模災害時を想定し、「大規模災害時における応急教育対策用カリキュラム」を作成する。

【基本事項】

- ア 児童生徒の在宅時における指導
 - (ア) 児童生徒の緊急連絡網の作成と連携
 - (イ) 家庭における避難の仕方
 - (ウ) 家庭における安全な生活の仕方
 - (エ) 児童生徒の被害状況の把握の仕方
 - (オ) その他困難な場面に対応するための技能の習得

イ 児童生徒の学校生活時における指導

- (ア) 災害に関する自然科学的、社会科学的知识の習得
- (イ) 自分自身や自分をとりまく世界に対する信頼感の回復
- (ウ) 災害時の困難な場面に対応するための留意事項の徹底

—例えば—

- ・安全な登下校の仕方
- ・保護者と学校との連携、家庭・勤務先との連絡網
- ・避難所での児童生徒の学校生活の仕方
- ・避難所での児童生徒の家庭生活の仕方
- ・災害に対する児童生徒の避難の仕方
- ・被害状況の把握の仕方

ウ 幼児の在宅時及び園生活時における指導

(3) 町並びにPTA等関係者との協力計画の策定〔教育委員会〕

町は以下の点を中心として、「町並びにPTA等関係者との協力計画」を作成する。

ア 初動マニュアルに従った協力体制の確立

- (ア) 学校の対策本部の設置
- (イ) 町対策本部と学校の対策本部との連携
- (ウ) 学校とPTA及び地域との連携
- (エ) 被災者への援助、協力体制

イ 避難所の開設・運営

(4) 被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等〔教育委員会〕

町は以下の点を中心に、被災者に対するこころの対策及び教育的ケア等を行う。

ア 被災者に対するこころのケア対策

イ 児童・生徒の教育的ケア等の研究

- (ア) カウンセリングマインド
- (イ) 家庭及び地域、関係団体との連携
- (ウ) 学校教育全体及び道徳、特別活動（安全指導等）1年間カリキュラムに関連づけること。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(5) 指導者に対する防災教育〔教育委員会〕

指導者のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

(1) 応急対策活動の習熟〔関係各課〕

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場での活動を示した応急対策計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるように周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催〔総務課〕

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

(3) 定期点検の実施〔総務課・関係各課〕

町の防災体制、職員の防災活動体制等に関する点検を行う。

第2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のために、日常からの訓練が重要であり、町における防災訓練等の状況は以下のとおりである。このことから、町をはじめ、関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的・継続的に実施する。また、各種行事とあわせもった訓練の充実を図る必要がある。

防災訓練の状況

訓練名	実施機関	実施回数	備 考
水防訓練	城里町 城里町消防団 関係機関	年1回	樋管等操作訓練、水位測定及び伝達訓練 水防工法訓練、通信連絡訓練、操船訓練 広報訓練
消防訓練	城里町消防団 関係機関	随時	一般火災・油火災、総合訓練
避難訓練	城里町 事業所 関係機関	年1回	火災・地震等の避難、事業所・学校での自主 訓練
救助	城里町消防団 ・こども園・保 育園・小学校・ 中学校・教育 委員会	随時	
非常招集 訓練	城里町	年1回	職員の配備、情報の伝達・訓練
総合訓練	城里町 城里町消防団 関係機関	年1回	関係機関合同により、各種目別訓練を総合的 に実施する。

1 総合防災訓練〔総務課・消防本部・関係各課〕

町は県及び防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

訓練種目

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、教護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

2 町及び防災関係機関等が実施する訓練

町及び防災関係機関等は、次の内容について、D I G（図上訓練）又は現地における訓練を、計画的、継続的に実施するものとする。

(1) 水防訓練の実施〔総務課〕

水防訓練の実施は、概ね年1回とし、洪水が予想される時期前の訓練効果のある時期を選定する。訓練内容の項目は、以下に示すとおりである。

- ア 観測訓練（水位、雨量等）
- イ 通報訓練（電話、無線伝達）
- ウ 動員訓練（消防団の動員、地域住民の応援）
- エ 輸送訓練（資材、機材、人員）
- オ 工法訓練（各種水防工法）
- カ 避難及び立ち退き訓練

(2) 消防訓練の実施〔総務課〕

消防機関の出動、避難誘導、救出救助、通信連絡等を折り込んだ訓練を適宜実施する。特に、火災危険区域、建築物火災防御等、大火災を想定して実施する。

(3) 避難訓練の実施〔総務課・関係各課〕

ア 町による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自治組織及び住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 各課の個別訓練の実施

各対策項目に習熟し、その実施手順の点検・整備を行うため、各担当課は個別訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練の実施〔総務課〕

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(5) 通信訓練の実施〔総務課〕

大規模な災害を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

また、防災行政無線が使用不能になったときに備え、関係機関が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 事業所、自治会組織等及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練〔総務課・関係各課・消防団・消防本部〕

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、町、消防本部及び自治会組織等の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自治会組織等における訓練〔総務課・消防本部〕

各自治会組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。また、自治会組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自治会組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般住民の訓練の実施〔総務課・関係各課〕

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

(4) 学校と地域が連携した訓練の実施〔総務課・教育委員会〕

町は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

第3 防災組織等の活動体制整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進する。

また、自主防災組織についても活動環境の整備を進める。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備〔総務課〕

町は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を行う。

ア 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

イ 自主防災組織の編成

(ア) 自主防災組織は、地域の既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

(イ) 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

(ウ) 昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進し、構成員の調整を図る。

ウ 自主防災組織の活動内容

〔平常時〕

(ア) 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

(イ) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

(ウ) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

(エ) 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

〔発災時〕

(ア) 初期消火の実施

(イ) 情報の収集・伝達

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

- (イ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- (カ) 要配慮者の安全確保等

(2) 協力体制の整備〔総務課〕

町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援〔総務課〕

町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成〔総務課〕

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化〔総務課・消防本部〕

学校・病院・スーパーマーケット等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織〔総務課〕

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられるため、町は消防機関と協力し、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 建築物等の防災体制の強化〔都市建設課〕

町は、建築物等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努める。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進〔総務課・関係各課〕

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として城里町防災会議に提案することができる。町は、城里町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受け、必要があると認めるときは、城里町地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 ボランティア組織の育成・連携

(1) 防災ボランティアの定義〔総務課・関係各課〕

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアとを区分し、町、県及び関係団体等がそれぞれ受け入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

区 分	活 動 内 容	養成・登録の有無	担当窓口	受け入れ窓口
一 般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	県に養成有り 県に登録有り	総務課・福祉 こども課	町社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師・看護師）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士）	養成無し 登録無し	健康保険課	医師会 歯科医師会 薬剤師会 看護協会
語 学	外国語通訳・翻訳	県に養成有り 県に登録有り	総務課・教育 委員会	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し		

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

町社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」とし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備する。

(3) 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町社会福祉協議会は、「受入れ窓口」の円滑なボランティア活動を促進するため、体制整備を強化するとともに、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の体制強化を図る。

(4) 一般ボランティアの養成・登録〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録に当たり、次の対策を実施する。

ア コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受入れ、調整、紹介が一元化して行えるようあらかじめボランティアのコーディネートシステムの調整を行う。

〔拠点施設における業務〕

(ア) 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整

(イ) (ア)に基づくボランティアの紹介

(ウ) ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

イ ボランティアリーダーの養成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

ウ ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から町社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、県が実施する研修に参加する。

エ 一般ボランティアの登録

県が実施する災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録について、その登録リストの通知を受け、町社会福祉協議会はその登録を行う。

(5) 一般ボランティア団体のネットワーク〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町社会福祉協議会は県社会福祉協議会と協力し、ボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

(6) 一般ボランティアの活動環境の整備〔福祉こども課・社会福祉協議会〕

町、町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、町民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

イ 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ ボランティア保険への加入促進

町は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

5 企業防災の促進〔総務課〕

町は、企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を推奨する。

また、町は、企業に対し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるよう要請する。

このため、町は国や県の協力を得て、こうした取組に資する情報提供等を進める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する協定の締結や防災訓練の実施等の防災対策の実施に協力するよう要請に努める。

また、町は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び要配慮者を入所させる要配慮者関連施設は、風水害等から要配慮者を守るために安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は本計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定め、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

さらに、町は路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 要配慮者利用施設の安全体制の確保〔総務課、関係課〕

(1) 防災組織体制の整備〔総務課・各施設管理課〕

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

町及び県は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備〔総務課・各施設管理課・消防団〕

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町及び県は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄〔総務課・各施設管理課〕

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

町及び県は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施〔総務課・各施設管理課〕

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

町及び県は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 避難確保計画の策定等〔総務課・各施設管理課〕

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害が発生するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的確認するよう努めるものとする。

2 要配慮者の救援体制の確保

(1) 要配慮者の状況把握〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備〔長寿応援課・福祉こども課〕

町は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携に努めるなど、緊急通報システムの整備を図ることを検討する。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をする。

(3) 相互協力体制の整備〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの住宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

町は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への避難支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、あらかじめ移送先及び移送方法等を定めるよう努めるものとする。

(4) 福祉のネットワークづくりの推進〔福祉こども課〕

社会福祉協議会を中心に行政・関係団体が一体となってボランティアの育成を図り、地域における福祉基盤の整備とネットワークづくりを推進する中で地域ケアシステム推進事業の充実を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握〔総務課・町民課〕

町は災害時における外国人への安否確認等迅速に行い円滑な支援ができるように、**日常時に**、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施〔総務課・町民課〕

町、県及び県国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発〔総務課・町民課〕

町、県及び県国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進〔総務課・町民課〕

町は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、**住民登録**の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備〔総務課・町民課・福祉こども課〕

ア 外国人相談体制

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、町は、県及び県国際交流協会が実施する談窓口等を活用し、外国人が安心して生活できる環境の整備に努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難誘導の際に配慮を要する訪日外国人旅行者を含む外国人への情報伝達体制として、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

ウ 外国人への行政情報の提供

町、県及び県国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町、県及び県国際交流協会は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの支援

町、県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「サポーターバンク」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

第11節 被害軽減への備え

第1 防災まちづくりの推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

1 防災まちづくり方針の策定〔総務課・都市建設課〕

災害に強いまちづくり計画の観点からの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これをマスタープラン等の計画へ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るため土地区画整備事業、市街地再開発事業等の計画

上記のマスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るため地区計画制度の活用、建物の不燃化耐震化等を総合的に推進する。

2 防災空間の確保

(1) 緑地保全地域の指定〔都市建設課〕

都市緑地法に基づき、緑地保全地域を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、市街地における災害の拡大防止に役立てるものとする。

(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進〔都市建設課〕

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な整備を推進する。

(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進〔町民課・都市建設課〕

災害時において、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果、避難路、緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設・拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災まちづくりとして総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については、緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 那珂川緑地整備〔都市建設課〕

那珂川河川敷を緑地として整備し、水辺空間の再生と避難場所としての活用を検討する。

(5) ふれあいの里の整備〔まちづくり戦略課〕

森林や河川等の自然を保護しつつ、「ふれあいの里」周辺を整備し、非常時における避難場所としての活用を検討する。

(6) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進〔都市建設課〕

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

(7) 消防活動空間確保のための街路整備〔都市建設課〕

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない等、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、消防活動困難区域においては街路事業等により、道路の計画的な整備を推進する。

3 防災拠点の整備

(1) 防災活動拠点の整備〔総務課・都市建設課〕

町では、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備の確保に努めるものとする。

4 市街地開発の推進

(1) 市街地開発の推進〔都市建設課〕

木造密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

5 避難施設の整備

災害対策基本法に「指定緊急避難場所の指定（法第49条の4）」及び「指定避難所の指定（法第49条の7）」の規定に基づき、災害種に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

(1) 指定緊急避難場所〔総務課・健康保険課・教育委員会〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、地震、土砂、洪水など災害の種類毎に緊急的に避難する施設又は場所を指定する。

(2) 指定避難所〔総務課・健康保険課・教育委員会〕

災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設で、災害の種類に限らず指定する。

(3) 避難場所〔総務課・長寿応援課・教育委員会・関係各課〕

延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を検討する。

ア 避難場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難場所は、区・自治会単位で検討する。

以上の項目により避難場所としての指定を検討する。

(4) 避難施設整備計画の作成〔総務課・健康保険課・長寿応援課・福祉こども課・町民課・都市建設課・教育委員会〕

夜間、昼間の人口分布及び道路や避難場所としての活動可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

なお、避難施設の整備に当たっては、耐震性、居住性の確保に留意する。

6 避難路の確保

(1) 避難路の確保〔総務課・町民課・都市建設課〕

避難場所の指定に準じて、次の基準を原則として避難路を選定するものとする。さらに、町職員、警察官、消防職員その他避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となるものを排除し、避難路の通行に努めるものとする。

ア 大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところ。

イ 避難路は、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が頑強で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 避難路は、相互に交差しないものとする。

第2 建築物の不燃・堅牢化の推進

本町における住宅の現況は、県都水戸市の後背地という地理的条件から、生産年齢層の転入者の増を目指しており、今後も住宅の需要は高まるものと予想していることから、宅地開発の規制・指導強化を活用し、災害に強い計画的な公共公益施設の整備や都市基盤の充実した宅地供給を図る必要がある。また、木造住宅密集地は火災による延焼危険性の可能性があることから、不燃化対策を促進するとともに、防災アセスの結果を踏まえ、必要な対策を講ずる必要がある。このため、災害による建物等の構築物の損壊、焼失を軽減するため、不燃・堅牢化を推進していく。特に既存建築物については、応急対策実施上の重要建築物の不燃・堅牢性の強化を推進していく。

1 建築物の不燃・堅牢化の推進

(1) 既存建築物の改修の促進〔総務課・都市建設課・関係各課〕

ア 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の不燃・堅牢化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般住民等の改修等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

イ 所有者等への指導等

定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、不燃・堅牢化のための改修の実施を積極的に促進する。

(2) 建築物の落下物対策の推進〔総務課・都市建設課〕

一般建築物の落下物防止対策としては、災害時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(3) 建築物の耐火及び不燃化促進〔都市建設課〕

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3 防災対策拠点施設の不燃・堅牢化の確保〔健康保険課・長寿応援課・教育委員会・福祉こども課〕

町、病院、学校、こども園及び保育園等不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設管理者は、不燃・堅牢化を確保するため、老朽化している建物については、補強工事を推進する。

4 文化財の保護〔教育委員会〕

文化財を火災等から保護するため、所有者並びに管理者の協力を得て、防火設備、警報装置、避雷針等の防災措置を図る。

第3 土木施設の整備の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となる使命を担っていることから、公共施設について、事前の予防措置を講ずることは重要である。施設毎に安全性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための諸施策を実施する。

1 道路施設の整備の推進〔都市建設課〕

(1) 道路施設の安全性の向上

- ア 橋梁部については、落橋防止構造の推進及び、橋脚補強等を実施する。
- イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所は、落石防止柵法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- ア 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- イ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ウ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

2 河川、ため池等の整備の推進〔農業政策課〕

町は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、災害時に備えて、緊急点検を要するため池を決定し整備事業化を進める。

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

電力、電話、水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、施設毎に安全性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講ずる。なお、電話・電力・LPガスについては各所管する事業所における災害時マニュアルに基づき、現在の各施設・設備の状況把握等に努めるとともに予防事項についても周知しておく。

1 電力・電話施設予防措置〔総務課・関係各課〕

町は、東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社、東日本電信電話株式会社（日本茨城支店）及び株式会社NTTドコモに対し、電力・電話施設の予防措置に必要な資料等の提供を積極的に行う。

2 LPガス等高圧ガス施設・危険物施設等の安全性確保の指導〔消防本部〕

- (1) 消防法の規制を受けるLPガス等高圧ガス施設・危険物施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。
- (2) LPガス等高圧ガス施設・危険物施設に対して年間査察計画に基づき立入り検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については、助言又は指導の徹底を図る。
- (3) 火災予防条例に規定される少量危険物・特殊可燃物等の管理及び取扱についても所有者・占有者に対し、同様の措置を講ずるよう指導する。

3 上水道施設の予防措置〔水道課〕

水道施設については、目標を定め計画的に事業を推進する。

(1) 緊急時水道水確保能力の強化

緊急時に水道水を確保できるよう、避難所予定地付近に緊急貯水槽の整備を図るとともに、給水拠点となる重要施設などは、緊急遮断弁の設置、及び施設の耐震化、液状化対策など、緊急時の水道水確保に備えた施設整備を図る。

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

(2) 水道施設間の相互バックアップ機能の強化

導・送水管ルートの新系統化や、配水区域のブロック化及び緊急連絡管の整備により、水道施設間相互のバックアップ機能強化を進め、災害時に早期復旧可能な管路整備を図る。

(3) 老朽管の更新、及び耐震強化

老朽化した管路、安全性の劣る管路については、優先的に管路の更新を図り、更新と同時に給水系統の見直しを図る。

(4) 給水装置及び各戸受水槽設備の耐震強化

水道利用者の理解と協力を求めつつ、給水装置や、各戸受水槽設備の耐震化への指導を行う。

特に、避難所や病院等、防災上重要な施設を優先する。

4 下水道施設の予防措置〔下水道課〕

(1) 既存施設の整備

町及び県は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い性能の保持に向け対策を検討する。

(2) 新設施設の安全性の確保

町及び県は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において安全化対策を講ずる。

(3) 下水道施設の定期点検

下水道台帳の整理、保管に万全を期するとともに、下水道施設を定期点検し、施設の機能状態の把握に努める。

(4) 下水道区域外の整備

公共下水道や農業集落排水事業の対象区域外については、合併処理浄化槽の整備を推進し、排水設備の充実を図る。

第5 水害予防対策の推進

本町における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、洪水情報等の提供や浸水想定区域の周知、自主的な避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

1 住民の自主防衛活動のためのPR活動〔総務課〕

強風・豪雨等による災害に備え、住民一人ひとりが予防対策を講ずることができるよう、次のとおり自主防衛活動に関する普及及び啓発活動を行う。

- (1) 那珂川の浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の伝達方法、避難場所・避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めるとともに、これらの周知を図るために、ハザードマップの配付等必要な措置を講ずる。
- (2) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法について明確なマニュアルを作成する。
- (3) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に対し周知徹底に努めるとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成、訓練を行う。
- (4) 高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図る。

2 避難体制等の整備〔総務課〕

- (1) 町は、浸水想定区域毎に次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報等の伝達方法
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
 - (ア) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - (イ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの
- (2) 町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

第6 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消火や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通路）の確保のための道路啓開等を、災害発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備していくものとする。

1 緊急輸送道路の指定・整備

町は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、県に準じて町指定「緊急輸送道路」整備を推進するとともに、沿線地域の不燃化・堅牢化を促進し倒壊建築物その他による障害物の発生を最小化するよう努める。

2 ヘリポートの指定・整備

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートは、関係機関と協議の上、指定を検討する。

さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずるものとする。

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備〔総務課・財務課・都市建設課〕

啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については、関係団体、企業等との協定などを結び、協力を要請する。なお、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備〔総務課・財務課〕

町の保有車両等のほか、必要に応じて関係団体、企業等と協定を結び、協力を要請し、緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

(3) 交通安全施設の整備〔総務課・町民課〕

町は、交通規制が実効あるものとするため、交通安全施設の整備に努める。

4 緊急通行権限

水防管理者から委任を受け水防活動を行う民間事業者は、水防活動の範囲内に限り緊急通行の権限を行使できる。

水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第7 救助・救急活動への備え

現在、本町は水戸市消防本部に事務委託しているとともに、町独自では、消防団をはじめ、幼年消防クラブ、自主防災組織等が機能している。

このため、災害時の救助・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自治会組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

1 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化〔消防本部〕

大規模災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部と協力し次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- カ 住民に対する応急手当の普及啓発

2 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上〔総務課・消防本部〕

自治会組織等を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自治会組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上〔総務課〕

ア 救出用資機材の備蓄

自治会組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄を行う。

イ 建設業者等との協定締結

災害時において迅速な救出用資機材の調達・協力が得られるよう町内の建設業者との協定の締結をする。災害時協力事業所登録制度を活用し、登録促進を図る。

ウ 救助訓練

自治会組織等を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導・助言に当たるとともに訓練上の安全の確保について十分に配慮するものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要なことから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第8 医療救護活動への備え

住民の健康を支える条件は、公衆衛生の発展や医療技術の進歩などにより、急速に改善されてきている状況であり、今後は関係医療機関との連携・協力を推進し、地域医療サービスのさらなる充実を図っていく必要がある。

このため、災害時において、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、町は、医療機関等と連携し、医療救護活動への備えを図る。

1 医療救護施設の確保

(1) 医療救護施設の安全性の確保〔健康保険課・病院等〕

町は、医療救護の活動上重要な拠点となる病院等医療救護施設において、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、安全性の確保に努める。

(2) ライフライン設備の代替設備の確保〔健康保険課・病院等〕

ア 自家発電装置の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための電気容量を確保するため、病院においては、自家発電装置について72時間程度の電気供給が可能な燃料タンクの増設と冷却水の確保について促進する。

イ 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の安全性を強化することにより、貯水されている水の漏洩を防ぎ、その利用を図る必要がある。

(3) 保健センターの整備検討〔健康保険課〕

住民の健康づくりや災害時に対応した対人保健サービスの拠点である保健センターの整備を検討するとともに、人的体制の強化と施設の整備充実を図る。

2 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保〔健康保険課〕

水戸保健医療圏における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他隣接市町との後方支援医療機関のネットワークの確立を促進する。

3 救急医薬品・医療資器材等の備蓄

(1) 災害対策用備蓄医薬品（救急箱）の配備〔総務課・健康保険課〕

各地区防災拠点に設置される防災倉庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備に当たっては、内容品等について、医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

(2) 茨城県薬剤師会・町内薬局等との協力体制確保〔健康保険課〕

非常時における、救急医薬品・医療資器材等の調達を適切に行うため、(社)茨城県薬剤師会・町内薬局等との協力体制を確保する。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成〔総務課・健康保険課〕

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合について、適切に対応が行われる必要がある。

そのため、町は病院に対し、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアル作成を促進するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 防災訓練の実施〔総務課・健康保険課・消防本部・病院等〕

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要なことから、病院は、町及び消防本部の助言・指導を受けて、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、県及び町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) トリアージ技術等の教育研修〔総務課・健康保険課・消防本部・病院等〕

町は県が行う災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修等に協力する。

5 医療関係団体との協力体制の強化〔健康保険課〕

町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、町が実施する防災訓練へ積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

6 「こころ」の救急医療体制の確保〔健康保険課〕

県（保健所、精神保健福祉センター）、町内関係医療機関と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。また、保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立を図る。

第9 被災者支援のための備え

避難所については、大規模災害時には避難所生活が余儀なくされ、次いで仮設住宅での生活が必要となるため、町は空き住宅や町営住宅の空き状況を事前に把握するとともに、住宅マスタープラン等の作成を推進する。

また、町内には避難所として学校、公民館、コミュニティセンター等が指定されている。今後は施設整備の充実と改善を図るとともに避難所機能としての備蓄物等（食料、資機材等）について整備を図り、災害に備えた、教職員並びにPTA等のマニュアル作成を図る。

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図っていくものとする。

1 住宅供給・補修対策等の環境整備

(1) 大規模災害時想定住宅供給等促進プランの検討〔総務課・都市建設課〕

大規模災害時に想定される、住宅必要量に基づき、「非常時住宅供給等促進プラン」を検討する。

(2) オープンスペース台帳の作成〔総務課・財務課・都市建設課〕

町内の公園、公有地、その他民間未利用地等に関する「オープンスペース台帳」を作成し、そのデータベース化を図る。これをもとに、大規模災害時における迅速な住宅供給に資する。

(3) 住宅マスタープランの策定〔総務課・都市建設課〕

住宅マスタープランの策定に当たっては、災害に強い住宅づくりや災害時を想定した住宅供給等促進計画を加味したものとなるよう検討する。

(4) 関係団体・事業者等との応援協力締結〔総務課・都市建設課〕

大規模災害発生後に想定される、大量の住宅補修・住宅解体事案に迅速かつ効果的に対応するため、関係団体・事業者等と応援協力協定を締結し、広域的かつ大量の調達を可能にするための体制づくり等について、協議・検討し必要な体制を確立する。

(5) 近隣市町村との連携の強化〔総務課・都市建設課〕

近隣市町村との相互応援・協定の一環として、住宅用建設・補修用建材並びに建設技術者のあっせんに関して官民それぞれのルートにおける協力の可能性について検討する。

2 避難所の整備

(1) 避難所の指定〔総務課・教育委員会〕

避難所に避難した被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対するの収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。また、県のゴルフ場との災害時支援協力に基づき、ゴルフ場施設（クラブハウス、駐車場等）や民間施設の提供を要請する。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

(2) 避難所の安全性確保・代替施設の確保〔総務課・教育委員会〕

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

(3) 避難所の運営体制の整備〔総務課・福祉こども課、長寿応援課、町民課、税務課〕

町は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備〔総務課・町民課・教育委員会〕

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

主なものは次に示すとおりである。

ア 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む。）

イ 生活必需品

ウ ラジオ、テレビ

エ 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、町防災行政無線を含む。）

オ 放送設備

カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）

キ 炊き出しに必要な機材及び燃料

ク 給水用機材

ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）

コ 物資の集積所（備蓄倉庫等）

サ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ

シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など、乳児や女性に配慮した避難所整備を行っていくものとする。

3 食料、生活必需品の供給体制の整備

(1) 食料の備蓄並びに調達体制整備〔総務課・長寿応援課・福祉こども課〕

想定される被災人口の概ね3日分を目標として食料、生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び町役場等を備蓄場所として整備に努める。

大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから公的備蓄の充実に努める。なお、備蓄数量の設定に当たっては、個人や企業、町の備蓄状況等も勘案し、備蓄計画を策定するとともに定期的に見直しを図るものとする。

また、災害時において被災者に対する食料の供給が必要となった場合、米穀・乾パン等の買い受けが円滑に行えるよう、関東農政局茨城県拠点等の責任者等との連絡・協力体制の整備を図っておく。さらに、避難所生活において必要となる食料、生活必需品について、災害時協力事業所登録制度を導入し、生活協同組合、農業協同組合、生産者、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める。現在では、いばらきコープ生活協同組合と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」、生活協同組合パルシステム茨城と災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定」を締結している。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮する。

(2) 事業所、住民等の備蓄のPR活動〔総務課〕

町は、事業所及び住民に対し、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね食料においては、3日分に相当する量を目標とし、その他生活必需品等を備えることを広報誌やパンフレット等により周知を図る。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 初期応急飲料水の確保〔水道課〕

ア 初期応急飲料水の確保

初期応急飲料水は、避難予定地付近に整備した緊急貯水槽、給水拠点となる重要施設の配水池に確保する。

イ 各家庭への給水

避難所予定地には緊急貯水槽より、給水拠点となる重要施設の配水池からは、給水車により町内各所で給水を図る。

(2) 給水用資機材の配備〔水道課〕

町が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水用資器材の整備充実に努める。

(3) 緊急時協力体制の整備〔総務課・水道課〕

城里町指定給水装置工事事業者、及び輸送業者と、災害時における協力要請に関わる協定を締結し、迅速かつ的確な災害時給水活動を図る。

また、住民及び自主防災組織に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう育成する。

(4) 検査体制の整備〔町民課〕

町は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査実施体制を整備しておくものとする。

第10 避難行動要支援者等の安全確保のための備え

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、心身障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。本町においては65歳以上の人口は総人口の31.6%を占めていることから、犠牲者が多くなることが想定される。

このため、町及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の充実を図る必要がある。また、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するよう努めるとともに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

外国人については、災害時には言葉の問題等があり、混乱の要素ともなるため、平常時より、英語等を意識した整備についても検討する。

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備〔総務課・健康保険課・長寿応援課・福祉こども課〕

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、町の指導・助言を受けて応急対策計画を作成し、施設入所者等の安全確保を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について名簿を作成し、整理・保管するよう努める。

(2) 避難確保計画作成の助言等〔総務課・健康保険課・長寿応援課・福祉こども課〕

町は、施設管理者等から避難確保計画の報告があったとき、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、庁内関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

(3) 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表〔総務課〕

町長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 緊急応援連絡体制の整備〔福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕

施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について、必要な援助を行うとともに、非常用通報装置等の通信手段等の整備を図る。

福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図る。

(5) 社会福祉施設等の安全性の確保〔福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕

避難行動要支援者の避難所の拠点となる社会福祉施設について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に診断を行い必要に応じ補強工事を行う。

- (6) 防災資機材整備及び食料等の備蓄〔総務課・福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕
町は、避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材の整備や食料等の備蓄を促進し、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
- (7) 防災教育、防災訓練の実施〔総務課・福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕
施設等管理者等は、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自治会組織等）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 避難行動要支援者の避難支援等〔福祉こども課〕

(1) 避難支援等関係者となる者

- ・自治会及び自主防災組織
- ・民生委員及び児童委員
- ・地域支援者
- ・地域包括支援センター
- ・城里町社会福祉協議会
- ・消防団及び消防関係組織
- ・警察署
- ・その他町長が必要と認めるもの

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、自力で避難することが困難な以下の要件に該当する者

- ア 75歳以上のみの高齢者世帯
- イ 要介護認定3～5を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
- エ 療育手帳A又は㊦を所持する知的障害者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の者
- カ 特定疾患及び小児慢性特定疾患重症認定患者
- キ 上記に掲げる者に準ずる状態にある者で支援が必要と町長が認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

【個人情報】

- ア 要支援者の氏名
- イ 要支援者の生年月日
- ウ 要支援者の性別
- エ 要支援者の住所又は居所
- オ 要支援者の電話番号その他の連絡先
- カ 要支援者が避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

【入手方法】

避難行動要支援者名簿を作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町が保有する要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者については避難支援関係者と協議し、その情報を入手する。また、必要に応じて、県等に情報提供を求めることとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を更新し、最新の状態に保つものとする。ただし、災害が発生、又は発生する恐れがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者等に名簿情報を提供する。

(5) 避難行動要支援者名簿の情報の漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難等支援関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿は、厳重な保管をするよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

(6) 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

災害が発生又は洪水その他による被害の発生が予測される時は、防災行政無線のほか、広報車、携帯端末の緊急速報メール、ホームページ等の様々な手段を確保し、緊急情報を提供する。

さらに、第 2 章 第 4 節 第 2 「避難勧告・指示・誘導」を準用する。

(7) 避難行動支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとし、避難行動要支援者に対し避難支援等を必ず受けられるとは限らないことを周知する。

3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保

(1) 避難行動要支援者の状況把握〔総務課・福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕

在宅サービス、民生委員活動及び見守り活動等の実施により、把握した避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等）について名簿を作成し、整理・保管等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

(2) 緊急通報システムの整備〔長寿応援課〕

災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、FAXなど通信装置の給付や障害者団体との連携に努めるなど、緊急通報システムの整備を図ることを検討する。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備〔福祉こども課〕

民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自治会組織等や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等避難支援体制の整備に努める。

(4) 福祉のネットワークづくりの推進〔福祉こども課〕

社会福祉協議会を中心に行政・関係団体が一体となってボランティアの育成を図り、地域における福祉基盤の整備とネットワークづくりを推進する中で地域ケアシステム推進事業の充実を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施〔総務課・福祉こども課〕

近隣住民（自治会組織等）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握〔総務課・町民課〕

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時から、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施〔総務課・町民課〕

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発〔総務課・町民課〕

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備〔総務課・町民課・福祉こども課〕

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

イ 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供について検討する。

ウ 語学ボランティアの確保・登録・養成

災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「サポーターバンク」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

5 避難行動要援護者専用避難所の確保

(1) 避難行動要援護者専用避難所の指定等〔総務課・福祉こども課・教育委員会〕

町施設のうち、幼稚園・保育所・公民館その他集会施設等で小・中学校等の施設に比べ居住性能のよい施設については、災害時要援護者優先避難所として指定・確保する。併せて、住民・自治会組織等に対して、その趣旨の徹底と、非常時における安全避難への協力確保を図るためのPRに努める。

(2) 避難行動要援護者専用避難所の確保〔総務課・福祉こども課・長寿応援課・健康保険課〕

県をはじめ関係機関と連携し、災害時要援護者のための専用避難所として、町内外の福祉施設、保健施設、病院を確保するよう、必要な体制の整備を図る。

また、民間宿泊施設と協定を結び、必要によってはホテルや旅館等を災害時要援護者専用避難所として確保できるよう、体制を整える。

第11 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、町民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

1 燃料の調達、供給体制の整備〔総務課・財務課〕

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

県石油業協同組合は、災害発生時における町民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、県及び市町村と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、県及び市町村との情報共有を図る。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両の指定〔総務課〕

町（各部局）及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務〔総務課・関係各課〕

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定〔総務課・財務課〕

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 平常時の心構え〔総務課〕

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

第2章 災害応急対策計画

2 設置基準

町は次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (1) 町内で台風、集中豪雨、洪水、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、町長が必要と認めたとき。
- (2) その他町長が本部を設置し、総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき。
例えば以下の様な場合
 - ア 役場その他の公共機関等に大きな被害が報告されたとき。
 - イ 町域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき。

3 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として町役場内とする。ただし、役場内に設置することが不可能な場合は、以下の順位に従い設置する。

順位	設置場所名称	所在地
第1位	コミュニティーセンター城里	石塚 1428 番地の1
第2位	常北保健福祉センター	石塚 1428 番地の1
第3位	常北公民館	下青山1 番地の1

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は町長が行う。町長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策を必要とするとき認めるときは本部を設置する。ただし、町長が不在かつ連絡が不可能な場合は、副町長又は総務課長が設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに町長の承認を得る。また、総務課長並びにその他の各課長は、本部設置の必要があると判断したときは、以下のとおり行う。

- ア 本部組織に基づく本部員に当てられている者は、（以下「課長等」という。）本部を設置する必要があると認めたとき、総務課長を通じ町長に本部の設置を要請する。
- イ 非常事態にあつて前記の手続きを行う時間のないときは、総務課長又は各課長等は直ちに本部設置を町長に要請する。

(2) 廃止の決定

本部長（以下「町長」という。）は、町内において災害が発生する危険が解消したと認めたとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは本部を廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

5 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務課長は直ちに以下のとおり電話その他適切な方法により通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担 当 者	報告・通知・公表の方法
町役場庁舎内各班	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
各部出先機関・協力団体	各担当課長	FAX・電話・口頭その他迅速な方法
消防団長	総務課長	FAX・電話・口頭・無線その他迅速な方法
住民	まちづくり戦略課長 総務課長	防災行政無線・IP一斉放送・広報車・報道機関・口頭その他迅速な方法
知事 県笠間警察署長 その他町防災会議委員 近隣市町村長	総務課長	県防災行政用無線・FAX・電話・口頭その他迅速な方法
報道機関	まちづくり戦略課 広報公聴グループ係長	FAX・電話・口頭又は文書

(2) その他

本部が設置されたときは、町庁舎入口（町庁舎被災の場合は本部を設置した建物の見やすい場所）に「城里町災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部長室、本部員会議室、同事務局、避難所等の設置場所一覧を明示するなどして住民等の問合せに便宜を図る。

(3) 対策本部の非常用電源等の整備

災害対策本部が設置される庁舎又は公共施設においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図る。

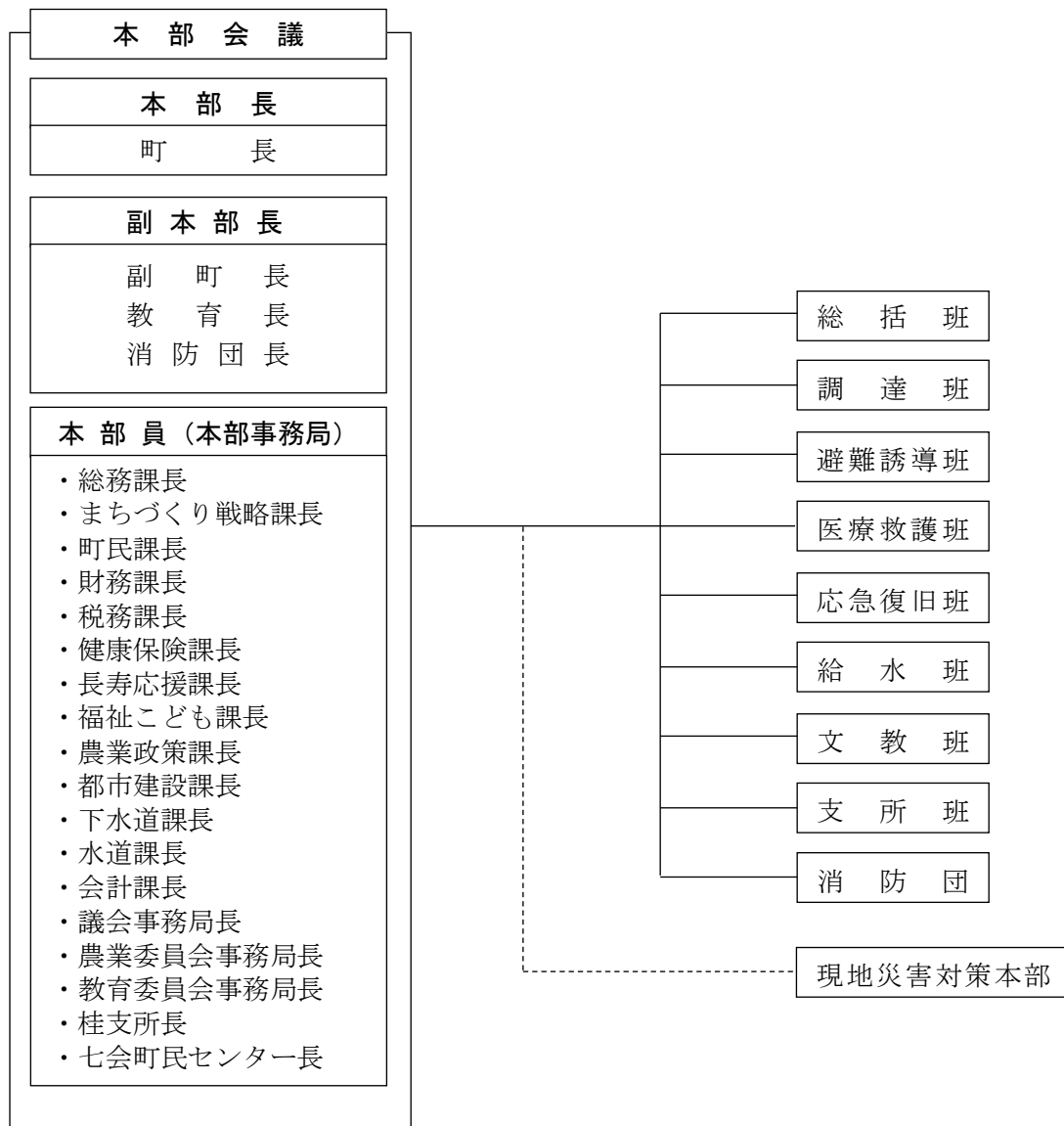
第2 組織・運営等

〔全職員〕

本部の組織・運営は、町災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところに基づき次のとおり行う。

1 組織

■城里町災害対策本部組織図



■城里町災害対策本部組織・事務分掌

組 織 名 (担当部署)	事 務 分 掌
<p>本部員 (本部事務局)</p> <p>総括班 ◎ (総務課) (議会事務局) (まちづくり戦略課 秘書広報広聴G)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び開設に関する事。 2 各部職員の動員に関する事。 3 本部会議の運営に関する事。 4 気象予報・警報の収集伝達に関する事。 5 消防団の出動に関する事。 6 被害状況の総括取りまとめに関する事。 7 応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関する事。 8 県災对本部への報告に関する事。 9 県、市町村及び防災関係機関に対する協力・応援要請事務に関する事。 10 消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 11 災害救助法の適用申請に関する事。 12 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 13 本部の活動記録に関する事。 14 災害見舞い及び視察者の応接に関する事。 15 災害対策要員のローテーション計画の作成に関する事。 16 救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関する事。 17 議会との連絡調整に関する事。 18 災害情報の現地収集に関する事。(パトロール班の編成) 19 各班からの情報収集、各班への情報伝達に関する事。 20 交通機関の被害情報の収集に関する事。 21 交通機関の応急・復旧対策の要請に関する事。 22 ライフライン被害情報の収集に関する事。 23 ライフラインの応急・復旧対策の要請に関する事。 24 住民、来訪者への避難勧告及び指示の伝達に関する事。 25 住民への防災情報の広報に関する事。 26 避難収容者に対する生活情報の広報に関する事。 27 防災行政無線等の運用、保安及び確保に関する事。 28 災害の撮影記録に関する事。 29 報道機関に対する発表に関する事。 30 報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関する事。 31 警察との広報調整に関する事。 32 関係防災機関の広報内容の把握に関する事。 33 庁内関係者への防災情報の広報に関する事。 34 情報誌の作成、配布に関する事。 35 その他、部内各班への応援に関する事。
<p>調達班 ◎ (財務課) (会計課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、公用車の管理、調達及び配車に関する事。 2 救出用資機材の調達に関する事。 3 応急対策活動用資機材の調達に関する事。 4 町有建物の応急修理に関する事。 5 災害対策に必要な現金及び物資の出納に関する事。 6 燃料の確保に関する事。 7 燃料供給に係る情報収集・広報に関する事。 8 災害応急対策車両への燃料の供給に関する事。 9 備蓄物資、支援物資の調達・管理・輸送に関する事。

組 織 名 (担当部署)	事 務 分 掌
避難誘導班 ◎（福祉こども課） （長寿応援課） （町民課） （税務課）	1 避難所の開設及び管理・運営に関すること。 2 被災者の避難所への誘導、収容に関すること。 3 独居高齢者、高齢者・障害者世帯の救護に関すること。 4 避難者の確認と拠点避難所への報告に関すること。 5 避難者について防災避難所から「総括班」へ報告に関すること。 6 食料及び生活必需品の調達並びに管理、輸送及び配給に関すること。 7 埋葬（火葬）に関すること。 8 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護資金の貸付けに関すること。 9 り災証明書・被災証明書の交付に関すること。 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
医療救護班 ◎（健康保険課）	1 医療救護所の設置に関すること。 2 医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。 3 水戸保健所との連絡調整に関すること。 4 救急医療機関との連絡調整に関すること。 5 負傷者等の搬送支援に関すること。 6 防疫に関すること。 7 医薬品等の調達に関すること。 8 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 9 ボランティアの窓口業務及び連絡調整に関すること。 10 災害救助に関する他部との連絡調整に関すること。 11 避難所の被災者の健康管理に関すること。
応急復旧班 ◎（都市建設課） （まちづくり戦略課） （農業政策課） （下水道課） （農業委員会） （町民課） （環境センター） （衛生センター）	1 農業関係の被害調査、「総括班」への報告に関すること。 2 農地、農業用施設の応急・復旧対策に関すること。 3 農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。 4 商工業関係の被害調査、「総括班」への報告に関すること。 5 家畜の防疫に関すること。 6 被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。 7 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。 8 町内区域の排水対策に関すること。 9 建築物の応急危険度判定に関すること。 10 野外避難所の設営及び管理に関すること。 11 応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 12 応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 13 被災住宅の応急修理に関すること。 14 道路、橋梁等の被害調査、応急修理、「総括班」への報告に関すること。 15 道路、橋梁等の災害復旧工事に関すること。 16 下水道施設等の被害調査、応急修理、「総括班」への報告に関すること。 17 下水道施設等の災害復旧工事に関すること。 18 河川の被害調査、応急修理、応急修理、「総括班」への報告に関すること。 19 河川の災害復旧工事に関すること。 20 道路障害物の除去作業に関すること。 21 土木建設業者との連絡及び協力要請に関すること。 22 ごみ処理に関すること。 23 し尿処理に関すること。 24 災害廃棄物の処理に関すること。 25 交通規制状況の把握に関すること。 26 緊急輸送道路の確保に関すること。
給水班 ◎（水道課）	1 被災者への応急給水に関すること。 2 応急給水情報の「総括班」への伝達 3 水道施設の被害調査・記録、「総括班」への報告 4 災害時の水源確保に関すること。 5 水道施設の応急復旧に関すること。 6 指定給水装置工事事業者への協力要請

組 織 名 (担当部署)	事 務 分 掌
文教班 ◎ (教育委員会)	1 児童、生徒の避難及び救護に関すること。 2 児童、生徒及び職員の被害状況の把握、「総括班」への報告に関すること。 3 社会教育施設利用者の避難及び救護に関すること。 4 社会教育施設利用者及び職員の被害状況の把握、「総括班」への報告に関すること。 5 学校・社会教育施設の被害調査、「総括班」への報告に関すること。 6 学校・社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 7 「避難誘導班」への応援に関すること。 8 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 9 被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。 10 応急教育に関すること。 11 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 12 応急給食に関すること。 13 文化財の被害調査に関すること。 14 文化財の応急・復旧対策に関すること。
支所班 (桂支所) (七会町民センター)	1 各支所職員の動員に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 消防団の出動に関すること。 4 住民への防災情報の広報に関すること。 5 被害状況の取りまとめに関すること。 6 災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。
消防班 (消防団)	1 管轄区域又は隣接地区における災害防ぎょ活動に関すること。 2 人命の救出及び救助に関すること。 3 被災者の避難誘導に関すること。 4 避難路等の障害物の除去に関すること。 5 危険物等の措置に関すること。 6 排水活動並びに給水活動の協力に関すること。 7 死者及び行方不明者の捜索に関すること。 8 被災情報の収集、「総括班」へ伝達に関すること。 9 その他災害防ぎょに必要な活動に関すること。

2 班長

各班の班長は以下のものとする。

- (1) 総括班 総務課長
- (2) 調達班 財務課長
- (3) 避難誘導班 福祉こども課長
- (4) 医療救護班 健康保険課長
- (5) 応急復旧班 都市建設課長
- (6) 給水班 水道課長
- (7) 文教班 教育委員会事務局長
- (8) 支所班 桂支所長及び七会町民センター長
- (9) 消防班 消防団長

3 本部の運営等

(1) 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長若しくは副本部長並びに本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

- (ア) 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関する事。
- (イ) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関する事。
- (ウ) 自衛隊、茨城県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事。
- (エ) 災害救助法の適用に関する事。
- (オ) 激甚災害の指定に関する事。
- (カ) 災害対策に要する予算及び資金に関する事。
- (キ) 国、県等への要望及び陳情等に関する事。
- (ク) その他災害対策の重要事項に関する事。

(2) 本部員会議室の開設及び運営上必要な資機材等の確保

人事グループ係長は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

ア 本部員会議室の開設

- (ア) 本部員会議室開設のために部屋を確保する。
- (イ) 本部員会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を確保する。

イ 本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- (ア) 城里町災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
- (イ) オーバー・ヘッド・プロジェクター（OHP）、被害状況図板・黒板等の設置
- (ウ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (エ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (オ) コピー機等の複写装置の確保
- (カ) ビデオ・テープレコーダー・カメラ等の記録装置の確保
- (キ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表の設置（壁に掲示）
- (ク) 自治会組織等の代表者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (コ) 懐中電灯その他必要資機材の確保

ウ 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- (ア) 茨城県防災情報ネットワーク
- (イ) 城里町防災行政無線（同報系）
- (ウ) I P一斉放送
- (エ) I P無線機（携帯型）
- (カ) 臨時電話（一般電話）
- (キ) F A X

エ 県への報告

町は、大規模災害により被災した場合、次の3点を把握し、県に報告する。

- (ア) トップマネジメントの機能状況
- (イ) 人的体制（マンパワー）の確保状況
- (ウ) 物的環境（庁舎施設等）の状況

オ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。

(3) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部員、副部長、班長、本部連絡員及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

4 国及び県との連携

国及び県の災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 動員

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

〔全職員〕

職員配備の決定基準は災害の規模及び災害の状況等により、次のとおり定める。

動員に当たっては各部において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

活動体制別職員配備数の基準は、原則として下表によることとするが、各部長及び事務局長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努めるものとする。

動員配備体制の基準及び内容

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備 (準備体制)	●大雨、洪水注意報のいずれかが県央地域に発表されたとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	
警戒体制 (事前配備)	第1 ●大雨、洪水、暴風警報のいずれかが県央地域に発表されたとき。	●総務課長、総務課長補佐、防災担当職員、人事グループ係長	●必要に応じて災害警戒本部を設置
	第2 ●事前配備1の体制を取った場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又はその他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	●本庁の災害対策本部員の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制	
非常体制	第1 ●大規模な災害が発生するおそれがあるとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/4程度)	●災害警戒本部又は災害対策本部を設置
	第2 ●局地的災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●人員を大幅に増員し、災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の1/2程度)	●災害対策本部を設置
	第3 ●町内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	●大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (全職員)	

※ 配備該当基準のいずれか1つに該当する場合、適用される。

※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

第2 職員の動員・参集

〔全職員〕

1 配備体制

(1) 連絡配備（準備体制）

大雨、洪水注意報が発表されたときには、総務課長が職員の動員配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

(2) 警戒体制

気象情報及び被害情報等に基づく報告を基に、総務課長が職員の動員配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

(3) 非常体制

気象情報及び被害情報等に基づく報告を基に、総務課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

ただし、緊急を要し、総務課長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長補佐が代行する。また、町長が不在かつ連絡不能な場合は、副町長が代行する。

(4) 決定者

上記の(1)から(3)の決定者は次のとおりとする。

	決定者	第1代決者
連絡配備 (準備体制)	総務課長	総務課長補佐
警戒体制	総務課長	総務課長補佐
非常体制	町長	副町長

(5) 警戒本部

大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでの間の配備及び災害応急対策の実施を警戒本部の設置により行う。

警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(6) 大規模災害時の夜間・休日の体制

ア 総務課長は、大規模な災害の発生、又は災害情報を収受した場合は、あらかじめ定めた連絡系統により初動応急活動を行う。

イ 総務課長不在かつ連絡不能の場合は、総務課長補佐が諸処置をとる。

2 職員の動員

(1) 動員の手続き

職員の動員の手続きは、人事グループ係長が行う。

各班の長となる職員は、あらかじめ各班内の活動要領を定めるとともに、班所属の職員に対して周知徹底させておく。また、勤務時間外にも必要な指示の連絡を行えるよう職員の住所・連絡方法について周知徹底させておく。

なお、緊急を要する場合で電話不通時には、町防災行政無線やI P一斉放送により緊急出動報を発令する。また、NHK水戸放送局等の放送機関への緊急放送要請は県を通じて行う。

(2) 動員の伝達手段

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 庁内の放送施設及び電話による伝達

総務課人事・給与グループ係長は庁内放送及び電話により本庁舎・支所・分庁舎の職員に対し、動員の伝達をする。

(イ) 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、総務課長は連絡員により各課を通じて各部の長となる職員に動員の伝達をする。また、各グループ係長は各職員に伝達する。

イ 勤務時間外における動員の伝達

(ア) 一般加入電話等による伝達

総務課長は、非常連絡体制により一般加入電話やその他連絡手段を用いて動員の伝達をする。

なお、職員についてはそれぞれの各課・局・室の長が伝達するものとする。

(イ) ラジオ・テレビによる伝達

総務課長は、加入電話が使用不能の場合は町防災行政無線やI P一斉放送により動員の伝達をするとともに、県を通じて「災害時における放送統制に関する協定」に基づき、NHK水戸放送局及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達する。

このような場合、職員は災害発生後、又は発生するおそれがあるときは速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとする。

(3) 動員人員

非常体制時の各部の動員の目安は「災害時の動員配備体制の基準及び内容」に示すとおりである。

(4) 動員状況の報告

各班は、職員の動員状況を速やかに把握し所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属長を通じて報告する。報告の時期は、災害発生後1時間以内に第一報、以降本部長が特に指示した場合を除き必要に応じて報告する。報告は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総括班班長を通じて、本部長に報告する。

(5) 各課の配備・動員計画

各班の長となる課長及び各グループ係長は、所管の部署の非常体制動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

各課の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ア 勤務時間外動員職員名簿
- イ 非常配備体制別配備人員名簿
- ウ 職員参集（予定・報告）表
- エ 職員動員伝達系統表（各課で使用のもの）

各部署の長となる各課・局・室の長は、作成若しくは修正した計画を随時総務課長に報告する。

なお、総務課長は、各課・局・室の長から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理し非常時の動員連絡に万全を期する。

3 自主参集

災害が発生し、その災害が「災害時の動員配備体制の基準及び内容」に定める事項に該当することを知った場合、又は該当することが予想される時は、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に登庁若しくは指定された町施設に参集する。

4 非常時の措置

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄り施設の責任者へ連絡する。
- (2) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は支給されている災害時用の作業服、ヘルメット、長靴を着用し、庁舎に泊まり込むことも想定した用具及び身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。なお、通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とし、原則として車は利用しないものとする。
- (3) 参集途中においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第3節 気象情報等計画

水戸地方気象台が発表する、注意報、警報、特別警報等に基づき、気象情報を的確に受報し、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施する。

第1 特別警報・警報・注意報

1 気象警報等

(1) 注意報、警報、特別警報等の発表

水戸地方気象台は、異常気象等によって茨城県域内に災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、注意報、警報等を発表し、関係機関に通知する。

総括班は、県防災情報ネットワークシステム等により上記の情報を的確に受報し、適切な応急活動に役立てる。

(2) 気象警報等の種類と発表基準

水戸地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報等は以下のとおりである。

ア 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報する。

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報する。

ウ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪等が特に異常であるためによって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報する。

エ 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報や竜巻注意情報等がある。

(ア) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(イ) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表する。

(ウ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(エ) 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(3) 警報等の地域区分

町に関する注意報・警報は、水戸地方気象台から発表される。

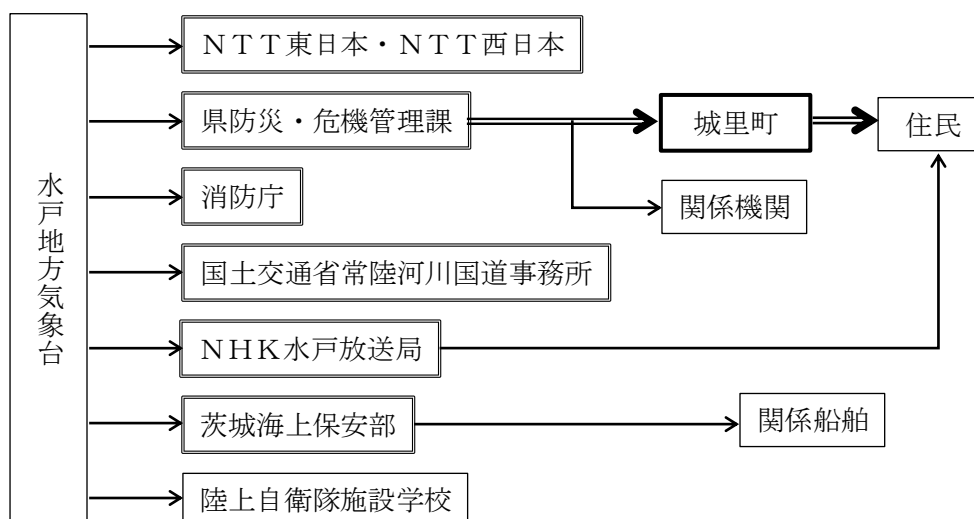
(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、茨城県と水戸地方気象台が共同で市町村ごとに発表される。

3 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

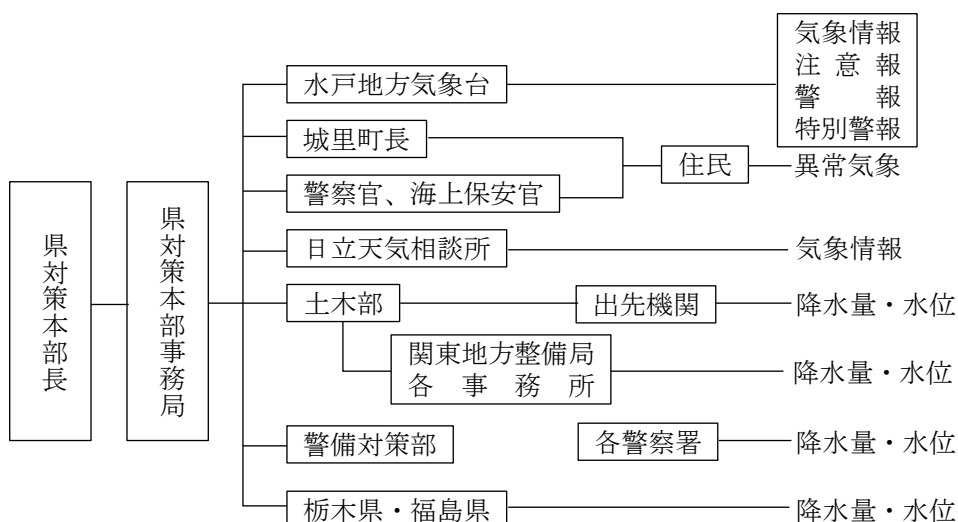
(2) 県関係

町は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県本部事務局より防災情報ネットワークシステム等により通知を受ける。

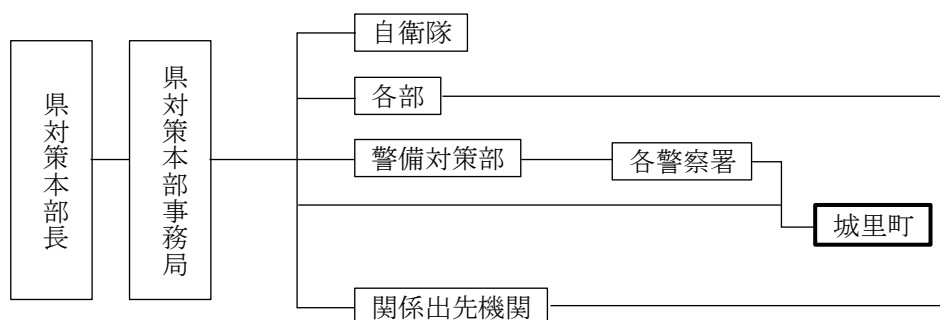
特に、気象等の特別警報は、県から電話連絡など、複数の手段を用いて確実に情報が伝達される。

なお、県災害対策本部から伝達される特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

ア 収集系統



イ 伝達系統



(3) 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT番号情報㈱に通報された警報は、NTT東日本の通信システムにより町に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

(特別警報の種類)

- 暴風特別警報
- 暴風雪特別警報
- 大雨特別警報
- 大雪特別警報

(警報の種類)

- 暴風警報
- 暴風雪警報
- 大雨警報
- 大雪警報
- 洪水警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

放送局名・周波数等

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	J OAK	594KHz	300KW
NHK東京 テレビジョン放送 (総合)	J OAK-TV	東京1CH (VHF) 日立52CH (UHF) 十王51CH (") 大子51CH (")	UHFサテライト 局は他に32局ある (H15.12.1現在)
NHK水戸FM放送 (水戸)	J OEP-FM	83.2MHz	1KW
〃 (日立)	J OEP-FM	84.2	100W
〃 (北茨城)	J OEP-FM	82.9	100W
〃 (大子)	J OEP-FM	84.8	10W
NHK水戸デジタル テレビジョン放送	J OEP-DTV	水戸20CH (UHF) 日立20CH (") 十王47CH (") 山方20CH (") 常陸鹿島20CH (")	300W 3W 10W
茨城放送水戸放送局	J OYF	1,197KHz	5KW
茨城放送土浦放送局	J OYL	1,458KHz	1KW

(5) 県警察本部関係

水戸地方気象台から県警察本部（警備課）に通報され警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6) その他

このほか、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報される。

4 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

5 洪水予報河川の洪水予報

国が管理する河川の洪水予報として、水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する。

これらの洪水予報は、常陸河川国道事務所が茨城県（河川課）に通報し、町に関係がある場合には、土木事務所を通じて伝達されるほか、常陸河川国道事務所からも行われる。

洪水予報発表河川

洪水予報発表河川名	国土交通省関東地方整備局担当官署	気象庁 担当官署
那珂川	常陸河川国道事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台 水戸地方気象台

国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）

担当官署	伝達先	伝達方法
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	県（土木河川課）	F A X 又は専用電話
	関係市町村	F A X 又は専用電話
	河川情報センター	専用回線 F A X
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線
	県（生活環境部防災・危機管理課）	
	陸上自衛隊施設学校	
	N H K 水戸放送局	
	N T T 東日本又は N T T 西日本※ ¹	
	茨城県警察本部	インターネット※ ²
茨城放送		

※¹：N T T 東日本又は N T T 西日本への伝達は洪水警報のみ

※²：地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及び市町村の防災機関や報道機関等に提供している。

6 水位情報周知河川の水位情報等

- (1) 常陸河川国道事務所は、管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び城里町（県関係市町村）に伝達することとなっている。
- (2) 県（各土木事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、城里町（関係市町村）に伝達することとなっている。

7 土砂災害警戒情報

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まったときに、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表される。

8 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。 但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

火災気象通報は、茨城県全域を対象とする。

地域を限定して発表できる場合は、「北部」、「南部」、「県北地域」、「県央地域」、「鹿行地域」、「県南地域」、「県西地域」を用いることとなっている。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県生活環境部防災・危機管理課より、県防災情報システムを用いて火災気象通報が伝達される。

(4) 通報文の構成

ア 標題

イ 発表官署名及び発表・解除日・時・分

ウ 本文は主文及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

(5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。

9 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた者は、直ちにその旨を町長又は警察官・消防本部（水戸）に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

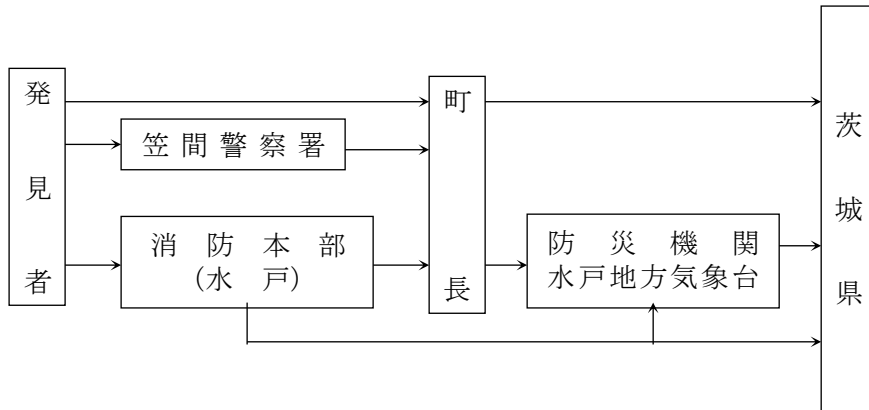
この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、又は水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報しなければならない。

なお、通報すべき異常現象は、例えば次のようなものがある。

通報すべき異常現象の例

気 象	(ア) 突風、竜巻 (イ) 強い降雹 (ウ) 激しい雷雨等
水 象	(ア) 河川又はため池等の異常な水位上昇 (イ) 異常な湧水 (ウ) 洪水
地 象	(ア) 地割れ（亀裂） (イ) 地すべり（土塊の移動）、がけ崩れ、山崩れ (ウ) 地表面の沈下・隆起 (エ) 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

異常気象発見時の「町」を経由する通報の流れ



第4節 災害情報の収集・伝達・報告

第1 連絡網及び連絡手段

〔総括班〕

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

1 連絡網

災害時における情報連絡網は、災害情報の連絡網図に示すとおりである。

2 連絡手段

災害発生時に、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分は復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、災害時では電話の途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性を活かし有効かつ総合的に情報を収集・伝達するものとする。

(1) 本部と出先機関等との通信手段

本部と主要な出先機関又は避難所との電話による連絡が途絶えた場合、総括班は、各部の協力を得て、**I P無線機**を携帯した要員（情報連絡員）を出先機関又は避難所に派遣する。

(2) 国、県等との通信手段

本部と県との通信手段は、県防災情報ネットワークシステム、電話及び**I P無線機**を使用して連絡する。

(3) 防災関係機関との通信手段

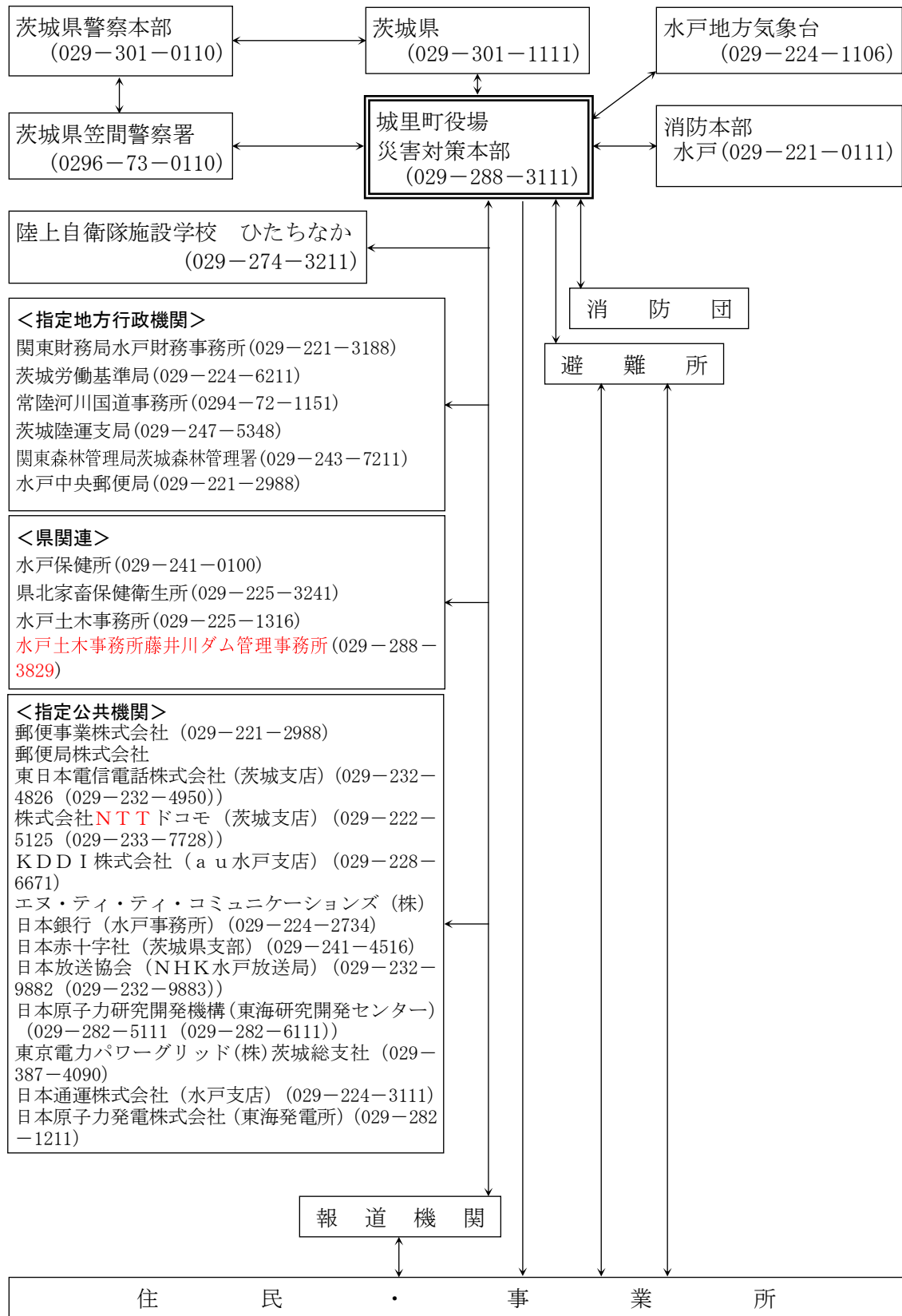
本部と防災関係機関との通信手段は、電話、防災行政無線等を使用して連絡する。

(4) 住民・事業所への広報

防災行政無線及び広報車により広報する。

なお、有線通信途絶時の対処として、防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常（緊急）通話及び非常（緊急）電報を活用できるようNTT等関係機関の協力を確保しておくこととする。

災害情報の連絡網図



第2 初動期の災害情報収集体制

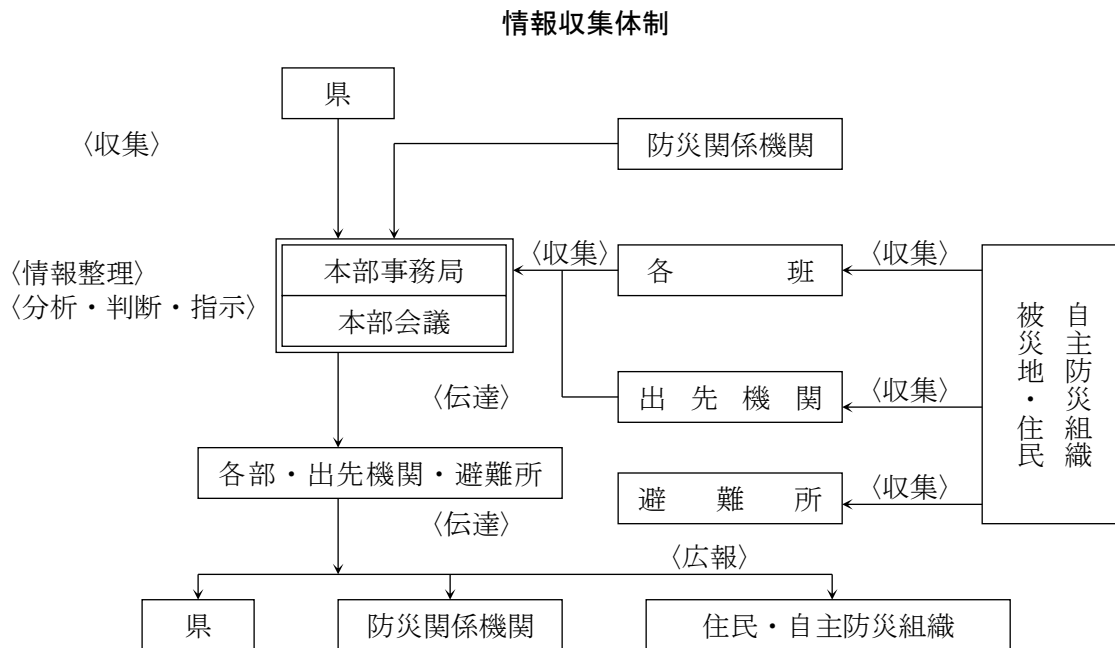
〔総括班・応急復旧班・文教班・支所班〕

本町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、管内の被害状況及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として重要であるため、迅速かつ的確に収集する。

1 情報収集体制

- (1) 各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに総括班へ報告する。
- (2) 総括班は、県その他関係機関、各部から収集した災害情報を整理し本部会議へ報告する。
- (3) 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等判断し、活動すべき内容を決定し、各部に指示する。
- (4) 総括班は、連絡調整を行い、本部指示内容を関係各班に伝達する。
- (5) 総括班は、避難勧告、指示等必要な情報を住民に広報する。
- (6) 総括班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。



第3 被害調査の報告

〔総括班〕

町域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、Lアラート（故障時は、電話又はFAX）を用いて県に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

1 被害・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路被害、公共施設被害等に関する以下の情報とする。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

(2) 措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の措置
- エ 応援の必要性の有無
- オ 災害救助法適用の必要性

2 県への報告方法

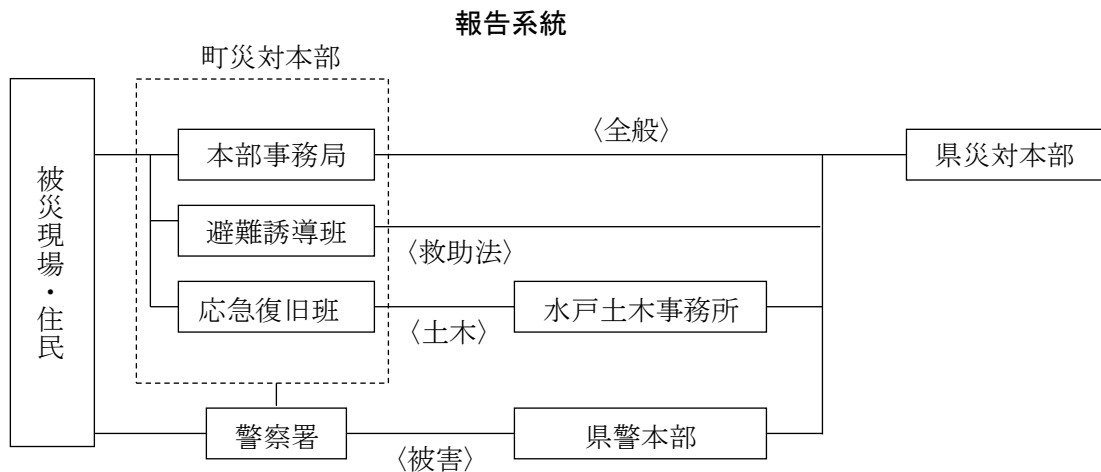
町は、自地域内に(1)に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に対し、(2)及び(3)の方法により報告しなければならない。

(1) 報告基準

- ア 町災害対策本部が設置されたとき。
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

(2) 報告系統

町は、県災害対策本部に対し報告する。なお、県への報告は、本部事務局が総括するが、別途、各所管の情報は県の各所管に個別に報告する。



(3) 報告の区分及び様式

被害・措置情報の報告は、規定の様式を用いて、災害状況の推移に応じて次の区分により行う。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに提出することとする。

ア 速報

災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

被害の全容が明らかとなり、その数値に大きな変動がない時点で取りまとめる。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うこととする。

ウ その他の報告

災害の報告は、上記によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

(4) 報告責任者の選任

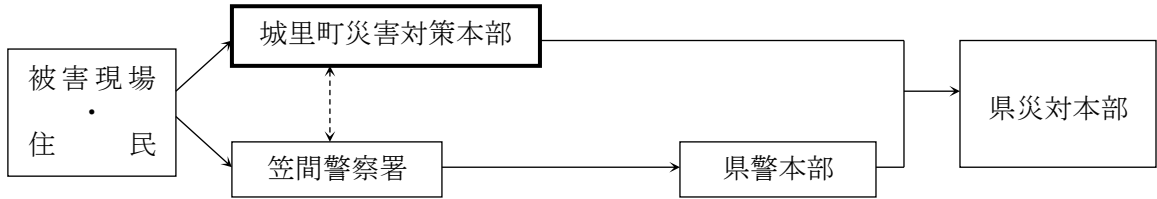
町は、被害情報等の報告に係る責任者を以下のとおり定める。

区 分	事務の内容	報告責任者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	本部事務局長（総務課長）
取扱責任者	部門毎の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各班班長（関係課・局長）

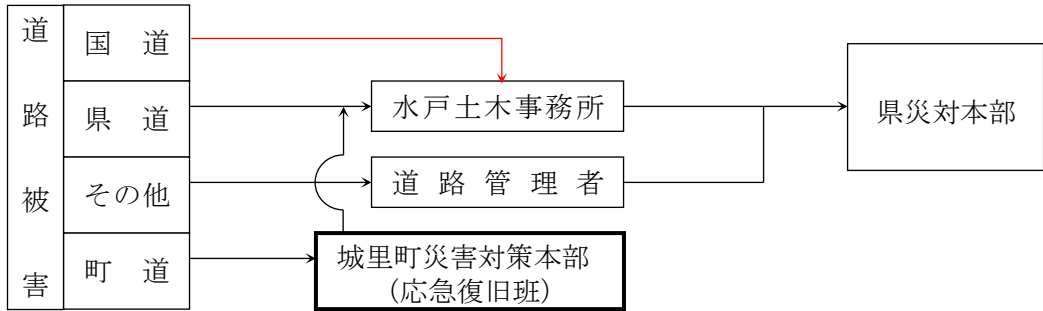
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

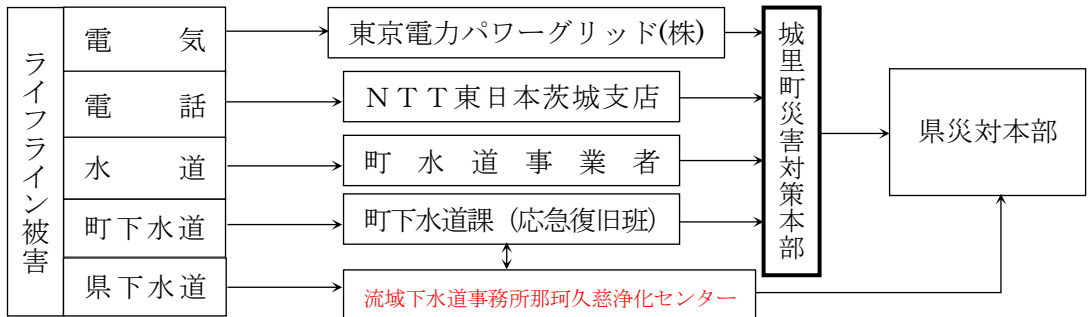
ア 死者、負傷者、建物被害、その他の被害等に関する手続き



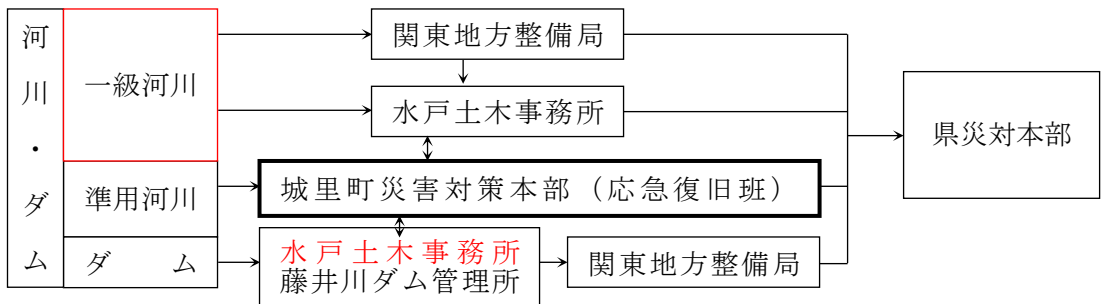
イ 道路被害に関する手続き



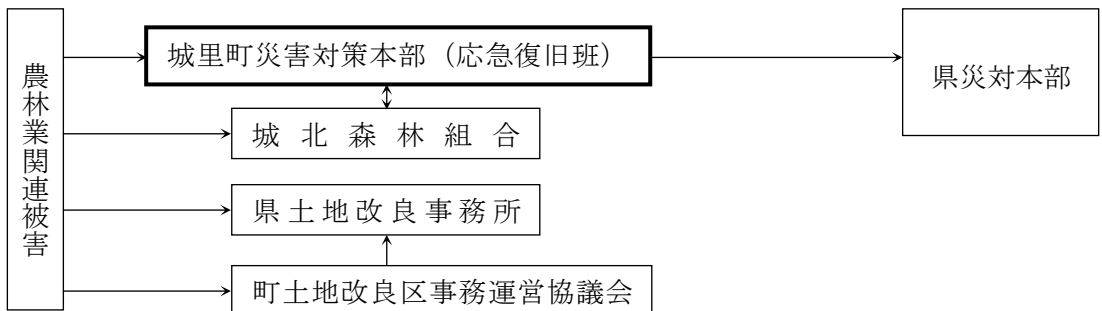
ウ ライフライン被害に関する手続き



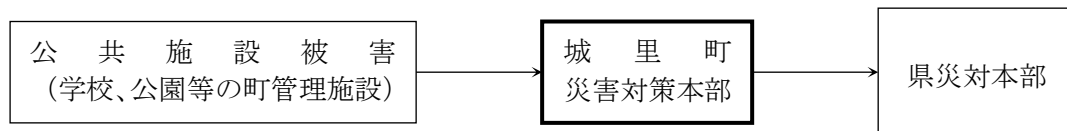
エ 河川、ダム等に関する手続き



オ 農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地に関する手続き



カ その他公共施設に関する手続き



キ 被害の判定基準

被害の判定基準は、資料編参照。

第5節 通信

第1 専用通信設備の運用

〔総括班〕

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、県及びその他機関に依頼し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

1 指定電話・連絡責任者の指定等

(1) 指定電話

町は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、指定電話は、あらかじめ災害時にも発信規制を受けない「災害時優先電話」としてN T T東日本茨城支店に登録しておくものとする。

町は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

(2) 連絡責任者

町各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

(3) 通信事務従事者

町各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、その都度通信事務従事者を指定し総務班班長に報告する。

通信事務従事者は、連絡責任者の統轄のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

(4) その他

町各部及び防災関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、速やかに事務局（総務課）に修正の報告を行う。

2 本部連絡員の派遣

(1) 町の各部

町の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議事務局（責任者：総括班班長）に派遣する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関に対して、町災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を対策会議事務局に派遣するよう要請する。

なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し所属の機関との連絡に当たる。

(3) 災害時に利用可能な有線通信網

町域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

- ア 電話（N T T公衆回線）
- イ 電話F A X（N T T公衆回線）
- ウ 非常・緊急指定電話（N T T公衆回線）
- エ 消防・救急専用回線

第2 代替通信機能の確保

〔総括班〕

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

1 N T Tの非常・緊急通話の利用

大規模な災害時において、加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

(1) 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話のうち1台を「災害時優先電話」として、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする（事前対策）。

(2) 非常・緊急通話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は、比較的にかかりやすい。

(3) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申し込むこととする。

（※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115で受付）

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名称等
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付を制限する場合がある。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

2 非常通信の利用

本部長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難で、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

- ・警察通信設備・気象通信設備・自衛隊通信設備
- ・消防通信設備・鉄道通信設備
- ・水防通信設備・電力通信設備

3 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 県・近隣市町及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線や災害時優先電話（携帯電話）を活用し、災害情報の報告等、通信の確保に努めるものとする。また、必要に応じ消防無線等の通信手段を活用する。

(2) 町各部（出先機関）との連絡

町出先機関及び災害現場等に出勤している各部職員との連絡は、町防災行政無線により行う。また、伝令（自動車・オートバイ利用若しくは徒歩）派遣、乗用旅客自動車協会無線（タクシー無線）・アマチュア無線等の協力を得るなど、その他の通信手段により行う。

4 放送機能の利用

本部長は緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備や無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を県を通じてNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。

5 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

6 使送による通信連絡

有線通信及び無線通信の利用若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

7 自衛隊の通信支援

本部長は災害応急対策のため、自衛隊の通信支援が必要である場合は、知事に対し要請を依頼する。

8 無線通信の運用

(1) 通信の確保

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に、本部においては総括班班長が「城里町防災行政無線局管理運用規程」に基づき、通信の統制を行う。

ア 無線機器の管理の原則

- (ア) 携帯局の集結（すべての携帯局は、町本部にいったん集結させる。）
- (イ) 携帯局の搬出（本部に集結した携帯局の搬出・使用は、総括班班長が指示する。）

イ 通信の統制

携帯局からの通話は、原則として、すべて本部に対して行うものとする。その他、以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

- (ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示（緊急）等重要性の高い通信を優先）
- (イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- (ウ) 子局間通信禁止の原則（子局間通信の必要があるときは統制者の許可を得る。）
- (エ) 簡潔通話の実施の原則
- (オ) 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる。）

(2) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、通信の不通、話し中、混信、電波障害の場合は無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

ア 通信不通のとき

当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合、伝令を派遣して連絡する。

イ 混雑しているとき（話し中、混信）

混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、いったん送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び他局に空けてもらうようにする。また、通信は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

ウ 電波障害等で聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。無線機は、1 m動かただけで、受信状態が大きく変化することもある。

9 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) 受入れ体制の確保

総括班班長は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアの確保を行う。

(2) 受入れ窓口の運営

総括班班長が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 茨城地区非常通信協議会との連絡調整
- ウ その他

(3) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

総括班班長は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、町内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(4) アマチュア無線ボランティアの活動内容

以下にアマチュア無線ボランティアの活動内容を示す。

- ア 非常通信
- イ その他の情報収集活動

第3 災害情報の収集・伝達・報告

〔全職員〕

1 連絡網及び連絡手段

平常時よりあらかじめ設定しておいた連絡網を軸に、各種連絡手段の特性を考慮し、災害情報を迅速かつ確実に収集・伝達する。

(1) 連絡網

災害時における情報連絡網は、次頁に示す災害情報の連絡網のとおりである。

(2) 連絡手段

災害発生時に、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を講じ、通信を確保する。

また、災害時では電話の途絶等を考慮し、複数の通信手段の特性を活かし有効かつ総合的に情報を収集・伝達するものとする。

ア 本部と出先機関等との通信手段

本部と主要な出先機関又は避難所との電話による連絡が途絶えた場合、総括班は、各部の協力を得て、**IP無線機**を携帯した要員（情報連絡員）を出先機関又は避難所に派遣する。

イ 国、県等との通信手段

本部と県との通信手段は、県防災情報ネットワークシステム、電話及び防災行政無線を使用して連絡する。

ウ 防災関係機関との通信手段

本部と防災関係機関との通信手段は、電話、防災行政無線等を使用して連絡する。

エ 住民・事業所への広報

防災行政無線及び広報車により広報する。

なお、有線通信途絶時の対処として、防災関係機関は、電気通信事業法に基づき、非常（緊急）通話及び非常（緊急）電報を活用できるようNTT等関係機関の協力を確保しておくものとする。

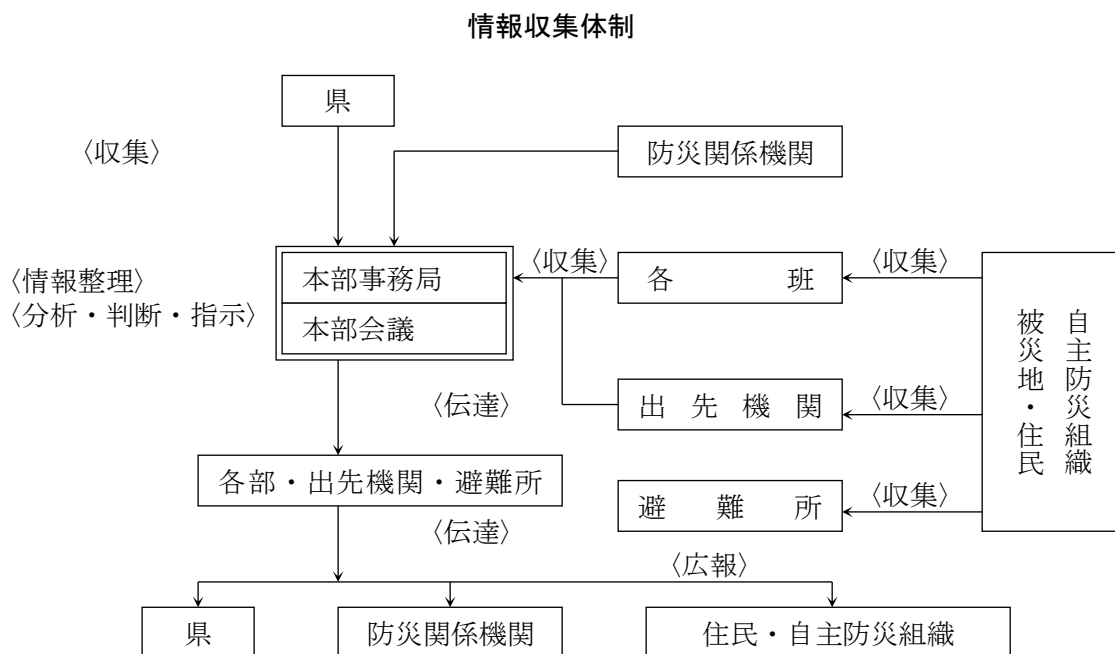
2 初動期の災害情報収集体制

町は、防災関係機関との緊密な連携のもと、管内の被害状況及び応急復旧状況等の状況を正確に把握するための情報収集体制を速やかに確立し、情報収集活動を実施する。

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として重要であるため、迅速かつ的確に収集する。

(1) 情報収集体制

- ア 各班は、担当業務に関わる被害状況及び応急復旧状況等の情報を収集し、速やかに総括班へ報告する。
- イ 総括班は、県その他関係機関、各部から収集した災害情報を整理し本部会議へ報告する。
- ウ 本部会議は、入手した情報の分析を行い、被災状況等判断し、活動すべき内容を決定し、各部に指示する。
- エ 総括班は、連絡調整を行い本部指示内容を関係各班に伝達する。
- オ 総括班は、避難勧告、指示等必要な情報を住民に広報する。
- カ 総括班は、被害状況等必要な情報を県その他関係機関に報告する。



第6節 広報

災害時には、被災地や隣接地域の住民に対し、災害や生活に関する様々な情報を提供する必要があるため、町は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。

また、被災者に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

第1 広報活動

〔総括班〕

1 活動体制

総括班は、防災関連の情報を住民等に広報する。

特に、住民等への避難勧告又は指示情報の広報は、迅速かつ正確に伝達する。

2 広報内容

住民等への広報は、その時点で活用できる様々な広報手段を用いて段階的に実施する。

なお、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができなくなった場合、又は通信が著しく困難な場合には、県が締結する「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告の放送について、県に要請する。

(1) 警戒体制時の広報

町が警戒体制時において実施する住民への広報を以下に示す。

ア 広報手段

防災行政無線、IP一斉放送、広報車、現場により指示

イ 広報内容

(ア) 避難の指示、避難場所・方法、携行品

(イ) 気象情報、河川情報等

(ウ) 住民のとるべき措置（災害救助、防災行動、二次災害の防止、応急救護、衛生活動等）

(エ) 自主防災活動の要請

(2) 非常体制時の広報

町が非常体制時、災害対策本部を設置して実施する住民への広報を以下に示す。

ア 非常体制時の広報手段

防災行政無線、IP一斉放送、広報車、テレビ・ラジオ・新聞、災害広報紙・チラシ、インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

イ 非常体制時の広報内容

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒・放火警戒等）
- (イ) 避難勧告等が出されている地域及び内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 生活再開時期の広報

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する（特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段となる。）。

ア 生活再開時期の広報手段

防災行政無線、I P一斉放送、広報車、広報紙の配布、掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等）、テレビ・ラジオ・新聞、インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

イ 生活再開時期の広報内容

- (ア) り災証明等の手続き情報
- (イ) 生活再建に関する各種行政情報
- (ウ) 交通機関・道路の復旧の状況
- (エ) ライフラインの復旧の状況
- (オ) 防疫、医療に関する情報
- (カ) 災害相談窓口の開設に関する情報
- (キ) 犯罪予防に関する情報
- (ク) デマ情報に関する注意
- (ケ) その他必要な事項

3 避難行動要支援者への広報活動

聴覚・視覚障害者、知的障害者、外国人等の災害情報を的確に入手することが困難な避難行動要支援者に対して、適切に情報が伝達されるよう各種ボランティア団体等の協力を得るなどして適切な広報活動を実施する。

第2 住民への各種相談窓口

〔総括班・医療救護班〕

被災住民に対しては、相談窓口を開設して苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努める。

第3 報道機関への対応

〔総括班〕

1 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、総括班は、その可能な範囲で提供するものとする。

2 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として本部長又は各部長が実施する。なお、必要に応じ各班において発表する場合は、あらかじめ総括班班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (3) 災害対策本部総括班班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第7節 消火活動

大規模な災害の発生に伴い、火災や危険物・有毒ガス等の漏えいなどが同時多発的に発生し、建物・ブロック塀等の倒壊、看板・窓ガラス等の落下物等により多数の住民が建物の下敷き、土砂崩れによる生き埋め等、あるいは重傷を負い、緊急に救急・救助活動を要する事態が各地域で集中的に発生するおそれがある。

また、「ガス漏れ」や電気ストーブ・屋内配線等の電気の供給再開による出火や放火による火災等が想定される。

これらのことから、限られた時間内に迅速・的確な救急・救助活動を行うため、町、消防本部・署並びに警察署等その他の防災関係機関は、それぞれに行う措置が二次災害の防止につながるよう互いに緊密な事前通報その他の連携を行う。その上で活動要員・各種車両・消防水利及び救出用資機材の確保を最優先で行い、速やかに広域的な応援部隊の派遣要請を行うとともに、その受入に万全を期す。

第1 消火活動

〔消防団〕

1 消防本部並びに町消防団の活動

大規模な災害時における消火活動は以下の項目に基づき活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自治会組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防機関は、災害の状況を本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じそれぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

工場及び危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

- ・ 出場隊の指揮者は、火災の様態を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対し、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、県知事に対し応援の要請を依頼する。

2 防災関係機関等との連携

消防団は、災害発生後の消防活動に当たっては、ガス漏れや通電再開による出火を防止するため、LPガス事業者、東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社に対して、応急措置に関する事前通報協力をあらかじめ協定によりルール化する。また、団内に連絡担当班を設け、応急復旧班並びに防災関係機関との連携・協力を万全を期する。

3 自主防災組織等の活動

(1) 出火の防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火器の使用停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼び掛け、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域の消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

4 消防水利の確保

水道消火栓が損壊した場合の消防水利は、以下のとおり確保する。

なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で直径 250 mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

(1) 河川等の自然水利

河川等が現場直近にある場合活用するが、水利から 1,000m以内にある場合、活用可能とする。

(2) 防火水槽・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、40m³ に対して 1 隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、40m³ に対して 2 隊とすることができる。

(3) 充水措置

防火水槽等水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署班数、貯水容量から使用可能時間（1 隊 3 口放水の場合、40m³ 防火水槽に 2 班部署すると 12 分で使用不能となる）を判断し早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、消火栓、河川等利用可能なすべての水利を活用する。

(4) 給水班の協力

給水班は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に協力する。また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

5 応援消防隊の受入れ

本部長が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、消防相互応援協定に基づき他市町村の応援消防隊の派遣を要請する。この場合の応援消防隊の受入れについては概ね以下のとおり行う。

(1) 消防水利に関する資料の配布

派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

(2) 添乗署員の配備

派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動に当たっては、車両各 1 名ずつ消防団員を添乗させる。

(3) 宿舎の確保

派遣された他市町村の応援消防班職員の宿舎については、町が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

(4) 経費の負担

経費の負担については、協定に基づき行う。

第8節 水防活動

〔総務課・消防団〕

「城里町水防計画」によるものとする。

第9節 災害警備

大規模災害が発生した場合、建物の倒壊や多数の死傷者が発生することが想定され、警察その他の防災機関並びに町の職員は、交通規制、消火活動、倒壊現場における救出救助活動等を最優先で行うこととなる。そのため、警察が平常時において行う秩序維持のための活動について十分な要員を充てることができず一時的な無秩序状態に陥るとともに、災害によって道路等の防犯灯や街路灯が破壊され、夜間における安全な通行やその他の住民生活に支障が懸念される。こうした環境におかれた被災地においては、被災者が避難所へ避難した後の不在家屋や事務所・店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法の発生、放火等の犯罪行為が発生することが想定される。

したがって、災害発生後に懸念される「窃盗」「放火」その他の犯罪を防止するためには、町、町内の事業所・団体及び住民の総力を結集した体制を確立した上で、県・国・その他広域的な団体の全面的な協力を得て実施するものとする。

第1 警備体制

〔総括班・消防団〕

大規模災害が発生したときは、茨城県警察本部に総合警備本部を、茨城県笠間警察署には現地警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

「茨城県警察災害警備計画」及び「茨城県笠間警察署災害警備計画」による。

第2 警備の実施

茨城県笠間警察署が行う警備の実施内容は以下のとおりである。町は、警察と連携の上で応急対策に当たることができるよう、予め警察と調整に努める。

- 1 初動措置
- 2 被害状況の把握
- 3 救出救助活動等の実施
- 4 避難誘導等の実施
- 5 二次災害の防止

- 6 交通対策
- 7 保安対策
- 8 死体見分及び検視の実施
- 9 被災者等への情報の発信
- 10 報道への対応
- 11 部隊の派遣要請
- 12 宿泊施設
- 13 情報保全等の措置
- 14 被留置者の取扱い
- 15 警衛及び警護の措置
- 16 時系列等活動記録の作成

第3 警備活動に対する援助活動

〔総括班〕

1 町の役割

(1) 総括班

大規模な災害により被災した防犯灯の復旧措置を講ずるとともに、各班、協力団体並びに自治会組織等の住民団体等と連携して、避難所及び被災地における「安全確保」に努める。

(2) 消防団

災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自治会組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。

消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。

また、夜間においては、警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

(3) その他関係各班

各班は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2 住民・自主防災組織・事業所の役割

住民・自主防災組織・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し救出活動に参加する。

また、町・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第10節 交通計画

集中豪雨や台風などにより道路や橋梁等に被害が発生し、通行の安全と施設保全上の問題があり、応急対策に支障をきたすおそれがあるとき、町及び道路管理者、防災関係機関は、交通規制した応急の対策を講じる。

第1 規制の種別等

〔応急復旧班〕

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次のとおりとする。

1 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む。）する。

2 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限する。

3 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

4 その他の道路通行規制に関する基準

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

第2 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに町長又は警察官に通知するものとする。

通知を受けた町長又は警察官は、相互に連絡するものとする。町長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

第3 各機関別実施者

1 城里町災害対策本部

城里町災害対策本部は、本町以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないとき、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は町長が災対法第 60 条により避難の指示をし、又は同法第 63 条により警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

2 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をするものとする。

この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。

3 警察関係機関

道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災対法第 76 条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、又は制限を行う。

第11節 避難

避難勧告・指示について災害対策基本法では、災害応急対策の第一次的な責任者である町長は、避難の「勧告」「指示」並びに警戒区域の設定による当該区域からの「退去」又は「立入の制限」を行うことができると定めている。

避難の誘導は、避難の勧告・指示が発令された場合、住民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難所に自主的に避難する。また、学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。その際高齢者、障害者、病弱者、乳幼児等の要配慮者の避難を最優先で行う。

1 避難勧告等の発令の種類・判断基準

〔総括班・避難誘導班〕

(1) 避難の勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始

町長は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、立退きの勧告又は指示の前の段階で、住民に立退きの準備又は立退きに時間を要するものに対して立退きを適切に促すよう努める。

なお、町は、避難勧告又は避難指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告・指示（緊急）の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 ・高齢者等 避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示 （緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

2 避難情報の発令基準

本部長は、洪水等の事態が、発生し又は発生する恐れがあり、住民の生命、身体に影響を及ぼすと認めるときは、避難を要する危険区域の住民に対し、「避難の準備」、「避難の勧告」を行う。

また、事態が切迫し急を要するときは「避難の指示」を行う。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)を発令する場合は、気象庁からの注意報、警報及び気象情報、国、県からの河川水位情報(洪水予報)等の情報、パトロールの状況、住民からの通報等から判断する。

なお、その基準の目安については、避難勧告等マニュアルによるものとする。

3 避難勧告・指示等の目安

町長は、概ね次の場合、災害危険区域内の住民に対し、避難勧告・指示等を発表するものとする。

種 別	河川氾濫情報	内水氾濫等
避難準備・ 高齢者等 避難開始	(1) 町内の河川が「避難判断水位」に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 (2) 大雨洪水警報が発表されたとき。 (3) その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。	(1) 大雨洪水警報が発表されたとき。 (2) 町域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき。 (3) その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
避難勧告	(1) 町内の河川が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 (2) 大雨洪水警報が発表され、被害が予想されるとき。 (3) 河川管理施設に異常(漏水・亀裂等)が確認されたとき。 (4) その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。	(1) 大雨洪水警報が発表され、被害が予想されるとき。 (2) 町域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 (3) 河川管理施設に異常(漏水・亀裂等)が確認されたとき。 (4) その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。
避難指示 (緊急)	(1) 町内の河川が「氾濫危険水位」を超過し、計画高水位に到達するおそれがあるとき。 (2) 大雨警報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表され、大雨特別警報の発表が高まったとき。 (3) 危険な区域に残留者がある場合 (4) 堤防の決壊等、河川が氾濫したとき。 (5) その他緊急に避難する必要があると認められるとき。	(1) 町域及び近隣の地区で床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき。 (2) 大雨警報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表され、大雨特別警報の発表が高まったとき。 (3) 堤防の決壊等、河川が氾濫したとき。 (4) その他人命保護上、避難指示(緊急)を要すると認められるとき。

※ 避難勧告等の発令が夜間になると予想される場合は、日没前の早めの時間帯に発令を行う。

4 避難勧告・指示・措置

(1) 避難が必要となる災害

大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合、被害拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

- ア 台風、暴風等
- イ がけ崩れ、地すべり
- ウ 林野火災
- エ 延焼火災
- オ 水害（河川、ため池等）
- カ 危険物漏洩（劇毒物、放射線、爆発物）
- キ その他

(2) 避難の勧告又は指示

ア 実施者

実施者	勧告・指示を行う要件	根拠法規
町長 〔代理者順位〕 副町長 ↓ 総務課長	(1) 住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの勧告又は指示を行う。 (2) 災害による住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
警察官	(1) 本部長（災害対策本部設置前は「町長」）から要請があったとき。 (2) 本部長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、措置が急を要するとき。	(1) (2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法第4条
県知事、その命を受けた職員 水防管理者	(1) 洪水・地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第29条 地すべり防止法第25条
消防長又は消防署長	(1) 消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が急速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法第23条の2
自衛官	(1) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

※ 「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合いに対応している。

「指示」は「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表する。

災害対策基本法その他の根拠法規により勧告・指示を行うべき権限のある者は以上のとおりであるが、「勧告」は災害応急対策の第一次的な責任者である本部長のみが行うことができる。その他の者は本部長の指示による場合と災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に限り、県知事が「勧告」又は「指示」を、緊急避難的な措置として「指示」を行う。そのため、本部長（町長）以外のものが緊急避難的な措置として「指示」を行った場合、実施後直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、町は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すよう努める。

なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

イ 指示等の対象者

避難の「勧告」「指示」の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

ア 避難対象地域（町名、施設名等）

イ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

ウ 避難先（安全な方向及び避難所の名称）

エ 避難経路

オ その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等）

(4) 避難措置の周知

ア 住民への周知徹底

避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線（同報系）、拡声器付広報車、サイレン・警鐘、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、(株)茨城放送その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

(ア) 直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

(イ) 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急地震速報メール機能等を活用して、避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

イ 隣接市町等関係機関への通報

本部長が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、総括班班長は、各関係機関等へ協力の要請をする。

(5) 県への報告

避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を県知事に報告する。

ア 発令者

イ 発令の理由及び発令日時

ウ 避難の対象地域

エ 避難地

オ その他必要な事項

5 警戒区域の設定

大規模な災害が発生、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(1) 警戒区域の設定

ア 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域の立入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、本部長が発令するいとまのないときは、総括班班長、応急復旧班班長、その他の関係班班長が実施するものとする。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

イ 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官の職権により行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、本部長、警察官が現場にいない場合に限り、本部長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を本部長に通知する。

エ 消防職員は、消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をとることができる。（消防法第 28 条、水防法第 21 条）

オ 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、総括班をはじめその他関係班が連携し警察署、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

カ 災害の発生により警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。

- (ア) 土砂災害による危険箇所
- (イ) 浸水区域による危険箇所
- (ウ) 施設の被害により有毒ガスの漏洩及び爆発の危険が及ぶと予想される地域
- (エ) 放射線使用施設（病院、工場等）の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
- (オ) その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

6 避難の誘導

(1) 避難の誘導を行う者

ア 緊急避難の場合

- (ア) 本部長は、その都度必要と認める場合は、避難誘導班班長、文教班班長及び消防団長に対して、避難所に関する誘導體制の強化を指示する。
- (イ) 地域内から避難所までの避難誘導は、消防団員及び現場の警察官等が行う。

イ 学校、事業所等の場合

学校、こども園、保育園、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、こども園、保育園、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等は、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の町職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

ウ 一時集合場所を活用した段階的避難

指定避難所や緊急指定避難場所への避難距離がある地域住民や高齢者等要配慮者等については、あらかじめ地域住民と協議のうえで地区の公民館や集会所などを一時集合場所とする。

一時集合場所に集まり、その他指定避難所や緊急指定避難場所に避難する二段階避難の拠点とする。

(2) 住民の避難対応

ア 避難の誘導方法及び留意事項

避難の誘導方法は、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを留意する。

- (ア) 避難の誘導は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。
- (イ) 交差点や橋梁等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

- (ウ) 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導に当たるものが指定する。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックが起こるおそれ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。
- (エ) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、応急復旧班班長が避難道路の啓開（切り開き）等を速やかに行う。

イ 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくようPRに努める。なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

- (ア) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- (イ) 食料（1人3食分位）、飲料水（1人分2～3ℓ）、衣類（タオル・下着類）救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- (ウ) 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
- (エ) 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。
- (オ) 家族のなかに避難行動要支援者の方がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

(3) 屋内安全確保

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内における「垂直避難」等の安全確保を周知する。

6 避難を可能にするサインの整備

指定緊急避難場所や指定避難所等への誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、災害の種別に対応した避難場所を示すなどわかりやすい誘導サインの整備に努める。

第12節 食料供給

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また、食品販売、食品購入が困難な状況において、該当する被災者に対し応急的に炊き出しを行い、必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

第1 食料の供給

〔避難誘導班・調達班〕

1 基本事項

食料の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策を取り行う。

- (1) 食料調達から復旧状況に応じた全体計画を管理するための体制を避難誘導班内に確立する。
- (2) 災害により自宅で炊飯等が不可能になった場合を含め被災者となった住民すべてに対し最小限度必要な量の食料の供給を行う。
- (3) 災害発生後可能な限り速やかに、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開を支援し、平常時食品供給機能の早期復旧を図る。なお、町の災害対策従事者に対する食料の確保・調達についても避難誘導班が行う。

2 災害時食料等物資供給体制の確立

大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（避難所が設置された場合）は、避難誘導班班長は必要に応じた適切な供給体制を確立する。

(1) 各班・関係機関・団体等の連携

避難誘導班班長は、各班・関係機関等が所管する事項を考慮し、それぞれの協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

(2) 食料等の確保

避難誘導班班長は、関係各班長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、関係機関からの調達ルートを活用し応急食品を確保する。

確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

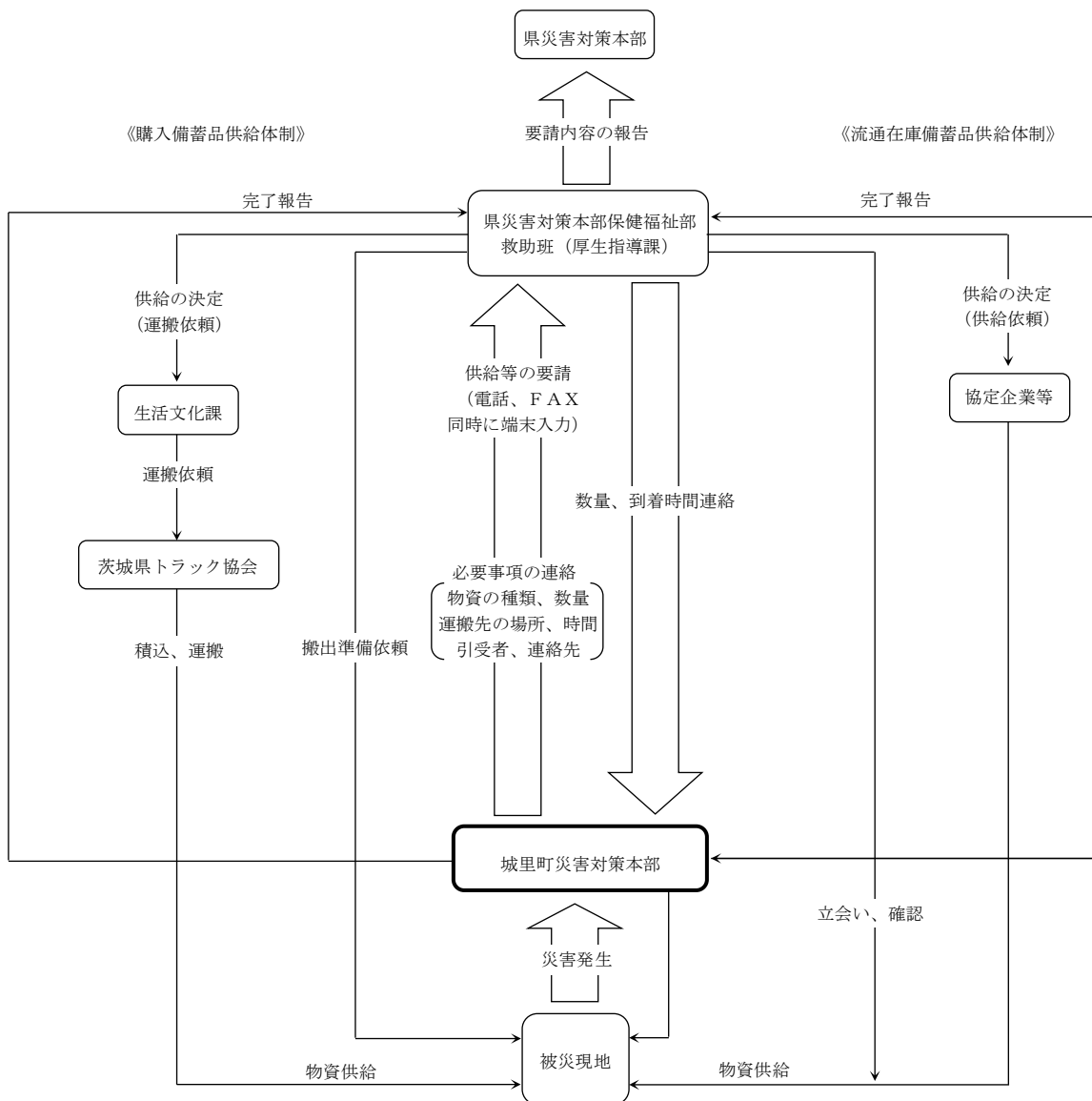
事 項	1人当たり1日量 ※ 下記のうちいずれか1つ	時 期 区 分
初期応急食料の確保	乾パン 2～3パック	災害発生直後3日目まで
	缶詰弁当 2～3缶	
	調整粉乳 150g以内	
復旧期応急食料の確保	米穀（精米）600g以内 その他 必要量	災害後4日目以降 14日目まで
	弁当類 2～3食	
	調整粉乳 150g以内	

事 項	1人当たり1日量 ※ 下記のうちいずれか1つ	時 期 区 分
災害応急対策活動 従事者用病院 ・ 社会福祉施設	必要量	災害対策体制中随時

ア 県備蓄物資の調達

被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を要請する。

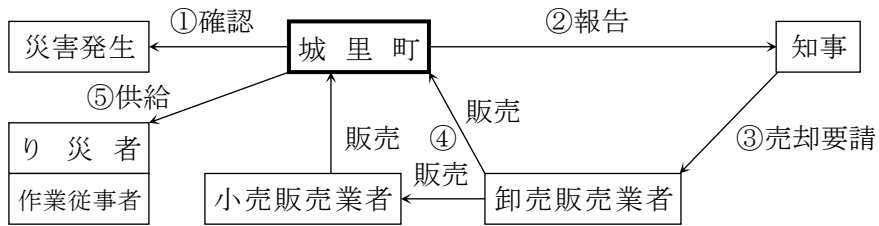
災害対策用備蓄品の供給フロー図



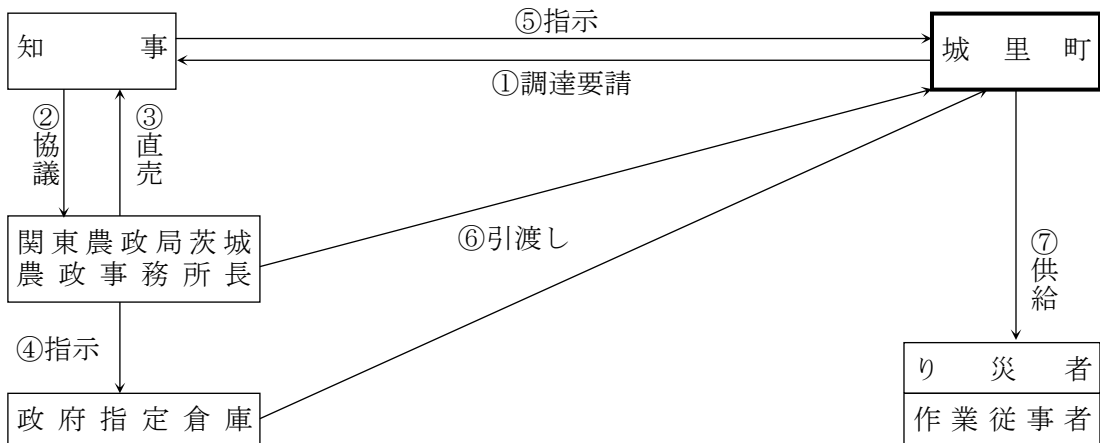
イ 政府所有の米穀・乾パンの調達

(ア) 米穀

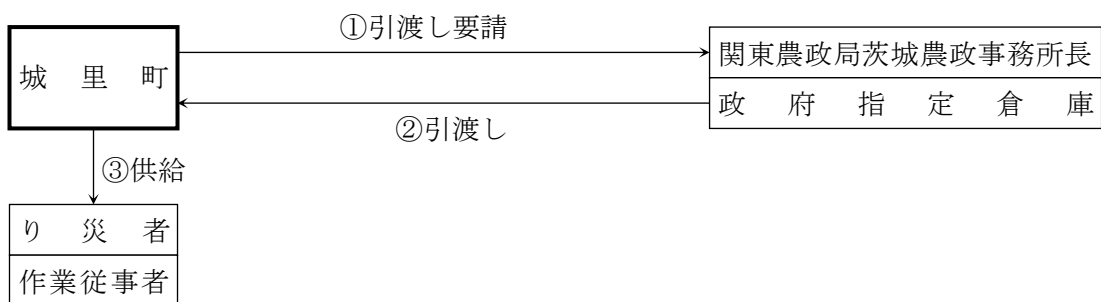
販売業者から調達



農政事務所長から調達

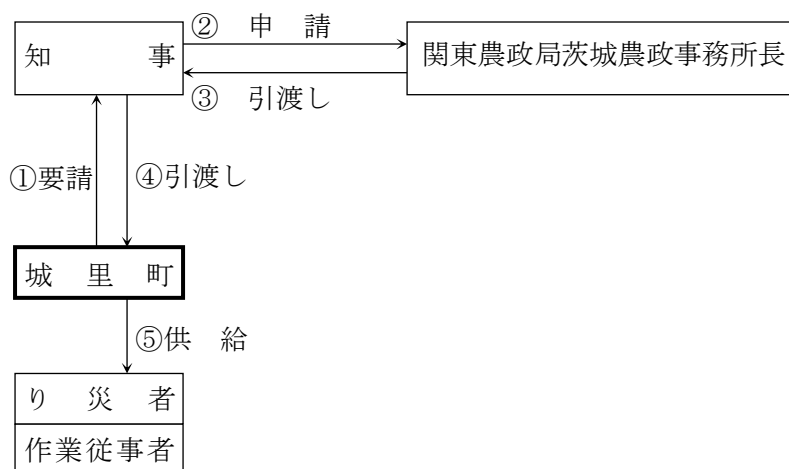


交通通信の途絶による場合



(イ) 乾パン

町長は、災害の状況により乾パンの供給が必要であると認める場合は、県を通じて関東農政局茨城農政事務所長に対し供給の申請をする。



(ウ) 食料の輸送

食料給与に関する輸送業務は、輸送計画に基づき避難誘導班班長が行う。

避難誘導班班長は、調達した食料の物流動線を簡略化するため、以下に定める集積・配送拠点に集積し、それぞれ供給が必要な避難所・病院等施設等へ搬送する。

なお、輸送業務は、調達班及びトラック協会水戸支部の協力・応援を得て、避難誘導班が行う。

(エ) 需要の把握（被害状況の把握）

避難誘導班班長は、総括班班長、医療救護班班長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料供給の必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。

- ・ 町本部・避難所への被害情報による概数の把握
- ・ 医療救護班が集計した避難所収容者名簿による把握
(乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般住民等の数)
- ・ 総括班が関係各班、関係機関、各区長、自治会長及び自治会組織等の協力を得て集計した住宅残留者の把握
- ・ 各班の協力を得て、避難誘導班が集計した災害応急対策活動従事者の把握
(医療機関・福祉施設等を含む。)

町内の状況を把握した際には、次の事項について併せて本部長へ報告する。

- ・ 応急食料供給対象地域、施設、人口、量の概数
- ・ 応急食料供給体制に関する現況
- ・ 応急食料供給開始時期
- ・ 応急食料供給所（拠点）の設置（予定）場所

(オ) 応急食料供給所（拠点）の設定

応急食料の供給は、原則として各家庭への個別配布ではなく、応急食料供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食料供給所へは、町の車両及びトラック協会水戸支部の応援車両等により必要量を毎日定期的に輸送し、各施設運営担当者が住民への配布活動に当たる。

応急食料供給所は、避難誘導班班長が総括班班長の意見を聞いて設定するが、原則として避難所設置施設とする。

(カ) 応急食料供給実施に関する広報

応急食料供給所を設定したときは、設置場所その他食料供給に関する注意事項が被災地住民に対して、もれなく伝わるよう以下のとおり行う。

- ・ 総括班班長に対し、応急食料供給に関する資料を提供し被災地住民に対する広報活動を実施するよう要請する。
- ・ 応急食料供給に関する住民からの問合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の自治会組織等若しくは代表となる住民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。
- ・ 設定した場所及びその周辺に「応急食料供給所」と大書した掲示物を表示する。
- ・ 応急食料供給の停止に関しては事前広報を徹底する。

3 応急食料の給与

(1) 給与食料

給与する食料は、災害発生当日及び発生後3日目（最大9食）は、乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ、及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。また、4日目以降は米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行い、乳幼児（1歳半未満）については原則として粉ミルクとする。

なお、町においては応急食料の備蓄に努める。

(2) 給与基準

応急食料の給与基準は、次のとおりとする。

- ア 乾パン 1食当たり1パック5枚
- イ 米穀 1食当たり精米200g以内（※¹、※²）
- ウ 食パン 1日当たり200g（約半斤）以内
- エ 調整粉乳 乳幼児1日当たり150g以内

※¹ 通常の配給ができない場合の配給については、1日当たり米穀（精米換算）400g以内とする。

※² 救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）1食当たり300g以内とする。

(3) 供給の対象者

応急食料供給実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- エ 災害応急対策活動従事者
- オ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

4 炊き出し方式による応急食品の供給

給食センター調理施設の利用が可能な場合で、文教班班長が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、避難誘導班は米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行う。炊き出し業務は、文教班が給食センター職員、日赤城里分区、自治会組織等、その他のボランティアの協力を得て行う。

なお、避難誘導班班長がその必要があると認めた場合は、民間給食業者等に炊き出し業務を委託することができることとする。

5 業者委託による弁当類の供給

町職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、避難誘導班班長がその必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行うことができる。その場合、以下の点について留意する。

- (1) 子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも3種類のメニューとする。
- (2) 栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューとする。
- (3) 各応急食品供給所ごとの、対象者別必要数は、業者が各担当者よりその都度、聴取する。
- (4) 衛生管理は、万全を期するものとする。

第13節 衣料・生活必需品等供給

復旧や住宅の再建により自活できるようになるまでの間の当面の必要な措置として、食料・生活必需品・飲料水等の供給を行うとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

町は、あらかじめ定めた集積地を活用し、調達した物資の集配を行う。

第1 生活必需品の供給

〔避難誘導班・調達班〕

1 基本事項

生活必需品の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策をとり行う。

- (1) 生活必需品の確保・調達から復旧状況に応じた全体計画を管理するための体制を避難誘導班内に確立する。
- (2) 被災者となった住民すべてに対し最小限度必要な量の生活必需品の供給を行う。
- (3) 災害発生後可能な限り、スーパー、コンビニエンスストア、一般食料品店等の再開を支援し、平常時生活必需品供給機能の早期復旧を図る。

2 災害時衣料・生活必需品等供給体制の確立

大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（避難所が設置された場合）は、避難誘導班班長は必要に応じた適切な供給体制を確立する。

(1) 生活必需品等の確保

避難誘導班班長は、関係各班長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、関係機関からの調達ルートを活用し以下の生活必需品等を確保する。

生活必需品等

ア 寝具（毛布等）

イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）

ウ 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）

エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等 付属器具、卓上ガスコンロ等）

キ その他（ビニールシート等）

確保すべき目標設定の目安は、以下のとおりとする。

事 項	品 目 別	時 期 区 分
初期応急生活 必需品の確保 (直後期) ※被災直後の最低限の 生活を維持するため に必要な物資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毛布 (布団がない場合 1 人 3 枚) ○ 布団類 (要配慮者優先) ○ 敷物 (発泡スチロール製) ○ 外衣・肌着 (古着でもよい) ○ 日用品 (トイレットペーパー・ティッシュペーパー・生理用品・紙おむつ) ○ 冷暖房用品 (使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ○ 食器類 (箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等) ○ 光熱材料 (使捨てライター・カセットコンロ) 	災害発生直後 3 日目まで
復旧期応急生活 必需品の確保 (復旧期) ※当面の生活不安から 解放するとともに自力 復旧への意欲を支える ために必要な品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外衣・肌着 (新品に限る) ○ 身回品 (タオル・パンスト・靴下・サンダル等) ○ 日用品 (トイレットペーパー・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等) ○ 冷暖房用品 (使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等) ○ 食器類 (鍋・箸・コップ・皿・缶切等) ○ 光熱材料 (使い捨てライター・カセットコンロ) 	災害後 4 日目 以降 14 日目まで
※被災者の精神的安定 とストレス発散のため に必要な品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書籍・雑誌・マンガ・絵本類 ○ スポーツ用品・ゲーム類等 ○ ミュージックソフト (CD等) ○ その他教養娯楽品 	

(2) 生活必需品の輸送

第 12 節 食料供給 第 1 食料の供給の規定を準用する。

(3) 需要の把握 (被害状況の把握)

災害対策活動従事者を除き、第 12 節 食料供給 第 1 食料の供給の規定を準用する。

(4) 応急生活必需品供給所 (拠点) の設定

第 12 節 食料供給 第 1 食料の供給の規定を準用する。

3 生活必需品の給 (貸) 与

災害対策活動従事者を除き、第 12 節 食料供給 第 1 食料の供給の規定を準用する。

第14節 給水

災害により、飲料水が枯渇、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給を行う。

第1 基本事項

〔給水班〕

水の供給は以下に示す3点の基本事項により応急対策をとり行う。

- 1 水源確保から復旧状況に応じた供給量の拡大等までの全体計画を管理するための体制を給水班内に確立する。
- 2 管轄の如何に係わらず災害により飲料に適する水を得ることができない地域の住民すべてに対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行う。
- 3 病院施設等を対象として、その施設機能を維持するために必要な飲料水等を供給する。
- 4 応急復旧を迅速に進めるなどにより災害発生後4日目開始を目途として、生活用水をも含め供給量の段階的拡大を図る。

第2 災害時給水体制の確立

〔総括班・文教班・支所班・給水班〕

大規模な災害が発生した場合、給水班班長は、水道施設の迅速な復旧促進、上水の緊急供給のための水源確保及び応急給水活動実施のために必要な体制を確立する。

1 各班・関係機関・団体等の連携

給水班班長は、概ね以下のような事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。

事 項	要請先 (班)	要 請 先 (関 係 機 関 ・ 団 体 等)
水源の確保	—	周辺市町村 (水道事業者) 県 (中央水道事業所)
給水拠点の確保・運営	総括班 文教班 当該施設所管班	県教育庁 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等
応急給水用資器材の確保	—	城里町指定給水装置工事事業者 公益社団法人日本水道協会 県 (中央水道事業所) 周辺市町村 (水道事業者)
給水拠点への輸送業務	総括班	(社)茨城県トラック協会水戸支部
応急給水実施に関する広報	総括班	ラジオ、テレビ、その他報道機関

2 補給給水源の確保

(1) 町施設・町内井戸等

大規模災害が発生した場合、給水班班長は、関係機関と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図るほか、町内事業者・個人（災害時井戸水供給協力の家等）等からの供給協力を得て応急給水用の水を確保する。

井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、衛生研究所において検査を実施する。

(2) 耐震性貯水槽・受水槽・プール等

関係各班・機関に協力を要請し、小・中学校プール、受水槽、防火用貯水槽等を補給給水源として利用する。

この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。災害に備え平素より各家庭において、20～60ℓ程度の飲料水を常備するよう奨励する。

3 需要の把握（被害状況の把握）

大規模な災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、給水班班長は総括班班長、文教班班長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に務め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。なお、被害状況把握の方法は次によることとする。

- (1) 町本部・避難所・消防署・警察署で把握された被害情報
- (2) 県災害対策本部への被害情報
- (3) 住民からの給水班への通報
- (4) 住民からの県への通報

町内の状況を把握した際には、次の事項について、あわせて本部長へ報告するものとする。

- (1) 給水機能停止区域、世帯、人口
- (2) 緊急給水を実施すべき医療機関・福祉施設等
- (3) 復旧の見込み
- (4) 応急給水体制に関する現況
- (5) 応急給水開始時期
- (6) 応急給水所（拠点）の設置（予定）場所

4 応急給水所（拠点）の設定

第12節 食料供給 第1 食料の供給の規定を準用する。

5 応急給水用資器材の確保

応急給水活動に使用できる町の資器材及び車両については、「応急給水資器材等一覧」及び「公用車一覧」に示すとおりである。

なお、不足する資器材等の調達は、城里町指定給水装置工事事業者、公益社団法人日本水道協会、県（中央水道事務所）、隣接市町その他の地方公共団体等に応援を要請する。

6 応急給水実施に関する広報

- (1) 総括班は、応急給水に関する資料を提供し被災地住民に対する広報活動を実施する。
- (2) 応急給水所を設定したときは、設置場所その他給水に関する注意事項が被災地住民に対してもれなく伝わるよう以下のとおり行う。
 - ア 設定した場所及びその周辺に「応急給水所」と大書した掲示物を表示する。
 - イ 応急給水に関する住民からの問合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の自治会組織等若しくは代表となる住民に依頼する。また、その旨を掲示物に添書する。

第3 応急給水活動の実施

〔給水班〕

1 応急給水基準

初期飲料水のための応急給水の量は1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る応急給水を求める住民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し、協力を求めるものとする。

2 車両輸送による応急給水

(1) 応急給水所（拠点）受水槽への搬送

飲料水等の応急給水所の受水槽への搬送は、給水班が関係各班、トラック協会水戸支部の応援協力を得て24時間体制で行う。なお、必要な機材は町が備蓄する給水タンク、ポリタンク、小型水中ポンプ等や給水班及び他班からの応援流用したものを使用するほか、給水タンクを使用して行う。

(2) 応急給水所（拠点）での応急給水

応急給水所での応急給水は、各家庭において自ら持参した容器をもって、応急給水所となった施設の各班担当職員が避難所の住民代表者、自治会組織等の協力を得て行う。

3 仮設給水栓設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

(1) 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の応急給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

(2) 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、状況に応じて仮配管、仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、給水班班長が総括班及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定する。

4 医療機関・福祉施設等への応急給水の実施

病院、診療所及び福祉施設への応急給水は、給水班班長が関係各班班長と連携しながら応急供給計画をたて、町車両の運用若しくはトラック協会水戸支部の応援協力により最優先で行う。

5 生活用水の段階的供給の実施

大規模災害が発生した場合、災害発生直後、水の供給が少ないことに対する大きな不満は出ない。しかし、3～4日目頃になると、気持ちの落ち着きとともに、洗顔できないこと、歯を磨く水にも事欠くこと等に対する不満が生ずる。また、発生後1週間目頃には、全国各地からの応援部隊がかけつけ、給水活動体制もある程度の余力が生ずるとともに、40%程度までの水道復旧率が見込まれる。

そのため、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含めた供給量の段階的拡大を図るよう努める。

第4 検水の実施

〔給水班・医療救護班〕

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸、プール、河川等を飲用しなければならない。

このため、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるため医療救護班は関連業者と連携して検査を行う。必要があれば、県に検水の実施を要請する。

第15節 要配慮者の安全確保対策

災害時における要配慮者への救援対策は、平常時の救援対策とは異なるため、要配慮者等の状況に応じた支援策定される必要がある。

町は町内福祉関係者・団体並びに住民・事業所・諸団体との応援・協力体制の確立により要配慮者対策を行う。

第1 基本方針

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

第2 実施機関

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

- 1 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- 2 在宅の要配慮者に対する安全確保対策は、町長が実施する。
- 3 当該施設及び町単独での安全確保対策が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 要配慮者への配慮

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

町は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

第4 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

1 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

町及び県は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

町及び県は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等確保するとともに、他の要配慮者関連施設に受入先を確保する。

3 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。

町及び県は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者関連施設及び町等に対し応援を要請する。

町及び県は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

町及び県は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

1 安否確認、救助活動

町及び県は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協等）、高齢者クラブ、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、町は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送体制の確保

町及び県は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は県と協力し、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町及び県は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

町は県と協力し、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町及び県は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第6 外国人に対する安全確保対策

〔総括班・避難誘導班・医療救護班〕

1 外国人の避難誘導

町及び県は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

外国人に対する災害情報、避難情報などの提供を行う。

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町及び県は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

町は、災害発生後、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、町及び県は、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

〔総括班・避難誘導班〕

1 避難確保計画の作成

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、要配慮者利用施設の管理者等は、「避難確保計画」を作成する。「避難確保計画」は次の事項を定めた計画とする。

(1) 実態把握と継続的な防災体制

- ア 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。
- イ 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。
- ウ 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全体が参加した防災体制を継続的に取り組む。

(2) 施設・設備の安全確保対策

- ア 施設の耐震化
- イ 安全確保に必要な設備
- ウ 安全管理

(3) 施設入所者の避難誘導

- ア 地域の災害特性の把握
- イ 施設入所者の避難計画の作成

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

風水害により住宅が全焼、全壊、流失、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。

第1 応急仮設住宅の建設

〔応急復旧班〕

1 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。また、建物の形式は軽量鉄骨組立式とし、建物の構造は要配慮者についても考慮するものとする。

設置に当たってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

2 設置基準

住戸数の設定は、本部長が県に対して要請する。応急仮設住宅は、住宅が全壊又は流失し、居住する住宅がない世帯にあって、自らの資力で住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

3 設置計画の作成等

町は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。

4 設置場所の提供等

仮設住宅の供給は、被災者の生活再建支援施策の一環として行われるため、二次災害の危険のないこと、通勤・通学その他生業の見通しの立つような立地条件であることが最優先となる。

用地の選定はそれらの点を踏まえ、応急復旧班班長が関係各班班長・機関等の協力を得て、以下のとおり行う。

(1) 設置場所の主な調達先

区 分		管理者等	手続その他において留意すべき事項
町	町の公有地	各所管課	○ 平坦な地形にあり、面積1,000㎡以上を有するものであること。
県	県の公有地	各所管部	○ 少なくとも2年間は、他の公共的な利用目的を有しないこと。

区 分	管理者等	手続その他において留意すべき事項
国 有 未 利 用 地	関東財務局	○ 地方公共団体が災害時の応急措置の用に供する場合、国有普通財産の無償貸与を受けることが可能である（国有財産法第22条第1項第3号）。 ○ 所管する関東財務局に照会し提供を要請する。
民 有 未 利 用 地	各管理者	○ 将来のトラブルを避けるため、正規の賃貸借用契約書を取り交わす。 ○ また、町、土地所有者、入居者の三者による「即決和解」を民事訴訟法第356条第1項に基づき裁判所に申し立て建物の撤去時期・土地返却時期等について必要な取決めを行うことが望ましい。

(2) 設置場所選定上の目安（建設地の条件）

- ア 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- ウ 通勤、通学その他生活再建のための便利がよいこと。
- エ 交通の便がよいこと。

応急仮設住宅等の建設予定場所に不足が生じた場合には、農地も含めて民地との貸借協定を締結するよう努める。

5 建設資材の調達

災害救助法適用後の応急仮設住宅建設のための資材等の確保については、原則として県が行うが、県から委任又は災害救助法が適用されない場合は、本部長が建設を決定し、応急復旧班班長が関係各班班長・機関・協力団体等の協力を得て、以下のとおり行う。

資材等の主な調達先

区 分	調 達 先	備 考
プレハブ住宅用資材	町内の建設業 関連業者	作業員小屋用プレハブの手持ち在庫分の転用

6 応急仮設住宅の借り上げ等

町は、県に借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを求め、必要な住宅の借り上げを行う。

7 入居者の選定等

町は、県が行う入居者の選定に際し、必要な資料を提供する。
選定基準については、以下に基づき決定する。

- (1) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力では、住家を確保することのできない者であること。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない者（失業者、未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者、勤労者、中小企業者等）
 - ウ 前各号に準ずる経済的弱者

8 応急仮設住宅の管理

- (1) 町は、県が管理するものについて、これに協力する。（状況に応じて町は、県から委任をうける。）
- (2) 応急仮設住宅はあくまでも一時的な使用に耐える最小限度の仮設建物であるため、被災者向け公営住宅の建設、その他住宅のあっせんを行い、その早期解消に努めるものとする。

第2 住宅の応急修理

〔応急復旧班〕

1 基本事項

(1) 修理時期及び予定戸数

修理戸数は原則として半焼又は半壊戸数の3割以内とし、応急修理は原則災害発生時から1ヶ月以内の完成とするものとする。

(2) 修理対象者

町は災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠の部分について応急的に修理する。

2 資材調達

町において資材が不足した場合は、県に要請し、調達の協力を求めることとする。

第17節 医療・助産

大規模な災害が発生した場合、多数の傷病者が発生するとともに、町内医療機関等も少なからず被災することが想定されることから、質・量両面において、医療救護活動は迅速な体制をもち、広域的な医療機関の活用を図るべく必要な搬送体制と医療連携ネットワークを確立する。

第1 応急医療体制の確保

〔医療救護班〕

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、町の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

2 町の主な役割事項

医療救護班班長は、大規模な災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示の有無に関わらず、以下のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項目	手順その他必要事項
(社)茨城県医師会 (県央医師会) への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 町内被害状況に関する情報の提供 (3) 町本部体制の現況に関する情報の提供
(社)茨城県薬剤師会 への連絡	(1) 災害時医療救護体制確立の要請 (2) 医療救護所への薬剤師派遣の要請 (3) 医薬品・医療用資器材の供給協力の要請
医療救護所の設置	(1) 医療救護所における設置場所の確保 (2) 医療救護所設営要員の派遣 (3) 精神科医療救護所の設置
関係各班班長、 県等への協力要請	(1) 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 (→総括班班長) (2) 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (→調達班班長・給水班班長) (3) 県により編成される医療救護班の派遣要請 (→県保健福祉部) (4) その他の協力要請 (→その他各班班長・関係機関)

項 目	手順その他必要事項
収容医療機関の確保	(1) 町内収容医療機関の現況把握 (2) 町外収容医療機関の確保（受入れ要請） （→県保健福祉部・周辺市町村）
搬送体制の確立	(1) 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） (2) 救急車両他搬送用車両の確保 (3) ヘリコプターの確保（→県、自衛隊等）
報道機関対応 ※ 総括班班長を通じて行う	(1) 茨城放送等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 (2) 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	(1) (社)茨城県医師会（東茨城郡医師会）との連絡調整 (2) 町各班、防災関係機関との連絡調整 (3) 医療救護所及び収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 (4) 住民対応

3 県により編成される医療救護班の派遣要請

大規模な災害が発生し町の能力をもってしては十分でないとき認められるときは、総括班班長は県及びその他関係機関に協力を要請する。

第2 応急医療活動

〔医療救護班〕

1 医療救護所設置

(1) 医療救護所設置場所

医療救護班班長は、医療救護活動を行うに当たり必要と認める場合は、次のとおり県医師会、消防署、警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。

(2) 医療救護所の開設及び運営

医療救護所の開設及び運営実務は、医師会医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。なお、医療救護班班長は必要なバックアップに万全をつくす。

(3) 薬剤師と看護要員の確保

(社)茨城県薬剤師会並びに(社)茨城県看護協会等の協力を得て、各医療救護所に複数の薬剤師と看護要員が常駐するよう努める。

(4) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスは、県の協力を得て各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。あわせて常北保健福祉センターに精神科救護所を設置し実施する。

2 医療救護及び助産活動

(1) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

ア 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

イ 医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び町災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、町災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

(2) 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医師会による医療救護班が医療救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。

ア 傷病者の蘇生

イ 傷病者の傷害等の区分の判別トリアージ・タグ*

ウ 後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定

エ 傷病者に対する応急処置

オ 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療

カ 助産救護

キ 死亡の確認

ク 死体の検案

- * トリアージ・タグトリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

(3) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(4) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力のいかに問わない。

イ 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前、分娩の処理
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ等、その他の衛生材料の支給
- (エ) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は、町負担とする。

3 医薬品等の供給

医療救護班班長は、医療救護対策班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足したときは、(社)茨城県薬剤師会の協力により調達する。また、県保健福祉部に対して応援を要請する。

なお、輸血用血液が必要になった場合は、県保健福祉部を通じて、日赤茨城県支部（県赤十字血液センター）、献血供給事業団などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、総括班は住民に対して献血を呼びかける。

医薬品等を調達する販売業者については、資料編による。

4 水・その他

(1) 水

水については、給水班が給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。

特に医療施設となる病院については、災害発生後直ちに、医療救護班が水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期することとする。

(2) 電気

電気供給が停止した場合、医療施設となる病院は、災害発生後直ちに、医療救護班が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社に対し、移動電源車の出動を要請する。

また、必要に応じて関係市町村に対し自家発電機用の供給協力を要請する。

(3) 電話その他の通信手段

医療施設となる病院において電話の使用が困難になった場合は、NTT東日本茨城支店に通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう協力を求める。

また、必要に応じて、医療救護班班長が防災無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

第3 後方支援活動

〔医療救護班・総括班〕

1 患者受入先病院の確保

医療救護班班長は、医療救護所では対応できない重傷者は、後方医療施設*に搬送し、入院・治療等の医療救護を行い、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めたととき、県を通じて、以下のとおり後方医療施設を確保する。

- (1) 県内の「主な後方医療施設」リスト掲載病院への受入れ要請
- (2) 上記リスト掲載病院以外の病院で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請
- (3) 独立行政法人国立医療センターへの受入れ要請
- (4) 近隣市町への受入れ要請

* 後方医療施設とは、災害をまぬがれた施設、高度収容医療能力を有する医療施設とする。後方医療施設へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため県以外の都道府県にある施設はすべて受入先の対象となる。

2 搬送体制の確保

原則として、被災現場から医療救護所までは、医療救護班、消防団が警察署、自衛隊、ボランティア等の協力を得て車両若しくは担架による搬送を実施する。また、医療救護所から後方医療施設への搬送については、次のとおり救急車両、ヘリコプターを確保し行う。

- (1) 水戸市消防本部へ救急車両の配車・搬送を要請
- (2) 消防本部以外の救急車両を各医療救護所に集結させ搬送を要請
- (3) 町所有車又は各医療救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- (4) 官・民のヘリコプターを可能な限り多数集結させ搬送を要請（県、自衛隊、民間航空事業者）

3 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対しても提供することが必要である。このため、対策本部医療救護班は人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の情報を収集し、透析患者の受療確保に努める。

4 医療ボランティア活動

(1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、ボランティア活動を希望する者の登録を行い確保する。

(2) 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、以下のとおりである。

- ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- イ 県保健福祉部現地対策本部との連絡調整
- ウ その他

第18節 防疫計画

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の体力低下等、感染症の流行を未然に防止することを踏まえて実施する。

第1 防疫活動

〔医療救護班〕

1 基本方針

医護班班長は、関係各班班長並びに関係機関と協力・連携して、防疫・保健衛生対策を以下のとおり行う。

なお、被害が激甚又は町の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難若しくは実施しても不十分であると認めるときは、県に対し法に基づく代執行を行うよう要請する。

2 実施事項及び要請事項

町長は県の指示に基づき次の事項を行うものとする。

(1) 実施事項

- ア 清潔方法及び消毒方法の施行（法第27条第2項及び第29条第2項）
- イ そ族昆虫等の駆除（法第28条第2項）
- ウ 生活用水の供給（法第31条第2項）
- エ 避難所の衛生管理及び防疫指導
- オ 臨時予防接種の実施（予法第6条）

(2) 防疫用資材の調達

町長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。

第19節 災害廃棄物の処理

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に実施し、住民の保健衛生及び環境の保全を図るものとする。

第1 災害廃棄物

〔応急復旧班〕

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合の「環境・衛生」対策の実施に当たっては、以下の3点を基本指針とする。

- (1) 町は、県知事に協力を要請する。
- (2) 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村に加え平常時の区分にこだわることなく広く関連業種団体・専門家等の協力を求める。
- (3) 住民・事業所は、町・県等行政機関の行う災害時における「環境・衛生」対策の実施に最大限協力する。

2 災害時「環境・衛生」対策実施体制

(1) 災害時「環境・衛生」対策推進会議

大規模な災害が発生した場合、応急復旧班班長は、県に対し協力の要請をする。

また、医療救護班班長、その他関係班班長、県・国・協力団体・住民と連携・協力し、災害時における「環境・衛生」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「環境・衛生」対策推進会議を設置する。

なお、推進会議の事務局を応急復旧班内に置き、事務局要員は応急復旧班並びに関係各班職員をもって充てる。

(2) 役割分担

災害時「環境・衛生」対策推進会議を構成する町・県・国その他関係機関・団体及び住民の役割は、概ね以下のとおりとする。

名 称	役 割 の あ ら ま し
町 (応急復旧班)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における「環境・衛生」対策推進会議の運営事務 ○ 災害廃棄物発生量に関する調査・推計・集計 ○ 災害廃棄物の収集及びそのために必要な措置 ○ 災害廃棄物の中間処理 ○ 防疫のための消毒作業並びに当面の薬剤・資機材の確保・調達 ○ 県が行う保健衛生活動に対する協力 ○ 環境保全要注意施設・区域の把握 ○ 相談窓口の設置・運営、その他住民との対応
廃棄物収集・処理許可業者浄化槽清掃許可業者その他環境・衛生関係団体・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の収集、中間処理、最終処分に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ 防疫・保健衛生のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ 環境保全のために必要な措置に関する協力並びに基準・マニュアル等の作成協力 ○ その他所掌業務に関する災害時の「環境・衛生」対策実施のための協力
地区復興委員会住民自主管理組織の結成・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の「環境・衛生」対策に関する意見・苦情等の集約 ○ 災害廃棄物の分別・再利用のために必要な協力 ○ 発生量抑制のための障害物除去への協力 ○ 被災者住宅への消毒作業時の立ち会い ○ 避難所・被災地における感染症の発見、居住スペース・便所等の生活施設の衛生的管理並びに消毒・手洗の励行等に関する協力 ○ その他災害時「環境・衛生」対策に必要な措置 ○ 行政・関係団体等との連絡・協議

3 相談窓口の活用

災害時「環境・衛生」対策の実施に当たっては、建築物の除去、健康相談、衛生指導等、法律の専門家や保健師・栄養士・カウンセラーその他の専門家による助言若しくは協議、あっせん等を必要とする場合が少なからず想定される。

そのため、医療救護班班長は、関係各班班長と連携し関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、町本庁舎に設置される相談窓口若しくは必要と認める避難所その他の施設において、相談業務を行えるよう必要な体制の確立に努める。

第2 清掃

〔応急復旧班〕

1 ごみ処理

(1) 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「ごみの処理」対策の実施に当たっては以下の4点を基本指針とする。

- ア 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- イ 避難所・医療対策拠点施設等、拠点施設を最優先で収集する。
- ウ 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- エ 中間処理（焼却・破砕）の緊急性が低い「ごみ種」は、「仮置場」にいったん、搬送するなどして、被災地・被災施設からの排出を最優先で行う。

(2) ごみ排出量の推定

町は災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

(3) 作業体制の確保

応急復旧班班長は、以下の手順により作業体制を確立する。

- ア 焼却処理施設、破砕処理施設、その他のごみ処理施設及び収集車その他の機材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- イ 「ごみ量」が町の有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。
- ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(4) 処理対策

処理対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決める。

(5) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保

町は県に対して必要な情報提供等の協力を求めるなどにより、災害時における収集運搬体制の構築や適切な仮置き場の設置等を推進する。

また県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業廃棄物協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援するなどにより災害廃棄物の円滑な処理を推進する。

2 し尿処理

(1) 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「し尿の処理」対策の実施に当たっては、以下の3点を基本指針とする。

- ア 仮設トイレの設置によるし尿の収集・処理を行う。
- イ 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保は、収集委託・許可業者の全面的な協力を得るとともに県を通じて広域的な応援体制の確立により対処する。
- ウ 処理施設が被災した場合、県を通じ隣接市町（一部事務組合等）に協力の要請を行う。

(2) し尿処理排出量の推定

町は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿は、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに作業計画を策定する。

し尿の処理対策実施に当たっては、以下の原単位を参考とする。

事 項	基 準	備 考
1人1日当たりのし尿排出量	1.4ℓ	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350ℓ	80人3日当たりのし尿排出量に相当
※ 1世帯当たりの想定人口	2.80人	平成27年10月1日現在・国勢調査

(3) 作業体制の確保

応急復旧班班長は、医療救護班班長その他関係各班班長の協力を得て、以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

ア し尿処理施設及びバキュームカーその他の機材並びに下水道施設の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。

イ 収集すべき「し尿量」が町の有する能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

ウ 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(4) 処理対策

処理対策の実施手順は災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決める。

(5) 仮設トイレの設置

応急復旧班班長は、下水道機能の活用によるし尿の処理が困難な拠点施設・被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区 分	仮 設 ト イ レ 設 置 の 目 安
設置すべき場所	ア 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） イ その他被災者を収容する施設 ウ 住宅密集地（地域内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
設置すべき個数	利用者人口100人当たり1箇所
設 置 期 間	下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、その必要がないと認めるときまで

(6) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

第20節 死体の搜索及び処理埋葬

大規模な災害が発生した場合には、行方不明の状態にあり、又は周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、災害の際に死亡した者については、死体識別等のための処理を行った後、死体の応急的な埋葬を実施する。

そのため町は町内葬祭事業者、寺社等の全面的な協力を得るとともに、県を通じて広域的若しくは全国的な、しかも官民を問わない応援体制の確立により対処する。

1 基本方針〔避難誘導班・消防団〕

「遺体の搜索・収容・埋葬」対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度、県・国・関係機関・協力団体等と協議して決める。

2 行方不明者等の搜索〔消防団〕

消防団長は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等については、消防職員、消防団員、自治会組織等をはじめとする地元のボランティア等と連携・協力して搜索する。

また、町だけでは十分な対応ができない場合、県及び市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続き等については、第2編第2章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」、第2編第2章第25節「応援・支援」に準ずるものとする。

3 遺体の処理〔医療救護班、避難誘導班〕

町は、警察、(社)茨城県医師会及び、その他の関係機関と連携・協力し、遺体の処理を実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときにはその委任を受けた町及び県が行う。

遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、県は町からの要請に基づき、周辺市町村に応援を要請するものとする。

県内での対応が困難な場合は、県は近隣県に応援の要請を行うこととする。

また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

上記の対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、県、(社)茨城県医師会に協力し、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行うとともに遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後 24 時間以上経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、(社)茨城県医師会に協力を要請し実施する。ただし、遺体が多数の場合、町のみで十分な対応が困難な場合には、県、日赤茨城県支部、関東信越厚生局等に協力を要請する。

(3) 遺体の収容（安置）、一時保存

避難誘導班班長は検視、検案を終えた遺体について、関係各班並びに警察署、自治会組織等の協力を得て、以下のとおり収容（安置）、一時保存する。

ア 遺体収容所（安置所）の設置

避難誘導班班長は、適切な場所（寺社、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中し、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

イ 棺の確保

町は死者数、行方不明者数を早期に把握し、町内葬儀業者等の協力を得て、棺・ドライアイス等を確保する。県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

ウ 身元不明遺体の集中安置

避難誘導班班長は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

エ 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

4 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、周辺市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。

身元の判明しない遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第21節 障害物の除去

住居、又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

第1 建築関係障害物の除去

〔応急復旧班〕

応急復旧班班長は、町内建設業関連業者に障害物の除去に関する協力を要請する。災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物については、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。

また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

第2 道路関係障害物の除去

〔応急復旧班〕

町は、町の管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

第3 河川等関係障害物の除去

〔応急復旧班〕

河川等関係管理者は、所管する河川について、障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去を実施する。

第22節 輸送

大規模な災害が発生した場合における緊急輸送対策について、町が行う応急対策上必要な輸送業務は、官民総動員で行う体制を確立し、業者委託して大きな支障がない輸送品目については、可能な限り当該業務に精通する各業者に委託する。

第1 緊急輸送の実施

〔応急復旧班〕

1 優先順位

各関係機関は以下の優先順位に従って緊急輸送を行うものとする。

(1) 総括的に優先されるもの

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 第1段階：災害発生直後の初動期

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(3) 第2段階：応急対策活動期

- ア 前記イの続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(4) 第3段階：復旧活動期

- ア 前記ウの続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

第2 緊急輸送道路の確保

〔応急復旧班〕

1 被害状況の把握

総括班及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、最も効果的な方法により、調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

2 緊急輸送道路啓開の実施

避難誘導班は、行政区内の緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を把握し、速やかに水戸土木事務所に報告するとともに、応急復旧班と協力し、緊急輸送道路の啓開作業を実施する。

啓開作業の実施に当たっては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換できる待避所を設ける。

第3 輸送車両の確保

〔調達班〕

1 町の役割

- (1) 調達班班長は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- (2) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- (3) 災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの

ク 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 確認手続き等

確認の手続きは、総括班班長が緊急通行車両確認申請書をもって笠間警察署に対し申請する。

なお、緊急通行車両として事前に届出をしておき、災害時に速やかに標章等の交付を受けることとする。

3 車両以外の輸送手段

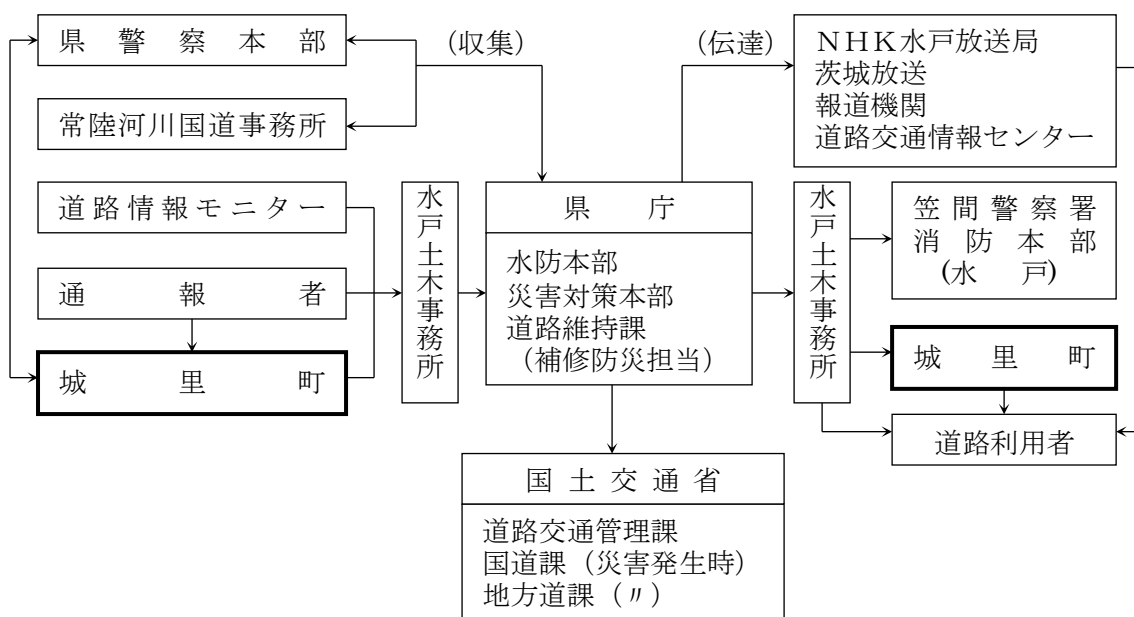
道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、若しくは、著しく緊急性を要する場合等には、総括班班長・避難誘導班班長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、航空機（ヘリコプター）による輸送等車両以外の輸送手段を確保し行う。

第4 道路情報の連絡

〔総括班〕

道路情報の連絡系統は、次に示すとおりである。

道路情報連絡系統図



なお、交通規制等については、第10節 交通計画 第1 規制の種別等を記載することとする。

1 交通規制の時期区分の目安・留意点

災害発生直後（発生後48時間）	→	緊急自動車等の通行確保最優先
復旧期（3日目以降14日目まで）	→	物資等大量輸送の効率化
平常時への移行（15日目以降）	→	経済復興、住民の自立支援の促進

2 災害応急対策期

(1) 緊急輸送道路の交通規制

大規模な災害発生直後、災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

(2) 広報活動

交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く住民に周知する。

3 復旧・復興期

(1) 復旧・復興のための輸送道路の交通規制

災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送道路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。

この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 広報活動

復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図る。

4 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止区域等における運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとることとする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、制限が行われている道路の区間以外の場所
- (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に寄せて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったりして措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

5 緊急通行

町（水防管理者）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

6 公用負担及び損失補填

町（水防管理者）から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

なお、民間事業者等による緊急通行、公用負担により損失を受けた者に対し、町（水防管理者）は時価によりその損失を補償をすることとする。

第23節 児童生徒等の安全確保・応急教育等

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、町教育委員会は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保する。

応急教育は、災害発生後における児童生徒等の「こころのケア」対策を含めた応急教育を実施するものとする。なお、県立高校についても同様の対策が講じられるよう県・関係者との連携・協力を努めるものとする。

第1 基本方針

〔文教班〕

1 対策実施上の基本指針

大規模な災害が発生した場合における「応急教育」対策の実施に当たっては以下の3点を基本指針とする。

- (1) 町は、県知事に応急教育体制の協力を要請する。
- (2) 町は、対策の実施に当たって、県・国・防災関係機関との連携を強化するとともに、他市町村の教職員団体・関連業者・団体・専門家等広く協力を求める。
- (3) 住民・事業所は町・県等行政機関の行う、災害時における「学校」の役割対策の実施について最大限の協力をする。

2 対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・P T Aその他協力団体並びに教育委員会と協議して決める。

3 災害時「教育」対策実施体制

(1) 災害時「教育」対策推進会議

文教班は、関係各班班長、県・国・P T Aその他協力団体、教育委員会等と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。

なお、推進会議の事務局を文教班内に置き、事務局要員は文教班及び関係各班職員をもってあてる。

(2) 役割分担

災害時「教育」対策推進会議を構成する町、関係機関・団体及び住民の役割は概ね次のとおりとする。

名 称	役 割 の あ ら ま し
町並びに町教育委員会	ア 「応急教育」実施のための町内学校間応援要員の確保並びに応急教育対策実施計画の作成 イ 被災校舎の安全点検・危険度判定調査の実施 ウ 調査結果に基づく必要な補修、補強その他必要な措置の実施 エ 代替校舎の確保、仮設校舎の建設その他応急教育実施のために必要な施設の提供 オ 教科書その他学用品の調達並びに被災児童生徒等への配布 カ 町の所掌する学校納付金の減免等の措置 キ その他応急教育実施のために必要な措置 ク 応急教育に関する広報活動並びに相談業務 ケ その他住民との対応 コ 災害時「教育」対策推進会議の運営事務
PTA、学校医、その他学校関係団体等	ア 「児童生徒等」の安否確認並びに安全確保に関する協力 イ 避難所における「応急教育」実施への協力 ウ 避難所・校区における「児童生徒等」の健康維持、「こころのケア」対策に関する協力 エ 登・下校の安全確保のために必要な協力 オ 町が行う「児童生徒等」向け相談業務に関する協力 カ その他町・県が行う災害時「教育」対策への協力
教 職 員	ア 「児童生徒等」の安否確認並びに安全確保 イ 発災直後の学校施設被災状況に関する報告 ウ 初期における避難所運営に関する協力 エ 避難所及び校区における「児童生徒等」の「こころのケア」・「教育的ケア」対策 オ 疎開先の「児童生徒等」への教育的ケア カ 登・下校路の危険箇所把握並びに必要な措置 キ 応急教育対策計画案の検討並びに実施 ク その他災害時「教育」対策に必要な措置
自治会組織等	ア 地域における「児童生徒等」の安否確認並びに避難所の運営に関する協力 イ 避難所における「応急教育」対策実施への協力 ウ その他災害時「教育」対策に必要な措置への協力

第2 児童生徒等の安全確保

〔文教班〕

1 情報等の収集・伝達

- (1) 町は、大規模な災害の発生又は発生するおそれがある場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員等に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- (3) 校長等は児童生徒等及び学校施設に被害を受け又は、そのおそれがある場合、直ちにその状況を、文教班班長やその他関係機関に報告する。
- (4) 町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、あらかじめ情報の連絡方法や伝達方法を定めるものとする。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員やP T Aその他協力団体は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員・P T Aその他協力団体は、児童生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、文教班やその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校、又は教員及び協力団体による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合、校内に保護し速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに県や文教班班長に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続していくものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

県、町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

第3 応急教育

〔文教班〕

1 教育施設の確保

町教育委員会は、県と協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、体育館その他公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教職員の確保

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- (2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、茨城県教育委員会及び他市町村における教職員の応援を要請する。

3 教科書・学用品等の給与

応急教育実施のために必要と認める場合は、教科書・学用品を調達し、必要な児童生徒等に支給する。なお、以下には災害救助法の適用された場合の取扱いについて示す。

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他は15日以内と定められている。ただし交通・通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県（知事）が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、文教班が町教育委員会及び各校長等の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。ただし、学用品等の調達及び給与の実施が困難な場合には、県へ学用品等の調達及び給与の実施について応援を要請する。

(4) 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う文教班、町教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を町教育委員会と協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (2) 文教班班長は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、町教育委員会、学校等と災害時の対応等について協議する。
- (3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

5 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、そのつど状況に応じて、校長等が文教班班長と協議し決定するが、初期においては概ね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童生徒等相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

ア 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。 イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育理科の衛生等を主として指導する。 ウ 教科書の給付が可能になった時点で、平常時教育計画へ移行する。
--

6 児童生徒等の「こころのケア」対策

大規模な災害が発生後、児童生徒等の「心」には傷が残ることから、文教班班長は、関係各班班長その他関係機関、医師会等協力団体、その他専門家並びに各校長等と連携・協力して、学校における児童生徒等の「こころのケア」対策を行う。

第24節 自衛隊に対する災害派遣要請

町民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第1 自衛隊派遣要請

〔総括班〕

1 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣要請

町長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対して要請する。ただし、緊急を要する場合は電話（FAX）等により行い、事後速やかに文書を提出する。

県では、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事が派遣を要請するものとしている。

○ 災害派遣要件の範囲
1) 公共性の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
2) 緊急性差し迫った必要性があること。
3) 非代替性自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 直接通知

町長は知事への要請ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対しその旨を通知するものとする。

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班班長)	駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 時間内 233 時間外 302
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班班長)	基地当直 幹部	0299-52-1331 内線 時間内 2231 時間外 2215

2 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、通常、次に示すとおりとする。

項目	内容
被害状況把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付け、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊との連絡

町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）に通報するほか、必要な情報の交換をすることとする。

第25節 応援・受援

大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する場合は想定される中においても、必要な被災者支援等を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を要請しなければならない場合がある。こうした場合を想定し、本町及び他市町村などとの相互応援体制を確保するために、応援・受援体制を整備する。

第1 国・県・他自治体への応援要請

〔総括班〕

1 応援要請の実施

(1) 機関に対する職員派遣の要請

本部長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、県職員あつせん時に記載する事項と同項目を記載した文書にて当該機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

本部長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入については、総括班班長が調整統括をする。

ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 要請する理由
- (ウ) 物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 派遣場所
- (オ) 活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あつせん時に記載する事項

- (ア) あつせんを求める理由
- (イ) あつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他必要な事項

(3) 他市町村への要請

ア 県内他市町村への要請

本部長は、当該地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

イ その他市町村への協力要請（災害対策基本法第 67 条に基づく要請）

本部長は上記協定市町村の応援でもなお、十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、協定外の市町村長に対し、応援を要請する。

なお、協定締結以外の市町村への協力の要請については、総括班班長が各班の要請・町の状況等を踏まえ「応援希望項目リスト」を作成・送付の上行う。ただし、直接他市町村より応援の申出があった場合若しくは緊急やむを得ない場合には、直接要請し、後日速やかに総括班班長に報告する。

(4) 消防機関の応援要請

大規模災害に際し、次に掲げるとおり町内の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、消防本部は、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うこととする。

————— 応援派遣要請を必要とする災害規模 —————

- ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- イ 災害が拡大し他市町村に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することで災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(5) 民間団体に対する要請

本部長は、当該地域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認められるときは、民間団体に協力を要請する。

なお、洪水時等に民間事業者に災害応急活動を円滑に委任するために、民間事業者との間で災害協定等締結について協議を行う。

ア 協力を要請する業務

災害時に業種別の民間団体及び事業所へ協力を要請する業務は以下のとおりである。

- (ア) 異常現象、災害危険箇所を発見した場合の町又は防災関係機関への通報
- (イ) 災害に関する予警報、その他の情報の地域内住民への伝達
- (ウ) 災害時における広報活動への協力
- (エ) 災害時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- (オ) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した住民に対する救助・救護活動への協力
- (カ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (キ) 被害状況調査への協力

- (ク) 被災地域内の秩序維持への協力
- (ケ) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- (コ) 応急仮設住宅の建設等の業務への協力
- (サ) 生活必需品の調達等の業務への協力
- (シ) その他町が行う災害応急対策業務への協力

イ 協力要請の方法

災害時における協力要請の方法については、各班があらかじめ協定により定める。

なお、要請に当たっては可能な限り以下の事項を明らかにして行う。

- (ア) 活動の内容
- (イ) 協力を希望する人数
- (ウ) 調達を要する資器材等
- (エ) 協力を希望する地域及び期間
- (オ) その他参考となるべき事項

第2 受援体制の確保

〔総括班〕

1 自衛隊受入体制の確立

(1) 受入準備等

町長が災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際して、次の事項に留意し、派遣部隊の救援目的が達成できるように努めなければならない。

災害派遣部隊 到着前	<ul style="list-style-type: none"> ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資器材等を準備する。 イ 連絡員を指名する。 ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場等を準備する。
災害派遣部隊 到着後	<ul style="list-style-type: none"> ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。 イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) ヘリコプター発着可能地点

ヘリコプターの派遣を要請した場合は、次のとおり受入体制を整える。

- ア 発着場
- イ 発着場の準備
 - (ア) 砂塵の舞い上がるおそれのある場合は十分散水する。
 - (イ) 降雪時は除雪又は圧雪を行う。
 - (ウ) 風圧のため飛散するおそれのある物は撤去する。
 - (エ) 発着上障害となるおそれのあるサッカーゴール等を撤去する。

- (オ) 上空から風向・風速が判断できるよう、着陸点近くに紅白（又は赤）の吹流し（地上 4.5～5 m）又は発煙筒を設置する。
- (カ) 離着陸時は危険防止のため関係者以外の者を近づけない。
- (キ) 粉末消火器（20 型 2 本以上）を準備する。
- (ク) 夜間にあつては図に示す位置に無障害地帯（4 箇所）：進入・離陸の方向を示す標示灯を設置する。なお、標示灯は進入方向に対して直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けられないよう注意する。

(3) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊の災害派遣部隊撤収要請依頼書」により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

- ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

2 国、県及び隣接市町応援隊等の受入れ体制

(1) 要請実施の目安

- ア 甚大であるため、応援を要請する必要がある場合
- イ 町が必要と認めた場合、若しくは大規模な災害が発生し以下の要件の 1 つ以上に該当する**場合**
 - (ア) 安全性が高いと推定される建築物の重大な被災が報告された場合
 - (イ) 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合
 - (ウ) 林野火災が発生し、延焼火災のおそれがある場合
 - (エ) 大規模な斜面災害により人命救助の必要がある場合
 - (オ) 3 時間以上経過後も「安否情報」が報告されない現地連絡所が多数ある場合

(2) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として町の負担とする。

- ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び交通費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担は、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

(3) 連絡体制の確保

本部長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、国、県及び隣接市町等に通報するほか、必要な情報交換を行うこととする。

(4) 受入体制の確保・受入施設の整備

本部長は、国、県及び隣接市町等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を以下のように定める。また、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備するものとする。なお、災害ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受入施設を定めるものとする。

連絡窓口及び役割のあらまし

区 分	職 名	役割のあらまし
県その他 防災機関 及び自衛隊	正 総括班班長	他市町村、県、国の機関への要請、受入れ窓口となる。また、民間団体に関する要請・受入れの総合調整を行う。
	副 総括班副班長	
協定締結 民間団体 及び事業所	正 各所管班班長	医師会、城里町建設業関連業者、スーパー、物流業者等各部が所管する団体・事業所への要請、受入れの窓口となる。
	副 各所管部担当班班長	
ボランティア	災害ボランティアセンター	
	センター本部を常北保健福祉センターに置く。 町内外における災害ボランティアの受入れの窓口、活動拠点となる。	
	正 医療救護班班長	町本部としての連絡・調整窓口となる。
副 医療救護班副班長		

3 消防機関の受入体制

(1) 受入窓口の明確化

応援受入の調整統括は、総括班班長が行う。

(2) 受入施設の整備

総括班班長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備するものとする。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

ア 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）

イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）

ウ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）

エ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、「2 (2) 経費の負担」に準ずる。

第3 他市町村被災時の応援・派遣

〔総括班〕

町は、他市町村において大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なため、県又は被災市町村から応援要請があった場合、災害対策基本法第67条法及び災害時応援協定に基づき応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、自主的に応援することができるものとする。

第26節 農地農業

風水害に対する農林水産業関係の応急対策は、町、県、農政局、茨城森林管理署、その他関係機関の協力を得て実施する。

第1 農地

〔応急復旧班〕

1 湛水時の応急対応

町は、県の協力を得て、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

2 農業用施設

(1) 堤防

町は、県の協力を得て、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

(2) 水路

町は、必要に応じて県に対し、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等の要請を行う。

3 頭首工

町は、県の協力を得て、一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

4 農道

主要な農道は、県の協力を得て、必要最小限度の仮設道の建設を行う。

第2 農業

〔応急復旧班〕

1 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

2 家畜の応急措置

(1) 風害

- ア 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- イ 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- ウ 事故畜等の早期処理に努めること。

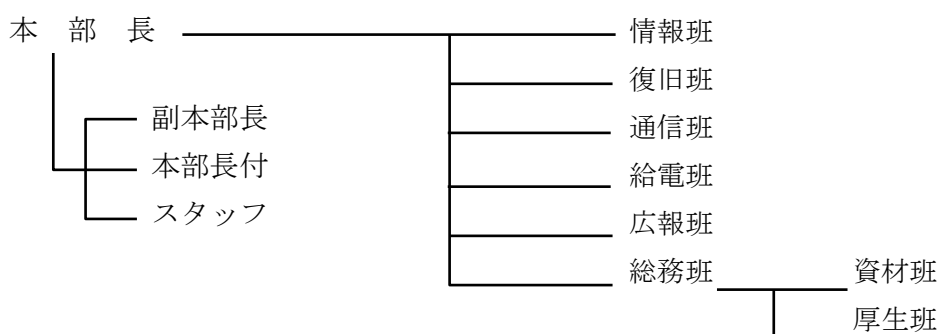
(2) 水害

- ア 畜舎内浸水汚物の排除清掃を~~図~~ること。
- イ 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ウ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- エ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- オ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第27節 電力施設の復旧

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。

第1 非常災害対策本部の構成



第2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区分	情勢
第1非常態勢	○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合
第2非常態勢	○大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3非常態勢	○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

- 警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事業所は非常態勢を発令する。
- 第1～第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議の上、適用区分を決める。

第3 組織の運営

1 非常態勢の発令手続き

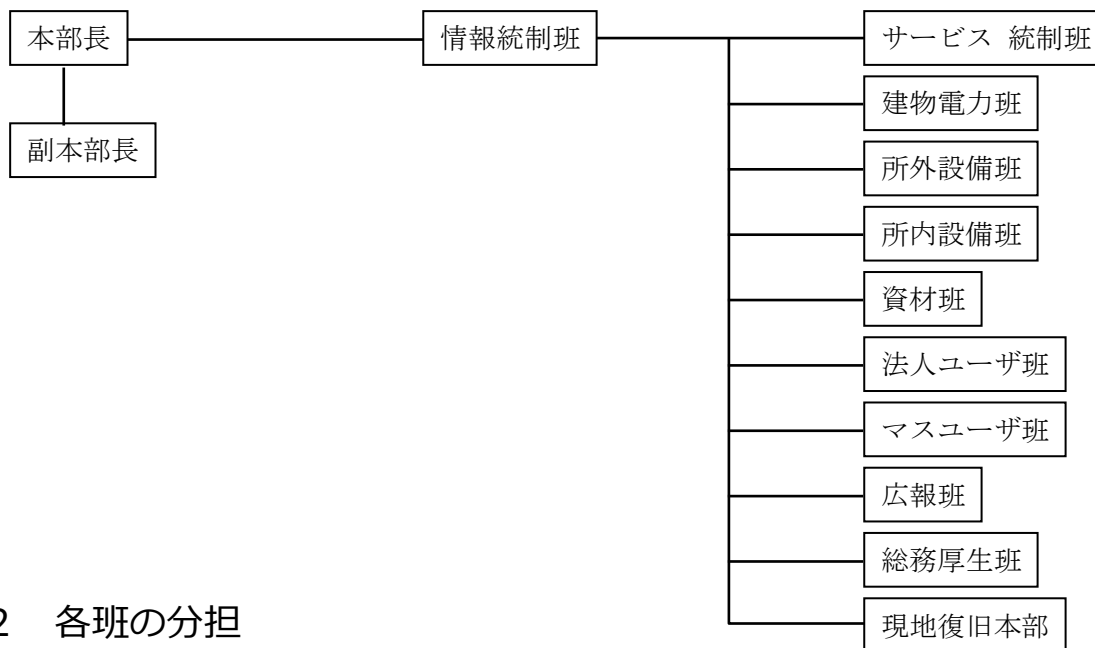
東京電力パワーグリッド株式会社の支店長及び支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。

第28節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画

東日本電信電話株式会社による災害発生時の通信設備被害の復旧計画である。

第1 組織（茨城支店災害対策本部）

東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図



第2 各班の分担

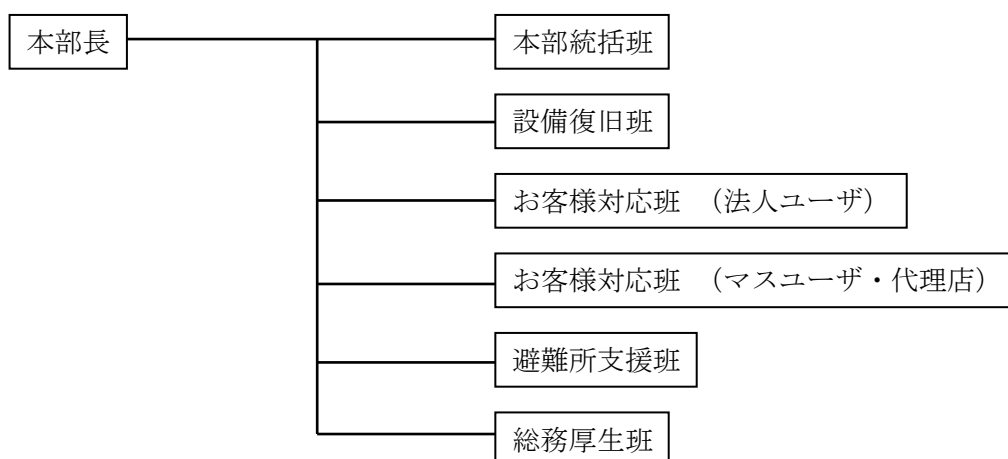
1 茨城支店災害対策本部

本部長	●本部業務を統括、本部員の指揮・統括に関すること。
副本部長	●本部長の補佐及び本部長不在時代行、各事業部門の指揮・統括に関すること。
情報統制班	●本部の運営・調整に関すること。 ●本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること。 ●行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること。
サービス統制班	●電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること。 ●災害対策機器の設置運用に関すること。
建物電力班	●電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること。 ●建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること。
所外設備班	●応急復旧に関すること。現場調査に関すること。
所内設備班	●応急復旧に関すること。現場調査に関すること。
資材班	●調達に関すること。緊急輸送に関すること。
法人ユーザ班	●ユーザ情報の収集及び意向調査に関すること。 ●重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること。
マスユーザ班	●災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること。 ●利用者の利便に関する事項の指導に関すること。
広報班	●社内外広報に関すること。お客様の声の収集等に関すること。
総務厚生班	●社員の安否・住宅被災調査、その措置に関すること。 ●後方支援活動に関すること。
現地復旧本部	●現地応急復旧に関すること。自対策組織の情報取りまとめに関すること。

第29節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画

株式会社NTTドコモ茨城支店による災害発生時の通信設備被害の復旧計画である。

第1 組織（株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図）



班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班 (法人ユーザ)	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班 (マスユーザ・代理店)	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社員等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

第30節 防災ヘリコプターによる災害応急対策

本町は、災害時における応急対策として、県防災ヘリコプターによる応急対策を講ずるため、県に依頼し、被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの対策を講ずる。

第1 応援要請

〔総括班〕

茨城県知事に対して、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」の定めるところにより、出動の要請をすることができる。

- 1 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- 2 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- 3 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

第2 応援要請の方法

〔総括班〕

応援の要請は、県**防災・危機管理部**防災・危機管理課、消防安全課防災航空室あてに、電話等により、次の事項を明らかにし要請する。

- 1 災害の種別
- 2 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 3 災害発生現場の気象状況
- 4 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- 5 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第3 経費負担

〔調達班〕

防災ヘリの応援に要する費用は、県が負担する。

第31節 郵政事業に係る措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の状況及び被害状況などに応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法が発動された場合には、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む。）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第32節 救助・救急活動

1 町による救助・救急活動（消防機関）

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

町は被害状況などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

町長は、消防長からの連絡に基づき、応援申請等の手続き等を行う。

(2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(6) 応援派遣要請

町は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(7) 応援隊の派遣

町は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

2 自主防災組織等による救助・救急活動〔消防班〕

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

3 事業所等による救助・救急活動〔総括班〕

業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し、救出活動に参加する。また、町など防災関係機関から要請された場合は、建設用機械、救出活動用資機材の提供に努める。

4 惨事ストレスへの対応〔医療救護班〕

災害時は、被災者は急性ストレス障害（A S D）や外傷後ストレス障害（P T S D）などに襲われることがある。

災害救援者も凄惨な災害現場活動に従事することで、心理的な負荷による「惨事ストレス」（C I S）症状を発することがあるため、被災者も災害救援者も凄惨な災害現場活動に従事することで、惨事ストレスの防止と発症した場合の対策等を講ずる。

第33節 燃料対策

災害時においても、庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

第1 連絡体制の確保と情報の収集

〔調達班〕

町及び県石油業協同組合は、震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

第2 災害応急対策車両への燃料の供給

〔調達班〕

1 「災害時緊急給油票」の発行

町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

2 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるととする。

第3 町民への広報

〔総括班〕

町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第34節 土砂災害等その他危険箇所の対策

台風、豪雨及び地震により地盤が緩むことにより、土砂災害の危険性が想定される。また、それらの事象により崩壊に至らなかった急傾斜地等は、その後の降雨による二次的な災害の発生を警戒し、相当の被害軽減措置を講ずる必要がある。

そのため、局地的かつ突発的に発生する土砂災害に対し、町が行う「災害発生後にとるべき措置」「巡視及び警戒体制」「広報及び避難体制」の3項目に関し、その他必要な措置について示す。

第1 危険箇所に関する情報収集

〔応急復旧班〕

応急復旧班班長は、下記のとおり初期情報収集を行い、速やかに本部長に報告する。

区 分	対 象 と な る 地 域 ・ 箇 所 等
土 砂 災 害	(1) 急傾斜地危険箇所 (2) 土石流危険溪流箇所 (3) その他担当部署が必要と認める地域・箇所等
危険建物ブロック 塀等の倒壊	(1) 幹線道路沿道のもの (2) 小・中学校通学路沿道のもの (3) その他担当班班長が必要と認めるもの

第2 立入り禁止措置等当面の安全対策の実施

〔応急復旧班〕

応急復旧班班長は、初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、下記のとおり立入り禁止措置等当面の安全対策を実施するとともに、速やかに本部長に報告する。

区 分	措 置 の あ ら ま し
土 砂 災 害	(1) 立入り禁止区域の設定 (2) 必要と認める場合のシート保護 ・ 落石防止対策若しくは降雨対策として行う。
危険建物ブロック 塀等の倒壊	(1) 立入り禁止区域の設定 ・ ガラス落下危険範囲は、経験的に高さの2分の1とされるが、高さ相当に到達したとされる事例も報告されている。 ・ 建物倒壊の場合は、建物高さプラスアルファ (2) 沿道通行禁止措置の実施 (3) 幹線道路沿道などその必要があると認める場合の取り壊し ・ 所有者の了解が得られた場合、町が行う。

第3 安全点検調査体制の確立等

〔応急復旧班〕

1 町による要員の確保

応急復旧班班長は、職員により安全点検調査班を編成する。なお、この場合業種別民間団体若しくは事業所に必要な協力の要請をする。

2 県・国への専門家派遣要請

応急復旧班班長は、その必要があると認めるとき若しくは大規模な災害が発生した場合は、本部長を通じて県・国への専門家派遣を要請する。

3 緊急安全点検調査の実施

緊急安全点検調査は、安全対策の施工を必要とする緊急度に応じて、A・B・Cの3つのランクに分類することを主な内容として行う。

4 第二次安全対策の実施

応急復旧班班長は、安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるときは、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となるおそれがあるもの）、崩壊面の補強、幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険な工作物等の取り壊し措置、倒壊防止のための補強、立入り禁止区域の拡大等必要な措置を講ずる。

第4 巡視及び警戒体制

〔応急復旧班〕

1 巡視

応急復旧班班長は、次に掲げる事項について情報収集のため巡視を命じるとともに交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

- (1) 危険な工作物等及びその付近の住民及び滞在者の数
- (2) 急傾斜地及びその付近の地表及び湧き水の状況
(落石・湧き水の濁りの有無、湧き水量の増加など)
- (3) 急傾斜地及びその付近の亀裂の有無
- (4) 急傾斜地及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
- (5) 急傾斜地及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- (6) 急傾斜地及びその付近の住民及び滞在者の数
- (7) その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

2 警戒

(1) 警戒体制をとるべき時期

ア 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。

イ 気象庁による基準雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

(2) 警戒員の配置

危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒に当たる。

第5 広報及び避難体制

〔総括班・応急復旧班〕

1 広報体制

総括班班長が、第2編第2章第6節「広報」による広報体制を確保し、危険区域内の住民に対する避難準備等の広報活動を行う。

なお、強風が予想される場合についても建物等からの工作物（ガラス・看板類）の落下物に住民等の注意を喚起するため必要な広報活動を行う。

2 避難体制

大規模な災害の発生又は発生するおそれのある場合、又は応急復旧班班長が必要と認めた場合、第2編第2章第11「避難」により関係各班班長と連携し、危険区域内の住民及び滞在者等に対し避難の勧告、指示及び誘導等の措置を講ずる。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定め、避難確保計画にその内容を定める。

第35節 被災者生活支援

救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。

このため、町は、民生委員児童委員及びボランティア等の協力を得て、正確な被災者情報の把握を行うものとする。

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

〔総括班・医療救護班・避難誘導班〕

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び指定緊急避難場所及び指定避難所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

1 登録窓口の設置

避難誘導班班長は大規模な災害の発生、又は発生するおそれがある場合に避難した住民に対して、氏名、住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備・実施

総括班班長、避難誘導班班長並びに各班班長は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選考等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備し、それに基づき調査を実施する。

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

(2) 調査結果の報告

総括班班長は関係各班班長からの調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

〔医療救護班・避難誘導班〕

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に收容保護する必要がある。しかし、不特定多数の被災者を收容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持を図るために、町は、避難所の開設、運営及び被災者の健康管理等に関する業務を積極的に展開することとする。

1 指定緊急避難所及び指定避難所の開設、運営

発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地・国有財産の活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(1) 基本事項

ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (ウ) 災害によって、被害を受けるおそれのある者

イ 設置場所

避難所としてあらかじめ指定している施設

ウ 設置期間

避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

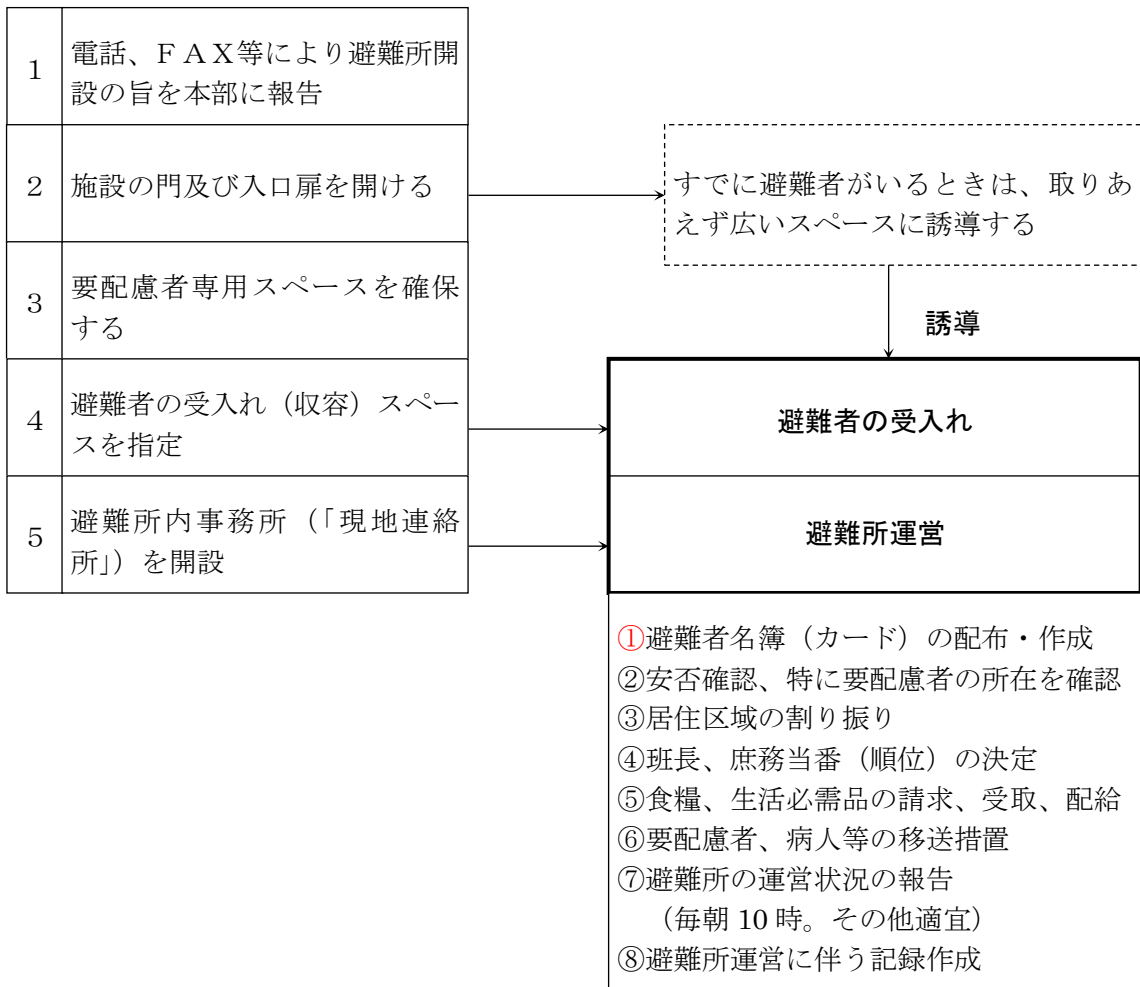
(2) 避難所開設の報告

避難誘導班班長は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難所開設の目的
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

(3) 開設から運営までの手順

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



(4) 避難所の運営

町は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

ア 男女双方の視点

- ・女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
- ・生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付

イ 避難所の安全性の確保

- ・巡回警備や防犯ブザーの配布

(5) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

ア 自治会組織等の結成とリーダーへの協力

イ 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力

ウ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

エ 要配慮者への配慮

オ プライバシーの保護

カ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(6) 福祉避難所における支援

ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、町は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

イ 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

ウ 福祉避難所の周知

町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

エ 食料品・生活用品等の備蓄

町は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

オ 福祉避難所の開設

町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

カ 福祉避難所開設の報告

町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- (イ) 福祉避難所開設の目的
- (ウ) 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- (エ) 開設期間の見込み

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

医療救護班、避難誘導班、応急復旧班は、関係団体・業者等と連携して被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

町は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

ア 町及び県は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態や精神状態の把握及び健康相談を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等は、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

ウ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

エ エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

オ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

カ 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

キ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 要配慮者の把握

町及び県は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携の強化

町及び県は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神衛生、カウンセリング

町は、県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、保健所と連携して心のケア活動を実施する。

(1) 相談窓口

精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、町及び保健所は被災者に配布する。

(2) 精神保健医療体制

初期こころのケア対策実施体制の確立において、町が果たすべき役割は、医療救護班班長が関係各班班長と協力して行う。

ア DPATは、町、保健所、日赤心のケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援に当たる。

イ 精神保健、心のケア対策として、町は県及び保健所と連携して次のことを実施する。

(ア) フェイズ1～2

心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時DPATとの同行訪問

(イ) フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・ 継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供

(ウ) フェイズ4

- ・ 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

また、町は、保健所とともに、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(エ) 災害時のこころのケアへの対応

- a 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。
- b 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民（ハイリスク者）に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

■ 心理的応急対応「サイコロジカル・ファーストエイド（P F A）」

災害やテロの直後に子ども、思春期の人、大人、家族の心理的ニーズに対して行うことのできる効果の知られた心理的支援の方法（災害やテロの直後に行う支持的な介入方法）共感と気づかいに満ちた災害救援者からの支援は、初期反応の苦しみをやわらげ、被災者の回復を助けます。

各対象の状態に合わせた理解の仕方や具体的な援助方法なども記載されています。

出典：「サイコロジカル・ファーストエイド実施手引き第2版」アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク（アメリカ国立P T S Dセンター）D P A T事務局ホームページ <http://www.dpat.jp>

第3 愛玩動物の保護対策

〔総括班・医療救護班〕

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

(1) 情報の収集・発信

町は、県動物指導センターと連携し、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。

(2) 愛玩動物の保護対策

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって安全確保などの対策を行うが、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難を希望した場合は、設置する避難所の近隣に受け入れられるよう配慮に努める。

また、動物愛護の観点から、県や県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援を行う。

さらに、飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護は、県及び県動物指導センターと連携し、関係機関や団体と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見、応急手当に努める。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

第4 ボランティア活動の支援

〔医療救護班〕

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 受入れ体制の確保

災害発生後直ちに、医療救護班班長は町社会福祉協議会にボランティア現地本部である災害ボランティアセンターを設置するとともに、提供するスペース、ボランティア活動用資機材、設備、救援物資等を活用し、避難所在住の住民及び担当地区の住民に対し、次のとおりボランティア供給活動を行うよう要請する。

なお、県にボランティア支援本部が設置された場合は、全体的な情報支援、コーディネーターの派遣などの協力を得る。

ア 「受入れ窓口」の運営

町社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターを置き、運営要員はその都度町社会福祉協議会責任者が決める。

なお、災害ボランティアセンターは、町との連絡・調整に当たるとともに、ボランティア活動のとりまとめを行う。

イ ボランティア現地本部における活動内容

町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) 関係機関からの情報収集
- (イ) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティアの調整及び割り振り
- (カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (キ) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- (ク) ボランティア保険加入事務
- (ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (コ) その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部である災害ボランティアセンターとの連携

町社会福祉協議会責任者は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、医療救護班とボランティア現地本部である災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

(2) 災害ボランティアに協力依頼する活動内容

災害ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事、飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 各班の協定団体・事業所に協力依頼する活動内容

各班の協定団体・事業所に協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ア 発生初期における消火活動（消防団OB）
- イ 倒壊建物・土砂災害等による生き埋め者の救出活動（建設業関連業者）
- ウ 負傷者の応急手当及び避難所・病院等への搬送（看護師等による）
- エ 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
- オ 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- カ 被災者に対する救助物資の仕分及び輸送等の業務への協力
- キ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- ク 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、警備業者、物流業者等による）
- ケ 建築物危険度判定調査への協力（建築士等による）
- コ 避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- サ こころのケア業務への協力（カウンセラー等による）
- シ 「相談窓口」業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- ス その他各班が行う災害応急対策業務への協力

(4) 災害ボランティア保険の加入促進

災害ボランティア活動中の事故に備え、災害ボランティア保険についての広報を実施するなど災害ボランティア保険への加入を促進するとともに、災害ボランティア保険の広報、助成に努める。

第5 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

〔総括班・避難誘導班・医療救護班・関係各課〕

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

避難誘導班班長は、調達班の協力を得て被災者のニーズ把握を行うため避難所等に職員を派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。

さらに、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握は、避難誘導班が、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の協力による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。日本語を解さない外国人についても、語学ボランティアの活用による巡回訪問等によりニーズ把握に努めるものとする。

- ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- イ 病院通院介助
- ウ 話し相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ 縁故者への連絡
- カ 母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

避難誘導班は、各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関、その他団体等の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

避難誘導班班長は、関係各班と協力し、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容が多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階に設置
開設・調整業務	避難誘導班が行う。
相談業務	各班職員複数を各種相談窓口派遣し要員とする。
各種相談内容	(ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等） (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害） (ウ) 法律相談（借地借家契約、損害補償等） (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等） (オ) 外国人（安否確認、震災関連情報、母国との連絡、避難生活等） (カ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事） (キ) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等） (ク) 消費（物価、必需品の入手） (ケ) 教育（学校） (コ) 福祉（障害者、高齢者、児童等） (サ) 医療・衛生（医療、薬、風呂） (シ) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体） (ス) 金融（融資、税の免除） (セ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通） (ソ) 手続き（り災証明、死亡認定等） (タ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）
※可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。	

(3) 臨時住民相談所の開設

避難誘導班は、必要と認める場合は、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に臨時住民相談所を開設し、被災した住民の相談、要望、苦情などの積極的な相談に応じる。

(4) 防災機関による相談

本部長は、必要に応じて電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、町の相談窓口及び臨時住民相談所への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

3 被災者への情報伝達

防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報の各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) 報道機関（テレビ、ラジオ）の活用

県を通じ報道機関（NHK水戸放送局、(株)茨城放送）の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(3) F A Xの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、N T T東日本茨城支店、電器メーカー等の協力を得てF A Xを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(4) 被災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、被災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

4 安否情報の提供

町は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第6 義援物資対策

〔総括班・調達班〕

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

1 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

ア 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

イ 町は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入

町は、防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災者が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に候補施設を選定しておくよう努める。

また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努めるものとする。

(3) 物資の配送

物資の配送に当たっては、災害時応援協定に基づきトラック協会等に要請し、実施する。

第36節 災害救助法の適用

町長は、大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を超えると推定された場合、躊躇なく救助法の適用を県知事に申請し、被災者個人の基本的生活権の保護と町全体としての社会秩序の保全を図るとともに、対策の実施に伴う財政的・制度的根拠を担保する。

第1 被害状況の把握及び認定

〔総括班・応急復旧班〕

救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失住家1世帯＝全壊、全焼、流失した世帯	住家 1世帯
滅失住家1世帯＝半壊、半焼等著しく損傷した世帯	住家 2世帯
滅失住家1世帯＝床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯	住家 3世帯

2 住家の滅失等の算定

救助法の認定に際しては、住家の被害程度の認定が重要な要素となる。おおよその基準は、次のとおりである。

住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊、全焼、流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のも
住家の半壊・半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
住家の床上浸水	前記2項目に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

住家及び世帯の単位は次に示すとおりである。

区 分	単 位 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 救助法の適用基準

〔総括班〕

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項の規定による。町に適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

区 分	人 口 平成 27 年 国 勢 調 査	1号適用（町内の 住家減失世帯数）	2号適用（県内の住 家減失世帯数）2,000 世帯以上のとき。	3号適用 （厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする）	4号適用
城 里 町	19,800人	50世帯以上	25世帯以上	*1 *2	*3

- *1 県下の被害世帯数が9,000世帯以上あり、かつ町内の被害世帯数が多数であるとき。
- *2 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したとき。
- *3 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

第3 救助法の適用手続き

〔総括班〕

1 被害状況報告

町長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、被害状況報告表を用いて、県知事に対して報告する。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は救助法の規定による救助に着手しその状況を県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。また、災害救助期間の延長等特例申請は、福祉相談センター地域福祉課に行う。

第4 救助法による救助

1 救助の実施者

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を町長に通知する。

なお、この法律の適用以外の災害その実施については、災害対策基本法第5条に基づき町長が応急措置を実施する。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助法による救助の種類、方法、期間、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等その実施については、茨城県災害救助法施行細則による。

第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

〔避難誘導班・医療救護班・応急復旧班・文教班〕

災害復旧計画は災害発生後被災した施設の復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

町の各課は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

第2 災害復旧事業の種類

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
- (2) 砂防設備事業復旧計画
- (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- (5) 港湾公共土木施設事業復旧計画
- (6) 海岸公共土木施設事業復旧計画

2 農林水産施設事業復旧計画

- (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
- (2) その他施設

- ア 林業施設事業復旧計画
- イ 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第4 解体、がれきの処理

1 作業体制の確保

町民課は都市建設課と協力し、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

2 処理対策

(1) 状況把握

町民課は、関係機関・団体に、巡視等から迅速に被災地域の状況を把握するよう要請する。

(2) 処理の実施

町民課は、(1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川について、解体、がれき処理を実施する。その際、分別・減量化・再利用等を考慮し、特にアスベスト等の有害廃棄物については、適切な処理を行う。また、必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3) 集積地の確保及び管理

町民課は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して集積地の確保を要請する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

〔総括班〕

災害復旧事業の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なう災害復旧実施並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、本町に援助される事業は、次のとおりである。

- ・ 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- ・ 激甚災害に係る財政援助措置

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

〔関係班〕

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

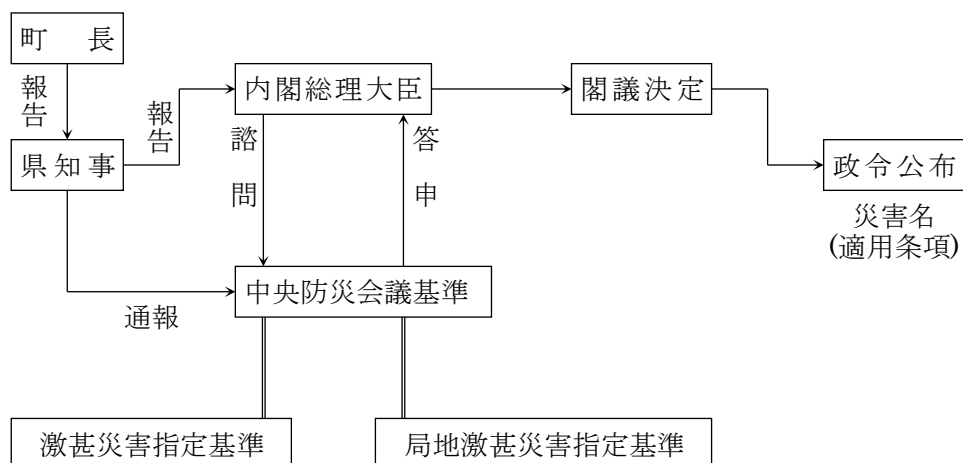
〔総括班〕

災害対策基本法に規定する著しく激甚である被害（以下「激甚災害」という。）に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害に指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害指定の手続き

町長は災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。

なお、被害が激甚なため激甚災害指定の手続をする場合の流れは以下に示すとおりである。



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

町は、被災者の速やかな生活再建への立ち上がりを促し、復旧支援施策と災害時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1 天災融資法に基づく農林漁業者経営資金を融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

- (1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。
- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。
- (3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

4 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いをするよう指導する。

第2 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町村、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。

5 県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等の措置を行う。

第3 住宅復興資金

第3章第3節第7「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第4 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

第5 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- 1 対象者 母子家庭の母または寡婦
- 2 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- 3 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
- 4 貸付利率 年3%ただし据置期間中は無利子

第6 義援金品の募集及び配分

1 義援金品の募集及び受付

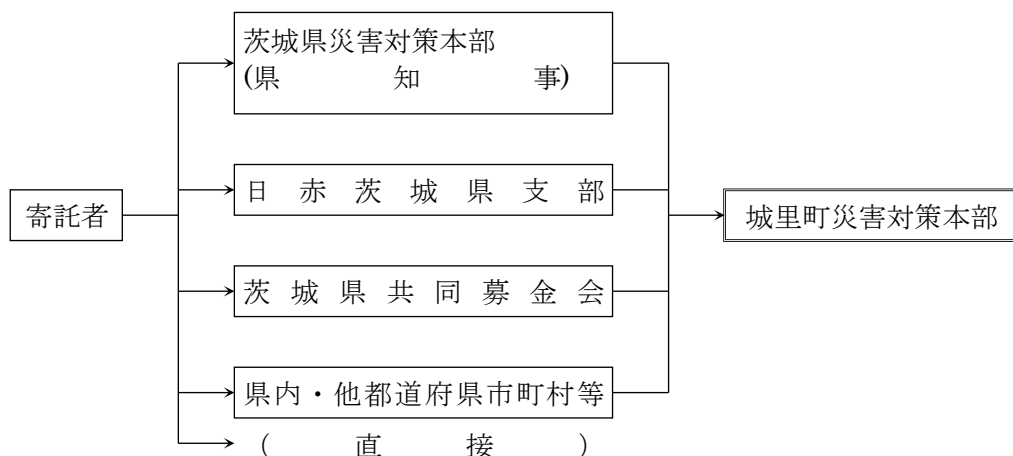
(1) 募集及び受付

義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、町は県等の行政機関とともに、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付は、避難誘導班が担当する。

募集に当たっては、県・日赤茨城県支部・茨城県共同募金会と連携を図りながら、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

なお、義援品は、被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包に際して品名を明示するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう協力を求めるものとする。

義援金品の受入れ経路



2 義援金品の保管

寄託された被災者に対する義援金は、町指定金融機関で適正に保管する。

3 義援金品の配分

委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、県及び町は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

第7 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき制定した町条例の定めるところにより実施する弔慰金の支給制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	(ア) 町内において住家が5世帯以上滅失した自然災害 (イ) 茨城県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (ウ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (エ) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給額	(ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 (イ) その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、町(1/4)

(2) 災害障害見舞金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した町条例の定めるところにより実施する障害見舞金の支給制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
障害の程度	上記の災害により法別表に定める程度の障害を有する者となった者
支給額	(ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 (イ) その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	災害弔慰金に同じ

(3) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定した町条例に定めるところにより実施する貸付制度は以下に示すとおりである。

対象となる災害	(ア) 町に災害救助法が適用された場合の自然災害 (イ) 茨城県内における災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害																				
貸付限度額	<table border="0"> <tr> <td>(ア) 世帯主の1ヵ月以上の負傷</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 住居の半壊</td> <td>170(250)万円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 住居の全壊</td> <td>250(350)万円</td> </tr> <tr> <td>(オ) 住居の全体が滅失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>(カ) (ア)と(イ)が重複</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>(キ) (ア)と(ウ)が重複</td> <td>270(350)万円</td> </tr> <tr> <td>(ク) (ア)と(エ)が重複</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">()は特別の事情がある場合</td> </tr> </table>			(ア) 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円	(イ) 家財の1/3以上の損害	150万円	(ウ) 住居の半壊	170(250)万円	(エ) 住居の全壊	250(350)万円	(オ) 住居の全体が滅失	350万円	(カ) (ア)と(イ)が重複	250万円	(キ) (ア)と(ウ)が重複	270(350)万円	(ク) (ア)と(エ)が重複	350万円	()は特別の事情がある場合	
(ア) 世帯主の1ヵ月以上の負傷	150万円																				
(イ) 家財の1/3以上の損害	150万円																				
(ウ) 住居の半壊	170(250)万円																				
(エ) 住居の全壊	250(350)万円																				
(オ) 住居の全体が滅失	350万円																				
(カ) (ア)と(イ)が重複	250万円																				
(キ) (ア)と(ウ)が重複	270(350)万円																				
(ク) (ア)と(エ)が重複	350万円																				
()は特別の事情がある場合																					
貸付条件	所得制限	世帯人員	町民税における総所得金額																		
		1人	220万円																		
		2人	430万円																		
		3人	620万円																		
		4人	730万円																		
		5人以上	1人増すごとに 730万円に30万円を加えた額																		
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1、270万円とする。																			
	貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)																			
据置期間	3年 (特別の事情がある場合5年)																				
償還期間	10年 (据置期間を含む。)																				
償還方法	年賦又は半年賦																				
財源	貸付原資の3分の2を国庫負担、3分の1を県負担																				

2 県による資金の貸付等

大規模災害時において、県で実施される資金の貸付や融資等には以下の様なものがある。

- (1) 生活福祉資金の貸付
- (2) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (3) 農林漁業復旧資金

- ア 天災融資法に基づく融資
- イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ウ 農林漁業金融公庫（農林漁業施設資金）
- エ 農業災害補償

- (4) 中小企業復興資金

以上の資金について、町は県に対し迅速かつ円滑に行われるよう協力するとともに、関係各班、関係機関・団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に実施する。

3 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度である。

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補償資金の貸付を行う。

町及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早急を実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

- (1) 災害復興住宅建設資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13m ² 以上175m ² 以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度	原則1,500万円以内
土地取得費	原則970万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	(ア) 木造(一般)25年以内 (イ) 耐火、準耐火、木造(耐久性)35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース(中古住宅)購入資金

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50m ² (共同建ての場合は30m ²)以上175m ² 以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
貸付対象者	(ア) 新築住宅原則2,470万円以内(土地取得資金を含む。) (イ) リ・ユース住宅原則2,170万円以内(土地取得資金を含む。)
貸付限度	(ア) 木造等 1,100万円以内 (イ) 耐火、簡易耐火 1,160万円以内
償還期間	25～35年以内

(3) 補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
貸付限度	660万円以内
移転費	400万円以内
整地費	400万円以内
償還期間	20年以内

(4) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合、町はり災者の希望により災害の実態を調整した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支店に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

4 り災証明書の発行

(1) 担当部

り災証明書の発行事務は、現地調査を税務課が担当し、申請受付及び発行を町民課が担当する。

(2) 発行の手続き

町民課は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上で発行するものとする。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、「り災証明書」を発行するものとする。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住家	(ア) 全壊(全焼) (イ) 流失 (ウ) 半壊(半焼) (エ) 床上浸水 (オ) 床下浸水
人	(ア) 死亡 (イ) 行方不明 (ウ) 負傷

(4) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

第8 租税及び公共料金等の特例措置

1 租税等の徴収猶予及び減免の措置

(1) 町税

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 町 民 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国 民 健 康 保 険 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
後 期 高 齢 者 医 療 保 料	災害により被害を受け減免等に関する取扱要綱に該当する場合に一部負担金の減免等をする。(茨城県後期高齢者医療広域連合)
介 護 保 険 料	災害等により住宅または家財に損害を受けた場合に、損害の割合に応じ、介護保険料を徴収猶予し、又は減免する。
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値が減じた土地について行う。

(2) 保育料金の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2 その他公共料金の特例措置

その他関係機関が行う、被災者の生活確保に関する対応は以下のようなものがある。

(1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社

ア 被災者に対する通常葉書（1世帯当たり5枚）・郵政書簡（1枚）の無償交付
被災地の集配郵便局長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物（第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（速達も可）及び電子郵便）の料金免除
被災地を所管する地方郵政局長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた被災者援助を内容とした小包又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(イ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 東日本電信電話株式会社茨城支店

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し料金等又は工事に関する費用を減免することがある。

(3) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第9 住宅建設の促進

【応急復旧班】

1 建設計画の作成

町は、住宅被害の実態を把握し、県の助言・指導を得て住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

2 事業の実施

町及び県は、建設計画に基づき災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3 入居者の選定

町は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定について、県の助言・指導を得て作成する。

第10 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金の支給を行う。

町は、法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

1 対象となる自然災害

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

2 被災世帯の要件及び支給上限額

収入額合計 (総所得金額合計)	世帯主の年齢等	支給上限額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	300万円	225万円
500万円超700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

3 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第5節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 被災者に対する職業のあっせん

- 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。
- 2 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第2 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため町及び県は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。